

資 料 編

資 料

資 料 索 引

第2部 環境の状況と施策

第1 快適

第1章 都市環境の保全

第1節 大気環境

資料

資料1-1-1	測定局別環境基準適合状況	1
資料1-1-2	二酸化窒素 (NO ₂) 濃度経年変化	2
資料1-1-3	二酸化窒素 (NO ₂) の年間測定結果及び環境基準対比	3
資料1-1-4	一酸化窒素および窒素酸化物の年間測定結果	4
資料1-1-5	浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度経年変化	5
資料1-1-6	浮遊粒子状物質 (SPM) の年間測定結果及び環境基準対比	6
資料1-1-7	ローリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び 重金属成分	7
資料1-1-8	ハイポリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん (総粉じん) 濃度及び 重金属成分	7
資料1-1-9	光化学オキシダント (O _x) 測定結果及び環境基準対比	8
資料1-1-10	非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比	8
資料1-1-11	光化学オキシダント (スモッグ) 緊急時発令基準と発令時の周知事項	9
資料1-1-12	光化学オキシダント (スモッグ) 緊急時発令地域 (大阪市関係) 及び測定点	10
資料1-1-13	年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況	11
資料1-1-14	年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況	11
資料1-1-15	二酸化硫黄 (SO ₂) 濃度経年変化	12
資料1-1-16	二酸化硫黄 (SO ₂) の年間測定結果及び環境基準対比	13
資料1-1-17	一酸化炭素 (CO) 濃度経年変化	14
資料1-1-18	一酸化炭素 (CO) の年間測定結果及び環境基準対比	14
資料1-1-19	大気汚染防止法による規制の仕組み	15
資料1-1-20	大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み (大気関係)	15
資料1-1-21	固定発生源窒素酸化物排出量の推移	16
資料1-1-22	燃料使用量 (区別)	16
資料1-1-23	窒素酸化物特定工場等	17
資料1-1-24	硫黄酸化物特定工場等	17
資料1-1-25	ばい煙処理施設の設置状況	18
資料1-1-26	立入指導等の状況 (大気)	19
資料1-1-27	環境月間に係る立入検査結果	19
資料1-1-28	大気汚染防止推進月間に係る立入検査結果	19
資料1-1-29	悪臭に係る検査件数	19
資料1-1-30	特定粉じん (吹付けアスベスト) 排出等作業に係る届出件数	19
資料1-1-31	区別届出対象工場・事業場数 (大気汚染防止法)	20
資料1-1-32	粉じん発生施設数 (大気汚染防止法)	20
資料1-1-33	ばい煙発生施設設置状況 (大気汚染防止法)	21
資料1-1-34	届出工場・事業場数 (大阪府生活環境の保全等に関する条例)	22
資料1-1-35	大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例 (大気) に 基づく届出件数	22
資料1-1-36	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数	22

第2節 自動車公害対策

資料1-2-1	普通貨物車の車齢別構成比率 (大阪府域、各年度末現在)	23
資料1-2-2	車両総重量保有台数の推移 (普通貨物車:大阪府域、各年度末現在)	23
資料1-2-3	自動車走行量及び渋滞時間等の推移	23
資料1-2-4	道路交通騒音測定地点図	24
資料1-2-5	道路交通騒音の環境基準の達成状況	24
資料1-2-6	過去5年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化 (道路交通騒音・振動関係)	26
資料1-2-7	自動車排出ガス規制の法体系	26
資料1-2-8	自動車排出ガス規制の推移 (新車)	27

資料 1-2-9	使用過程車規制	32
資料 1-2-10	自動車排出ガス規制強化の推移	33
資料 1-2-11	二輪車の自動車排出ガス規制	35
資料 1-2-12	ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制	35
資料 1-2-13	自動車の燃料に関する許容限度	35
資料 1-2-14	軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移	35
資料 1-2-15	自動車単体騒音規制の推移	36
資料 1-2-16	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO _x ・PM法）	37
資料 1-2-17	自動車の燃費基準について	38
資料 1-2-18	道路交通騒音に関する法体系	39
資料 1-2-19	道路交通振動に関する法体系	39
資料 1-2-20	大阪市公用車への低公害車等の導入状況	40
資料 1-2-21	LEV-6 排出ガス指定基準	41
資料 1-2-22	クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動実施内容	42

第3節 水環境

資料 1-3-1	神崎川水域におけるBODの経年変化	43
資料 1-3-2	淀川水域におけるBODの経年変化	43
資料 1-3-3	寝屋川水域におけるBODの経年変化	43
資料 1-3-4	大阪市内河川水域におけるBODの経年変化	44
資料 1-3-5	大和川水域におけるBODの経年変化	44
資料 1-3-6	大阪港湾水域におけるCODの経年変化	44
資料 1-3-7	大阪市内公共用水域における水質調査結果	45
資料 1-3-8	河川観測局における水質経年変化（年平均値）	47
資料 1-3-9	大阪港湾湾区域内底質調査結果	49
資料 1-3-10	市内河川魚類生息状況調査結果	50
資料 1-3-11	市内河川の魚類の分布	51
資料 1-3-12	下水処理区と下水処理場	52
資料 1-3-13	水域別・行政区別・法律条例適用事業場数	52
資料 1-3-14	立入指導等の状況（公共用水域へ排水を排出する工場・事業場）	52
資料 1-3-15	水質関係 法律・条例届出受理件数	53
資料 1-3-16	特定事業場・除害施設必要事業場数	53
資料 1-3-17	立入り指導等の状況（公共下水道へ排水を排出する工場・事業場）	53

第4節 地盤環境

資料 1-4-1	各区の主要地点年間変動量	54
資料 1-4-2	累積沈下等量線推定図	55
資料 1-4-3	地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果	56
資料 1-4-4	地下水概況調査結果	57
資料 1-4-5	地下水汚染井戸周辺地区調査結果	58
資料 1-4-6	地下水定期モニタリング調査結果	59

第5節 化学物質

資料 1-5-1	ダイオキシン類環境調査結果	60
資料 1-5-2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数	64
資料 1-5-3	有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果	64
資料 1-5-4	アスベスト環境モニタリング調査結果	64
資料 1-5-5	「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量	65

第6節 騒音・振動

資料 1-6-1	特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）	68
資料 1-6-2	騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づく特定（届出）施設の年度別届出件数	68
資料 1-6-3	工場・事業場騒音苦情件数内訳（業種別、発生施設別、従業員数別）	69
資料 1-6-4	特定建設作業届出件数（騒音）	69
資料 1-6-5	新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果	70
資料 1-6-6	大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）	70
資料 1-6-7	関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果（此花下水処理場）	70

資料1-6-8	近隣騒音の苦情件数	71
資料1-6-9	一般環境騒音の騒音レベル別頻度	71
資料1-6-10	一般環境騒音の環境基準適合状況	71
資料1-6-11	騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する 条例による工場等の規制の仕組み	72
資料1-6-12	立入指導等の状況(騒音)	72
資料1-6-13	新幹線鉄道騒音・振動対策内容(民家防音・防振工事)	73
資料1-6-14	新幹線鉄道騒音・振動対策内容(本市分の延べ施工延長)	73
資料1-6-15	航空機騒音の障害防止対策(大阪国際空港)	73
資料1-6-16	振動関係苦情件数の内訳	74
資料1-6-17	特定(届出)工場・事業場数(振動関係)	74
資料1-6-18	振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(振動)に基づく 特定(届出)施設の年度別届出件数	74
資料1-6-19	特定建設作業届出件数(振動)	75
資料1-6-20	立入指導等の状況(振動)	75

第8節 公害苦情の処理

資料1-8-1	公害苦情の種類別の経年変化	76
資料1-8-2	行政区別苦情件数集計表	76

第9節 環境保全設備資金融資

資料1-9-1	公害別融資状況	77
資料1-9-2	利子助成状況	77

第10節 公害健康被害の救済と健康被害予防事業

資料1-10-1	行政区別認定数	78
資料1-10-2	認定疾病別内訳	78
資料1-10-3	障害等級別内訳	79
資料1-10-4	補償給付	79
資料1-10-5	大阪市小児ぜん息等医療費助成制度	80
資料1-10-6	環境改善事業実施状況	81

第2 地球環境

第1章 地球環境の保全

資料3-1-1	「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図	82
---------	-----------------------	----

第3 循環

第2章 資源利用

資料6-1-1	グリーン調達実績	83
---------	----------	----

第3章 廃棄物対策

資料7-1-1	廃棄物の種類と定義	84
資料7-1-2	ごみ組成の推移	85
資料7-1-3	ごみの三成分及び発熱量の変化	85
資料7-4-1	産業廃棄物処理業許可状況	86

第4 協働

第1章 環境コミュニケーションの推進

資料8-1-1	大阪市立環境学習センターの概要	87
資料8-1-2	大阪市立環境学習センター事業実績概要	88
資料8-3-1	環境月間行事実施内容	89
資料8-3-2	ポスター等による啓発内容	90

第2章 すべての主体の環境保全行動の展開

資料9-2-1	大阪環境産業振興センター（ATCグリーンエコプラザ）の概要	90
資料9-2-2	大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要	91
資料9-2-3	大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の行動目標達成状況	92

第3章 環境配慮の推進

資料10-1-1	大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例・環境影響評価法の 対象事業等一覧表	93
資料10-2-1	大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表	94
資料10-3-1	大規模建築物等の事前協議件数	97
◆	市域の概況	97
◆	大阪市環境関連事業予算	103

資料 1-1-1 測定局別環境基準適合状況

(平成15年度)

測定局名		二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO ₂)		光化学オキシダント (O _x)	
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	短期的 評価	
一般環境 大気 測定局	北区 済美小学校	○	○	○	○	○	---	
	此花区 此花区役所	○	○	○	○	○	×	
	大正区 平尾小学校	○	○	○	○	○	---	
	西淀川区 淀中学校	○	○	○	○	○	×	
	淀川区 淀川区役所	○	○	○	○	○	×	
	生野区 勝山中学校	○	○	○	○	○	×	
	旭区 大宮中学校	○	○	○	○	○	×	
	城東区 聖賢小学校	○	○	○	○	○	×	
	住之江区 清江小学校	○	○	○	○	○	×	
	平野区 摂陽中学校	○	○	○	○	○	×	
	西成区 今宮中学校	○	○	○	○	○	×	
	西区 堀江小学校	○	○	○	○	○	×	
	鶴見区 茨田北小学校	---	○	○	○	○	×	
	浪速区 難波中学校	---	---		---		×	
住之江区 南港中央公園	○	○	○	○	○	×		
測定局名		二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO ₂)		一酸化炭素 (CO)	
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価
自動車 排出 ガス 測定局	北区 梅田新道	×	○	×	---		○	○
	西淀川区 出来島小学校	×	○	×	○	○	○	○
	住之江区 北粉浜小学校	○	○	×	---		○	○
	東住吉区 杭全町交差点	○	○	○	---		---	
	旭区 新森小路小学校	×	○	×	---		○	○
	福島区 海老江西小学校	○	○	○	○	○	---	
	東成区 今里交差点	×	○	×	---		○	○
	東淀川区 上新庄交差点	○	---		---		---	
	住之江区 住之江交差点	×	---		---		---	
	鶴見区 茨田中学校	○	○	○	---		---	
	住吉区 我孫子中学校	○	---		---		---	

(注) ○は環境基準適合を、×は環境基準不適合を示します。

資料1-1-2 二酸化窒素 (NO₂) 濃度経年変化

(単位: ppm)

年度		測定局												
		平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
一般環境 大気 測定局	北 区	*		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	北 区	0.033	0.033	0.035	0.035	0.034	0.033	0.035	0.034	0.031	0.030			
	此 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	☆
	此 区	0.036	0.037	0.038	0.037	0.036	0.035	0.035	0.034	0.032	0.030			
	大 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	大 区	0.035	0.034	0.037	0.034	0.034	0.031	0.034	0.031	0.030	0.030			
	西 区	*			*	*		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	西 区	0.032	0.035	0.034	0.034	0.033	0.026	0.028	0.025	0.026	0.026			
	淀 区				*	*								
	淀 区	0.033	0.035	0.034	0.035	0.033	0.032	0.033	0.033	0.030	0.029			
	生 区				*	*				☆	☆	☆	☆	☆
	勝 区	0.031	0.033	0.032	0.033	0.032	0.031	0.030	0.030	0.028	0.028			
	旭 区				*	*								☆
	大 区	0.032	0.033	0.033	0.033	0.032	0.031	0.031	0.030	0.028	0.026			
	城 区	*		*	*	*				*				
	聖 区	0.033	0.034	0.035	0.033	0.033	0.031	0.032	0.030	0.029	0.028			
	住 区	*	*	*	*	*				☆	☆	☆	☆	☆
	清 区	0.035	0.038	0.037	0.035	0.035	0.033	0.034	0.033	0.028	0.029			
	平 区			*	*	*				☆	☆	☆	☆	☆
撰 区	0.032	0.034	0.037	0.035	0.033	0.032	0.034	0.031	0.028	0.027				
西 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
今 区	0.035	0.040	0.040	0.038	0.037	0.035	0.037	0.035	0.030	0.031				
西 区	*		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
堀 区	0.036	0.037	0.040	0.036	0.034	0.034	0.036	0.035	0.032	0.032				
住 区						*	*	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
南 区	—	—	—	—	—	0.034	0.036	0.033	0.031	0.031				
	市内平均	0.034	0.035	0.036	0.035	0.034	0.032	0.033	0.032	0.029	0.029			
自動車 排出 ガス 測定局	北 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	梅 区	0.046	0.044	0.045	0.046	0.044	0.043	0.045	0.043	0.042	0.043			
	西 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	☆	
	出 区	0.043	0.047	0.048	0.046	0.044	0.046	0.048	0.047	0.045	0.038			
	住 区	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	☆	☆	
	北 区	0.042	0.045	0.045	0.046	0.045	0.044	0.041	0.040	0.038	0.037			
	東 区	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	☆	☆	
	杭 区	0.048	0.046	0.048	0.046	0.049	0.041	0.042	0.041	0.039	0.039			
	旭 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	新 区	0.045	0.050	0.049	0.046	0.045	0.043	0.044	0.043	0.041	0.040			
	福 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	海 区	0.044	0.044	0.045	0.041	0.042	0.045	0.045	0.037	0.034	0.032			
	東 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	今 区	0.048	0.051	0.052	0.052	0.050	0.050	0.050	0.046	0.044	0.044			
	東 区	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	☆	☆	
上 区	0.040	0.044	0.046	0.044	0.043	0.042	0.037	0.036	0.035	0.035				
住 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
住 区	0.042	0.046	0.049	0.046	0.043	0.038	0.040	0.039	0.037	0.037				
鶴 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
茨 区	0.043	0.045	0.046	0.044	0.043	0.043	0.045	0.044	0.038	0.036				
住 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
我 区	0.042	0.048	0.050	0.047	0.036	0.034	0.036	0.035	0.033	0.031				
	市内平均	0.044	0.046	0.048	0.046	0.044	0.043	0.043	0.041	0.039	0.037			

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。
 2. ☆印は化学発光法、その他は吸光光度法による測定です。
 3. *印は環境基準値(長期的評価)を超えた局です。
 4. 出来島小学校測定局は、平成15年4月1日から平成15年5月12日まで測定機の動作不良により欠測です。
 平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転しました。
 平成10年4月1日に住吉区長居小学校から住吉区我孫子中学校に継続局として移転しました。
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。
 平成12年4月1日から住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更しました。
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-3 二酸化窒素 (NO₂) の年間測定結果及び環境基準対比

(平成15年度)

	測定局名	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			(ppm)	(日)	(%)	(日)		
一般環境大気測定局	北区 濟美小学校	0.030	4	1.1	64	17.5	0.057	0
	此花区 此花区役所	0.030	2	0.6	63	17.5	0.053	0
	大正区 平尾小学校	0.030	5	1.4	71	19.4	0.058	0
	西淀川区 淀中学校	0.026	1	0.3	25	6.8	0.047	0
	淀川区 淀川区役所	0.029	2	0.5	58	15.9	0.053	0
	生野区 勝山中学校	0.028	2	0.5	52	14.2	0.052	0
	旭区 大宮中学校	0.026	2	0.5	36	9.9	0.050	0
	城東区 聖賢小学校	0.028	2	0.5	59	16.1	0.054	0
	住之江区 清江小学校	0.029	1	0.3	59	16.1	0.052	0
	平野区 摂陽中学校	0.027	1	0.3	36	9.8	0.049	0
	西成区 今宮中学校	0.031	2	0.5	67	18.4	0.053	0
	西区 堀江小学校	0.032	7	1.9	79	21.7	0.060	0
	住之江区 南港中央公園	0.031	4	1.1	90	24.6	0.057	0
自動車排出ガス測定局	北区 梅田新道	0.043	23	6.3	195	53.3	0.068	16
	西淀川区 出来島小学校	0.038	11	3.5	126	40.0	0.064	5
	住之江区 北粉浜小学校	0.037	4	1.1	131	36.1	0.057	0
	東住吉区 杭全町交差点	0.039	7	1.9	157	42.9	0.060	0
	旭区 新森小路小学校	0.040	16	4.4	159	43.4	0.064	9
	福島区 海老江西小学校	0.032	2	0.5	85	23.2	0.057	0
	東成区 今里交差点	0.044	30	8.2	196	53.6	0.071	23
	東淀川区 上新庄交差点	0.035	3	0.8	117	32.2	0.054	0
	住之江区 住之江交差点	0.037	9	2.5	135	37.1	0.061	2
	鶴見区 茨田中学校	0.036	7	1.9	125	34.5	0.060	0
住吉区 我孫子中学校	0.031	1	0.3	71	19.4	0.050	0	

(注) 【98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあり、かつ0.06ppmを超えた日数です。

資料1-1-4 一酸化窒素および窒素酸化物の年間測定結果

(平成15年度)

測定局名	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物(NO+NO ₂)				
	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値 NO ₂ (NO+NO ₂)	
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)	
一般環境 大気 測定局	北区 済美小学校	0.016	0.344	0.088	0.045	0.410	0.142	65.3
	此花区 此花区役所	0.022	0.355	0.089	0.051	0.438	0.141	58.0
	大正区 平尾小学校	0.020	0.389	0.086	0.049	0.462	0.141	60.4
	西淀川区 淀中学校	0.013	0.224	0.053	0.039	0.292	0.095	65.9
	淀川区 淀川区役所	0.019	0.332	0.079	0.048	0.404	0.131	61.2
	生野区 勝山中学校	0.013	0.227	0.058	0.040	0.323	0.109	68.1
	旭区 大宮中学校	0.015	0.293	0.075	0.042	0.367	0.127	63.5
	城東区 聖賢小学校	0.018	0.386	0.081	0.046	0.476	0.136	61.3
	住之江区 清江小学校	0.014	0.288	0.057	0.043	0.365	0.102	67.8
	平野区 摂陽中学校	0.014	0.292	0.061	0.041	0.351	0.102	66.0
	西成区 今宮中学校	0.016	0.334	0.066	0.046	0.409	0.118	66.5
	西区 堀江小学校	0.020	0.492	0.098	0.052	0.585	0.155	61.0
	住之江区 南港中央公園	0.020	0.489	0.091	0.051	0.598	0.137	61.2
	市内平均	0.017	—	—	0.046	—	—	—
自動車 排出 ガス 測定局	北区 梅田新道	0.048	0.770	0.139	0.090	0.859	0.205	47.3
	西淀川区 出来島小学校	0.040	0.338	0.114	0.078	0.419	0.166	48.6
	住之江区 北粉浜小学校	0.043	0.346	0.089	0.080	0.421	0.139	46.2
	東住吉区 杭全町交差点	0.056	0.437	0.137	0.095	0.523	0.192	40.8
	旭区 新森小路小学校	0.078	0.510	0.185	0.118	0.619	0.243	34.0
	福島区 海老江西小学校	0.036	0.347	0.114	0.068	0.418	0.160	47.4
	東成区 今里交差点	0.063	0.412	0.140	0.107	0.520	0.200	40.8
	東淀川区 上新庄交差点	0.042	0.558	0.127	0.076	0.649	0.178	45.4
	住之江区 住之江交差点	0.040	0.379	0.100	0.078	0.469	0.155	48.2
	鶴見区 茨田中学校	0.044	0.469	0.134	0.081	0.554	0.191	45.1
	住吉区 我孫子中学校	0.028	0.258	0.077	0.059	0.311	0.121	52.8
市内平均	0.047	—	—	0.085	—	—	—	

(注) 【日平均値の年間98%値】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値です。

資料 1-1-6 浮遊粒子状物質 (SPM) の年間測定結果及び環境基準対比

(平成15年度)

測定局名	年 平 均 値 (mg/m ³)	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1 時間 値 の 最高値 (mg/m ³)	日平均 値の2% 除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	
		(時間)	(%)	(日)	(%)					
一般環境大気測定局	北 区 濟美小学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.143	0.072	○	0
	此花区 此花区役所	0.032	0	0.0	0	0.0	0.134	0.069	○	0
	大正区 平尾小学校	0.037	0	0.0	0	0.0	0.151	0.076	○	0
	西淀川区 淀 中 学 校	0.030	0	0.0	0	0.0	0.140	0.065	○	0
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.024	0	0.0	0	0.0	0.141	0.056	○	0
	生野区 勝山中学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.158	0.077	○	0
	旭 区 大宮中学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.185	0.074	○	0
	城東区 聖賢小学校	0.033	0	0.0	0	0.0	0.154	0.075	○	0
	住之江区 清江小学校	0.033	0	0.0	0	0.0	0.148	0.072	○	0
	平野区 摂陽中学校	0.026	0	0.0	0	0.0	0.124	0.060	○	0
	西成区 今宮中学校	0.035	0	0.0	0	0.0	0.160	0.075	○	0
	西 区 堀江小学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.125	0.068	○	0
	鶴見区 茨田北小学校	0.036	0	0.0	0	0.0	0.159	0.076	○	0
	住之江区 南港中央公園	0.036	0	0.0	0	0.0	0.164	0.073	○	0
自動車排出ガス測定局	北 区 梅田新道	0.041	0	0.0	1	0.3	0.169	0.080	○	0
	西淀川区 出来島小学校	0.039	0	0.0	1	0.3	0.162	0.076	○	0
	住之江区 北粉浜小学校	0.038	1	0.0	0	0.0	0.217	0.077	○	0
	東住吉区 杭全町交差点	0.033	0	0.0	0	0.0	0.162	0.073	○	0
	旭 区 新森小路小学校	0.045	0	0.0	1	0.3	0.187	0.088	○	0
	福島区 海老江西小学校	0.028	0	0.0	0	0.0	0.160	0.061	○	0
	東成区 今里交差点	0.045	0	0.0	1	0.3	0.155	0.087	○	0
	鶴見区 茨田中学校	0.037	0	0.0	0	0.0	0.160	0.079	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.10mg/m³を超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。

資料 1-1-7 ローボリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分

(平成15年度)

濃度		浮遊粒子状物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Ni (ng/m^3)	Mn (ng/m^3)	Fe (ng/m^3)	Pb (ng/m^3)	Cd (ng/m^3)	Cr (ng/m^3)	V (ng/m^3)	Cu (ng/m^3)
測定局										
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	27	13.6	28	580	29	0.97	6.3	6.2	18
	西淀川区 淀中学校	20	11.2	22	240	26	0.91	9.8	2.8	16
	城東区 聖賢小学校	29	9.9	20	460	26	0.78	6.6	3.6	18
	平野区 摂陽中学校	25	12.3	16	400	21	0.78	5.5	3.6	15
	市内平均	25	11.7	22	420	25	0.86	7.1	4.1	17
	自排局 西淀川区 出来島小学校	31	15.7	32	430	45	1.15	8.4	4.3	23

(注)1. $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 測定は、各地点で48回行った。

3. 市内平均は、一般環境測定局4局の年平均値の平均である。

資料 1-1-8 ハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん（総粉じん）濃度及び重金属成分

(平成15年度)

濃度		浮遊粉じん ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Ni (ng/m^3)	Mn (ng/m^3)	Fe (ng/m^3)	Pb (ng/m^3)	Cd (ng/m^3)	Cr (ng/m^3)	V (ng/m^3)	Cu (ng/m^3)
測定局										
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	56	13	52	1,900	51	0.75	12	4.8	110
	西淀川区 淀中学校	34	—	—	1,100	44	0.85	—	3.8	87
	城東区 聖賢小学校	42	8.8	30	1,300	26	0.74	8.8	3.4	370
	平野区 摂陽中学校	46	10	34	1,300	34	0.95	11	3.5	130
	市内平均	44	11	39	1,400	39	0.82	11	3.9	170
	自排局 西淀川区 出来島小学校	53	—	—	1,700	63	0.87	—	4.3	270

(注)1. $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 測定は、各地点で12回行った。

3. 市内平均は、一般環境測定局4局の年平均値の平均である。

資料1-1-9 光化学オキシダント(Ox)測定結果及び環境基準対比

測定局名		昼間の年平均値 (単位: ppm)					1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数※ (平成15年度)		
		平成11	12	13	14	15	日数	時間数	超過率: %
此花区	此花区役所	0.028	*0.026	*0.028	*0.027	*0.026	77	337	6.18
西淀川区	淀中学校	0.031	0.029	0.030	*0.029	*0.028	79	400	7.34
淀川区	淀川区役所	0.026	0.027	0.027	*0.027	*0.025	69	329	6.05
生野区	勝山中学校	0.029	0.031	0.031	0.030	*0.030	105	488	8.95
旭区	大宮中学校	0.031	0.033	*0.032	*0.032	*0.031	106	584	10.70
城東区	聖賢小学校	*0.028	*0.029	*0.030	*0.029	*0.029	98	467	8.55
住之江区	清江小学校	0.027	0.027	0.026	0.027	*0.029	110	486	9.01
平野区	摂陽中学校	0.031	*0.028	*0.030	*0.029	*0.030	108	555	10.18
西成区	今宮中学校	0.025	0.025	0.027	0.026	0.025	55	218	4.02
西区	堀江小学校	*0.025	*0.026	*0.027	*0.026	*0.026	79	360	6.61
鶴見区	茨田北小学校	0.031	0.030	0.032	0.031	0.029	72	333	6.13
浪速区	難波中学校	*0.027	*0.026	*0.027	*0.026	*0.025	75	329	6.03
住之江区	南港中央公園	0.024	0.024	0.025	0.023	*0.022	49	184	3.37
市内平均		0.028	0.028	0.029	0.028	0.027	—	—	—

- (注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯を指し、自動測定機による1時間値は6時から20時のデータです。
 2. ※環境基準は昼間の1時間値において0.06ppmを超える時間数が0であることです。
 3. *印は紫外線吸収法、その他は吸光光度法による測定です。
 4. 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。
 5. 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更しました。
 6. 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-10 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比

(平成15年度)

測定局名		6~9時 における 年平均値	6~9時 3時間平均値		6~9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6~9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合		
			最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)	
		(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)					
一般環境 大気測定局	此花区	此花区役所	0.34	1.22	0.07	269	75.1	173	48.3
	淀川区	淀川区役所	0.35	1.36	0.08	262	76.6	156	45.6
	平野区	摂陽中学校	0.37	1.26	0.02	252	69.8	186	51.5
自動車排出 ガス測定局	西淀川区	出来島小学校	0.47	1.40	0.10	324	96.1	266	78.9
	住之江区	北粉浜小学校	0.41	1.32	0.12	317	91.9	238	69.0

- (注) 1. 環境保全目標は6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超える日数が0であることです。
 2. ppmCは、炭化水素中に含まれる炭素原子数を基準としたppm値です。

資料1-1-11 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令基準と発令時の周知事項

発令区分	光化学スモッグ情報の発令基準	発令時の住民・児童・生徒への周知事項
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2. 屋外での特に過激な運動はさけること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ、屋内に入ること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外に出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。

(出典:大阪市オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策実施細目)

資料1-1-12 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令地域（大阪市関係）及び測定点

● 測定点

△ 大阪府所管測定点



地域区分	測定点名（市内のみ）	地域区分	測定点名（市内のみ）
1 大阪市中心部の地域	東成区 大阪府環境情報センター	3 東大阪地域	旭区 大宮中学校
	西区 堀江小学校		城東区 聖賢小学校
	生野区 勝山中学校	鶴見区 茨田北小学校	
	西成区 今宮中学校	4 堺市及びその周辺地域	住之江区 清江小学校
	此花区 此花区役所		平野区 摂陽中学校
浪速区 難波中学校	住之江区 南港中央公園		
2 大阪市北部及びその周辺地域	西淀川区 淀中学校		
	淀川区 淀川区役所		

(注) 平成15年4月1日に、住之江区南港ポートタウンは南港中央公園に名称変更しました。

資料 1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況

(単位：回数)

地域	地域名	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
		予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
1	大阪市中心部	6	5	3	1	1	0	0	0	10	4	2	1	10	5	5	2	7	2	3	2
2	大阪市北部とその周辺	12	10	7	6	3	1	1	0	9	4	3	1	5	3	3	2	6	2	2	1
3	東大阪	16	9	8	6	11	7	6	3	21	17	5	3	16	10	18	9	11	7	15	7
4	堺とその周辺	14	12	6	5	6	4	3	1	23	17	10	6	21	18	24	11	10	8	16	8
5	北大阪	11	4	6	4	3	1	0	0	12	10	5	4	15	5	7	4	4	2	7	2
6	南河内	17	11	5	3	7	3	3	1	13	8	7	4	19	10	24	14	10	4	16	9
7	泉南	3	2	2	1	1	1	0	0	9	5	6	4	9	8	5	2	4	2	3	0
市内発令回数		18	14	9	8	14	9	7	3	26	22	12	8	23	20	26	15	15	11	20	11
府域発令回数		19	15	9	9	15	10	7	3	29	25	13	11	30	23	26	20	15	11	21	14

(注) 1. 警報の発令回数は0回です。
2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数を指します。

資料 1-1-14 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地域	地域名	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
		訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数
		1	大阪市中心部	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0
3	東大阪	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0
4	堺とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	161	2	29	0	0	0	0	0	0
5	北大阪	0	0	4	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	南河内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0
7	泉南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		0	0	2	23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府域合計		0	0	7	45	0	0	0	0	2	2	3	161	3	55	1	2	2	4	0	0

(注) 2～4の地域の訴え件数及び訴え人数には、大阪市以外の被害を含みます。

資料1-1-15 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度経年変化

(単位: ppm)

測定局		年度										
		平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
一般環境 大気測定局	北 区 済美小学校	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004	* 0.005	* 0.006	0.005	0.005	
	此 区 此花区役所	0.008	0.008	0.008	0.006	0.005	0.005	* 0.007	* 0.007	0.005	0.005	
	大 区 平尾小学校	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	* 0.008	0.006	0.006	
	西 区 淀川中学校	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	* 0.006	* 0.006	0.006	0.005	
	淀 区 淀川区役所	0.007	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004	* 0.005	* 0.006	0.004	0.004	
	生 区 勝山中学校	0.006	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	* 0.006	0.005	0.005	
	旭 区 大宮中学校	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	* 0.005	0.004	0.004	
	城 区 聖賢小学校	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	* 0.006	* 0.006	0.004	0.004	
	住 区 清江小学校	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.008	0.008	0.006	0.005	
	平 区 野陽中学校	0.007	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	* 0.006	0.005	0.005	
	西 区 今宮中学校	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	* 0.006	0.005	0.006	
	西 区 堀江小学校	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	* 0.005	0.006	0.004	0.005	
	鶴 区 茨田北小学校	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	* 0.005	* 0.006	0.004	0.005	
	住 区 南港中央公園	—	—	—	—	—	0.007	0.008	* 0.009	0.008	0.006	
		市内平均	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007	0.005	0.005
	自動車排出ガス測定局	西 区 出来島小学校	0.010	0.010	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	* 0.007	0.005	0.006
住 区 北粉浜小学校		0.009	0.010	0.010	0.007	0.006	—	—	—	—	—	
福 区 海老江西小学校		0.011	0.012	0.011	0.010	0.008	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006	
鶴 区 茨田中学校		0.008	0.008	0.007	0.006	0.005	—	—	—	—	—	
		市内平均	0.010	0.010	0.009	0.008	0.006	0.007	0.009	0.008	0.006	0.006

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

2. *印は環境基準値(短期的評価)を超えた局です。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転しました。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更しました。

住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料 1-1-16 二酸化硫黄 (SO₂) の年間測定結果及び環境基準対比

(平成15年度)

測定局名	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)					(%)
一般環境大気測定局	北 区 濟美 小 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.028	0.011	○	0
	此 花 区 此 花 区 役 所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.049	0.013	○	0
	大 正 区 平 尾 小 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.039	0.014	○	0
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.048	0.012	○	0
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.004	0	0.0	0	0.0	0.033	0.010	○	0
	生 野 区 勝 山 中 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.032	0.011	○	0
	旭 区 大 宮 中 学 校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.009	○	0
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.009	○	0
	住 之 江 区 清 江 小 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.039	0.011	○	0
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.032	0.010	○	0
	西 成 区 今 宮 中 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.035	0.013	○	0
	西 区 堀 江 小 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.028	0.011	○	0
	鶴 見 区 茨 田 北 小 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.010	○	0
住 之 江 区 南 港 中 央 公 園	0.006	0	0.0	0	0.0	0.042	0.015	○	0	
自動車排出ガス測定局	西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.036	0.011	○	0
	福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.027	0.012	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にかかる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。

資料1-1-17 一酸化炭素（CO）濃度経年変化

(単位：ppm)

測定局	年度									
	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
北 区 梅 田 新 道	1.4	1.3	1.5	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	1.2	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8
住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1
東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	1.6	1.4	1.5	1.3	1.4	—	—	—	—	—
旭 区 新 森 小 路 小 学 校	1.7	1.9	1.8	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.3	1.3
福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	1.9	1.6	1.4	1.3	1.3	—	—	—	—	—
東 成 区 今 里 交 差 点	2.0	2.0	1.9	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.2	1.2
市 内 平 均	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

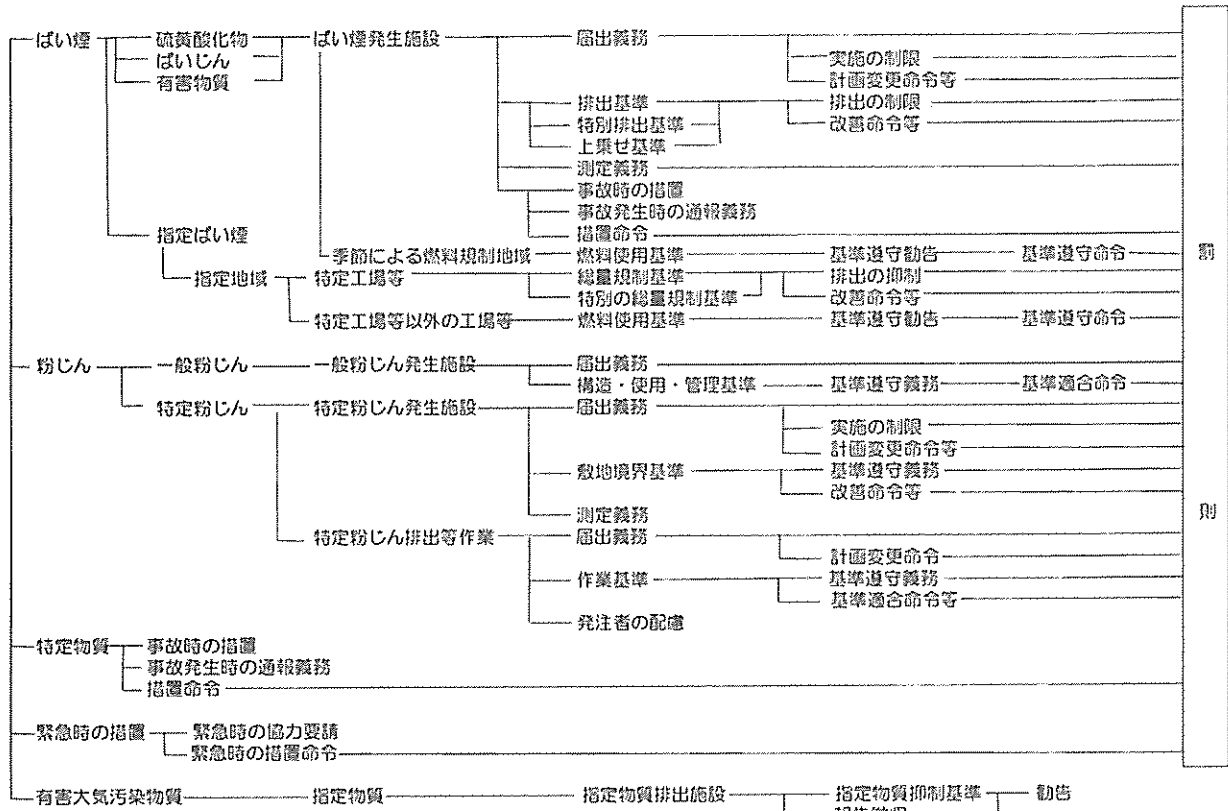
資料1-1-18 一酸化炭素（CO）の年間測定結果及び環境基準対比

(平成15年度)

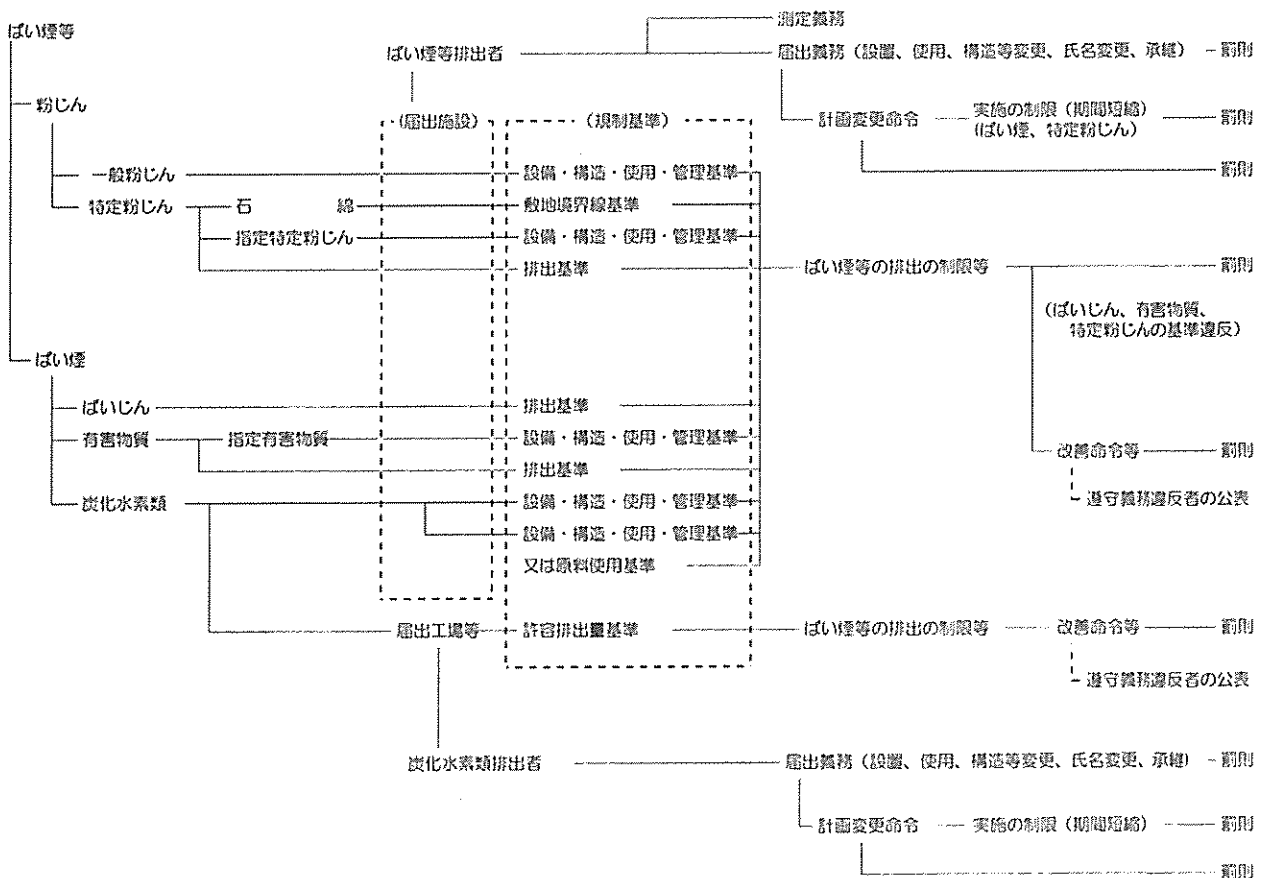
測定局名	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを超えた 回数とその割合		日平均値が 10ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを超え た日が2日 以上連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が10ppmを 超えた日数 (日)
		(回)	(%)	(日)	(%)				
北 区 梅 田 新 道	1.0	0	0	0	0	5.2	1.7	○	0
西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.8	0	0	0	0	4.9	1.3	○	0
住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	1.1	0	0	0	0	4.9	1.8	○	0
旭 区 新 森 小 路 小 学 校	1.3	0	0	0	0	4.8	2.3	○	0
東 成 区 今 里 交 差 点	1.2	0	0	0	0	4.8	2	○	0

- (注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を環境基準達成とします。
2. 8時間値とは、0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値を指します。

資料 1-1-19 大気汚染防止法による規制の仕組み



資料 1-1-20 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み（大気関係）



資料 1-1-21 固定発生源窒素酸化物排出量の推移

(トン/年)

年 度	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
窒素酸化物 排 出 量	5,574	5,364	5,353	5,245	4,970	4,732	4,707	4,603	4389	3698

資料 1-1-22 燃料使用量 (区別)

(平成14年度)

区 名 \ 項 目	重油 (kL)	灯・軽油 (kL)	石 炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (千 m^3 N)
北	4,738	3,741			79,474
都 島	732	759			7,270
福 島	1,585	642			21,141
此 花	2,246	665			152,199
中 央	2,838	3,052			44,412
西	1,478	2,229			12,593
港	915	815		14	15,604
大 正	950	6,182		182,764	94,196
天 王 寺	973	1,067			6,221
浪 速	1,530	273		58	5,427
西 淀 川	6,349	5,433		1,973	84,338
淀 川	5,524	3,207			69,553
東 淀 川	3,832	2,579			47,331
東 成	842	79			3,110
生 野	1,554	532			1,076
旭	958	746			4,473
城 東	1,557	2,710			18,521
鶴 見	3,035	1,887			5,652
阿 倍 野	543	1,339			9,458
住 之 江	9,752	2,989		7,363	1,249,873
住 吉	888	223			3,056
東 住 吉	818	169			1,927
平 野	1,709	3,981			4,219
西 成	1,209	1,872	9,711	40	5,156
合 計	57,292	47,096	9,711	192,212	1,946,281

(注)都市ガスとは、13A、LNGの合計である。

資料 1-1-23 窒素酸化物特定工場等

(平成16年3月末)

種別 区名	製 造 業											電気・ガス 熱供給業			事 業 場	合 計	
	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 工 業	パ ル プ ・ 紙 加 工 業	化 学 工 業	石 油 石 炭 製 造 業	ゴ ム ・ 皮 革 業	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	そ の 他 製 造 業	電 気 業			方 ス 業
北															1	8	9
都島																1	1
福島				1													1
此花					1			2	1				1		1	3	9
中																4	4
西															1		1
港	1														1	2	4
大正								3					1			1	5
天王寺																1	1
浪速																	
西淀川				1	2			4								1	8
淀川				1	2												3
東淀川				1													1
東成																	
生野																	
旭																	
城東	1															2	3
鶴見																2	2
阿倍野																1	1
住之江								1					1		1	5	8
住吉																	
東住吉																	
平野																3	3
西成																1	2
計	2			4	5			1	10	1			3		5	35	66

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料 1-1-24 硫黄酸化物特定工場等

(平成16年3月末)

種別 区名	製 造 業											電気・ガス 熱供給業			事 業 場	合 計		
	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 工 業	パ ル プ ・ 紙 加 工 業	化 学 工 業	石 油 石 炭 製 造 業	ゴ ム ・ 皮 革 業	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	そ の 他 製 造 業	電 気 業			方 ス 業	熱 供 給 業
北																2	21	23
都島		1															1	2
福島				1													2	3
此花					1			2	1				1		1	4	10	
中																12	12	
西															1	1	2	
港	1														1	2	4	
大正					1			1	3				1			1	7	
天王寺																4	4	
浪速																2	2	
西淀川				1	2			1	3	1	1					2	11	
淀川				1	5											1	7	
東淀川			2	1	2												5	
東成																		
生野																		
旭																		
城東	1				2											2	5	
鶴見					2											2	4	
阿倍野																3	3	
住之江								1					1		1	8	11	
住吉																1	1	
東住吉																		
平野																3	3	
西成	1			1				1								2	5	
計	3	3		5	15			3	9	2	1		3		6	74	124	

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料1-1-25 ばい煙処理施設の設置状況

(平成16年3月末現在)

処理装置の種類		遠心集じん装置	サイクロン	遠心集じん装置	マルチサイクロン	洗浄集じん装置	湿式サイクロン	洗浄集じん装置	ベンチユリスクラバ	洗浄集じん装置	(スプレー充てん塔)	電気集じん装置	濾過集じん装置	バグフィルタ	慣性力集じん装置	排煙脱硫装置	排煙脱硝装置	その他	合計
1	ボイラー	10		17				0	6	1	2	1	11	8	4				60
2	ガス発生炉・加熱炉							1	2	9			5		2				0
3	焙焼炉							1	2	9			5		2				19
	焼結炉																		0
	か焼炉																		0
	ペレット焼成炉																		0
4	溶鉱炉	1					2		1	2									6
	転炉						4		2	1									7
	平炉																		0
5	金属溶解炉	5				5	4	4	64			1					9	92	
6	金属加熱炉			1	4	2	1		4								2	3	17
7	石油加熱炉																		0
8	触媒再生炉																		0
9	焼成炉・溶融炉						3	2	2	1			7	2	1				18
10	反応炉・直火炉																	4	4
11	乾燥炉	7				1	6	1	13				1	1	40				70
12	電気炉												20				1	15	36
13	廃棄物焼却炉	11		8	1	8	23	24	30				15	15	23				158
14	銅・鉛溶解炉																		0
15	乾燥施設																		0
16	塩素冷却施設																		0
17	塩化鉄溶解槽																		0
18	活性炭反応炉																		0
19	塩素反応・吸収施設							1											1
20	アルミ電解炉																		0
21	磷酸肥料焼成炉																		0
22	弗酸用凝縮施設																		0
23	トリポリ磷酸乾燥炉																		0
24	鉛精錬用溶解炉					1	3		31				2				9		46
25	鉛蓄電池溶解炉																		0
26	鉛顔料溶解炉																		0
27	硝酸吸収施設																		0
28	コークス炉												2						2
29	ガスタービン	常用															13		13
		非常用																	0
30	ディーゼル機関	常用																	0
		非常用																	0
31	ガスエンジン	常用													4	77	1		82
		非常用																	0
32	ガソリンエンジン	常用																	0
		非常用																	0
合計		34		26	5	27	48	44	170	1	46	119	111						631

(注) 集計にあたっては、例えば2基のばい煙発生施設の排煙を1基の処理装置で処理している場合、本表では処理装置2基とし計算している。

資料 1-1-26 立入指導等の状況（大気）（平成15年度）

種 別	内 容	立入指導件数			測定検査件数
		都市環境局 大気騒音課	24区 保健福祉センター	市民の声等 合同立入	
	法律	555	248	(5)	203
	条例	299	363	(7)	221
	その他	72	1064	(8)	151
	計	926	1675	(20)	575

(注) () 内は都市環境局大気騒音課及び24区保健福祉センター立入指導件数の内数

資料 1-1-27 環境月間に係る立入検査結果（平成15年度）

立入工場 事業場数	NOx総量 規制対象	その他工場 事業場	施設数	規制基準	
				適	否
297	75	222	875	820	55

(注) 総量規制対象のうちSOx総量規制のみ対象はその他工場・事業場を含む

資料 1-1-28 大気汚染防止推進月間に係る立入検査結果（平成15年度）

立入工場 事業場数	NOx総量 規制対象	その他工場 事業場	施設数	規制基準	
				適	否
289	60	229	933	909	24

(注) 総量規制対象のうちSOx総量規制のみ対象はその他工場・事業場を含む

資料 1-1-29 悪臭に係る検査件数（平成15年度）

検査件数		
機器分析		官能試験
検体数	総検査項目	
85	340	207

資料 1-1-30 特定粉じん(吹付けアスベスト) 排出等作業に係る届出件数

(平成15年度)

作業の種類	1の項：解体作業	2の項：事前撤去が困難な解体作業	3の項：改修・補修
届出件数	17	0	20

資料 1-1-31 区別届出対象工場・事業場数（大気汚染防止法）

（平成16年3月末）

区名	項目	ばい煙		粉じん		計
		工場	事業場	一般	特定	
北		16	298			314
都島		10	34			44
福島		13	27			40
此花		15	47	15		77
中		6	414			420
西		2	121	1		124
港		7	32	10		49
大正		16	25	6		47
天王寺		2	49			51
浪速		3	52			55
西淀川		71	27	18	1	117
淀川		46	95			141
東淀川		27	39	2		68
東成		13	25			38
生野		22	14	1		37
旭		8	16			24
城東		20	50	1		71
鶴見		23	28			51
阿倍野		2	35		1	38
住之江		18	64	4		86
住吉		3	22			25
東住吉		5	19		1	25
平野		26	30	4	1	61
西成		21	25	4		50
総計		395	1588	66	4	2,053
		1,983		70		

- (注) 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。
2. 計は「ばい煙」「粉じん」の延べ数

資料 1-1-32 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

（平成16年3月末）

区名	項目	一般粉じん					施設数合計	特定粉じん 施設数
		コークス炉	堆積場	ベルト・ バスケット コンベア	破砕機・ 摩砕機	ふるい		
北								
都島								
福島								
此花			22	124	6	8	160	
中								
西				2			2	
港			6	20	2		28	
大正		2	10	149	15	26	202	
天王寺								
浪速								
西淀川			16	53	16	2	87	
淀川								
東淀川			3	12			15	
東成								
生野				3			3	
旭								
城東				1			1	
鶴見								
阿倍野							2	
住之江			5	7	6	1	19	
住吉								
東住吉							1	
平野				14	3	1	18	
西成			4	24		1	29	
計		2	66	409	48	39	564	
							9	

- (注) 電気・ガス事業法関係施設を含む。

資料 1-1-34 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

（平成16年3月末）

項目 区名	工場・ 事業場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん ()内は石綿の内数
北	40	4	16	22	6	2
都島	17	3	4	8	8	3
福島	23	1	2	17	6	2 (2)
此花	48	6	8	27	13	
中央	23		6	22		
西	28	3	2	21	8	
港	38	7	2	12	18	
大正	64	11	27	20	28	15
天王寺	23		9	15	1	2
浪速	28	6	9	14	6	1 (1)
西淀川	116	18	41	36	48	4 (1)
淀川	130	22	43	62	58	7
東淀川	59	3	13	35	25	
東成	100	5	69	32	47	21
生野	75	4	50	29	34	15
旭	22	1	5	12	5	
城東	61	20	13	41	16	3
鶴見	41	3	7	26	10	1
阿倍野	15		2	11	2	1 (1)
住之江	85	10	42	33	50	11 (1)
住吉	12		2	11		1
東住吉	43	2	22	24	17	5 (1)
平野	102	13	49	50	44	13 (1)
西成	80	22	41	23	30	12
計	1,273	164	484	603	480	119 (8)

（注）工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止条例）に係る届出書から読み替えたものを
含んでおり、今後、工場立入等により精査する。

資料 1-1-35 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気）に基づく
届出件数

（平成15年度）

種類 区分	設置届	使用届	構造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	法第27条 第3項 通知関係	合計
大気汚染防止法	71	0	5	110	166	39	161	552
大阪府生活環境 の保全等 に関する条例	44	4	7	13	5	2		75
合計	115	4	12	123	171	41	161	627

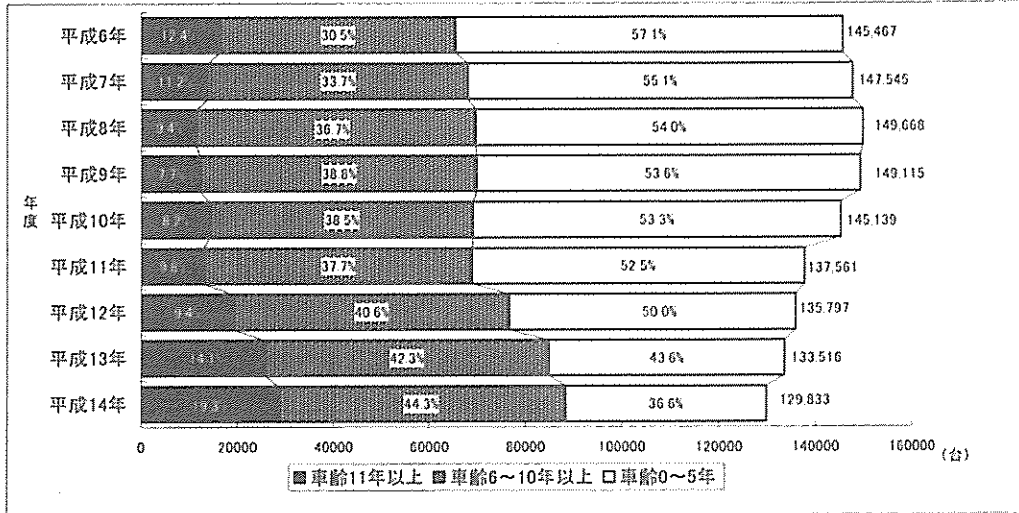
（注）平成11年度までは1施設につき、1件の設置届であったが、平成12年度からは複数の施設であっても
1件の設置届とした。

資料 1-1-36 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数

（平成15年度）

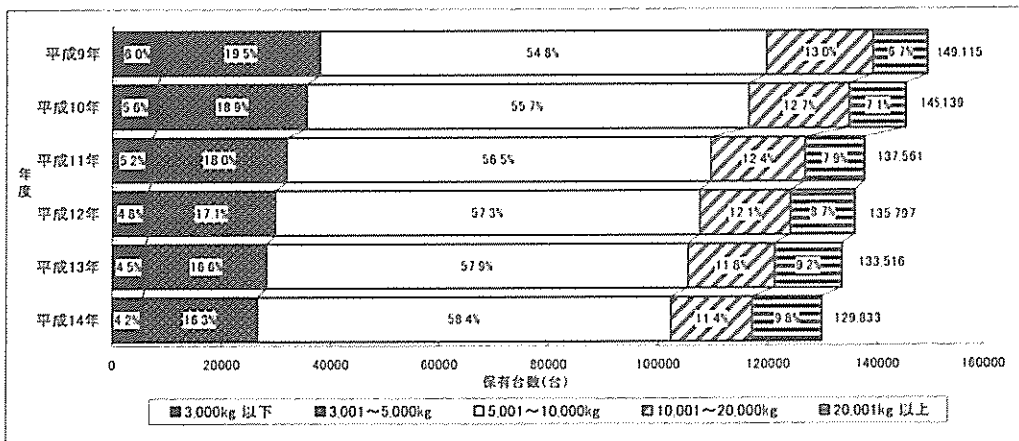
種類 区分	選任届	解任届	死亡届	合計
公害防止統括者 及び代理者	50	45	1	96
公害防止管理者 及び代理者	42	42	0	84
公害防止主任管 理者及び代理者	1	1	0	2
合計	93	88	1	182

資料 1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率（大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

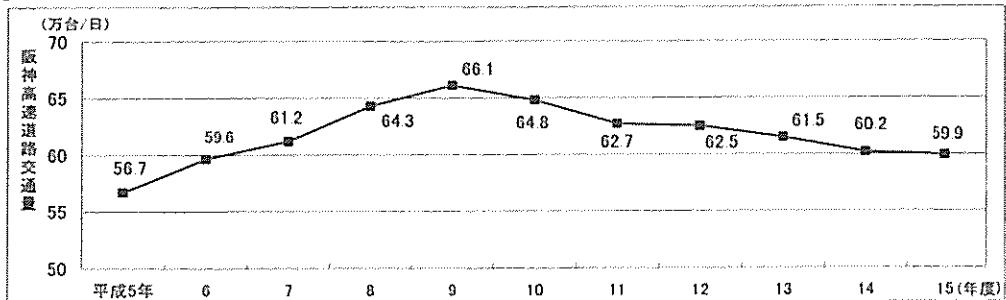
資料 1-2-2 車両総重量保有台数の推移（普通貨物車：大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

資料 1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移

①阪神高速道路交通量(大阪府域の年度末データ)



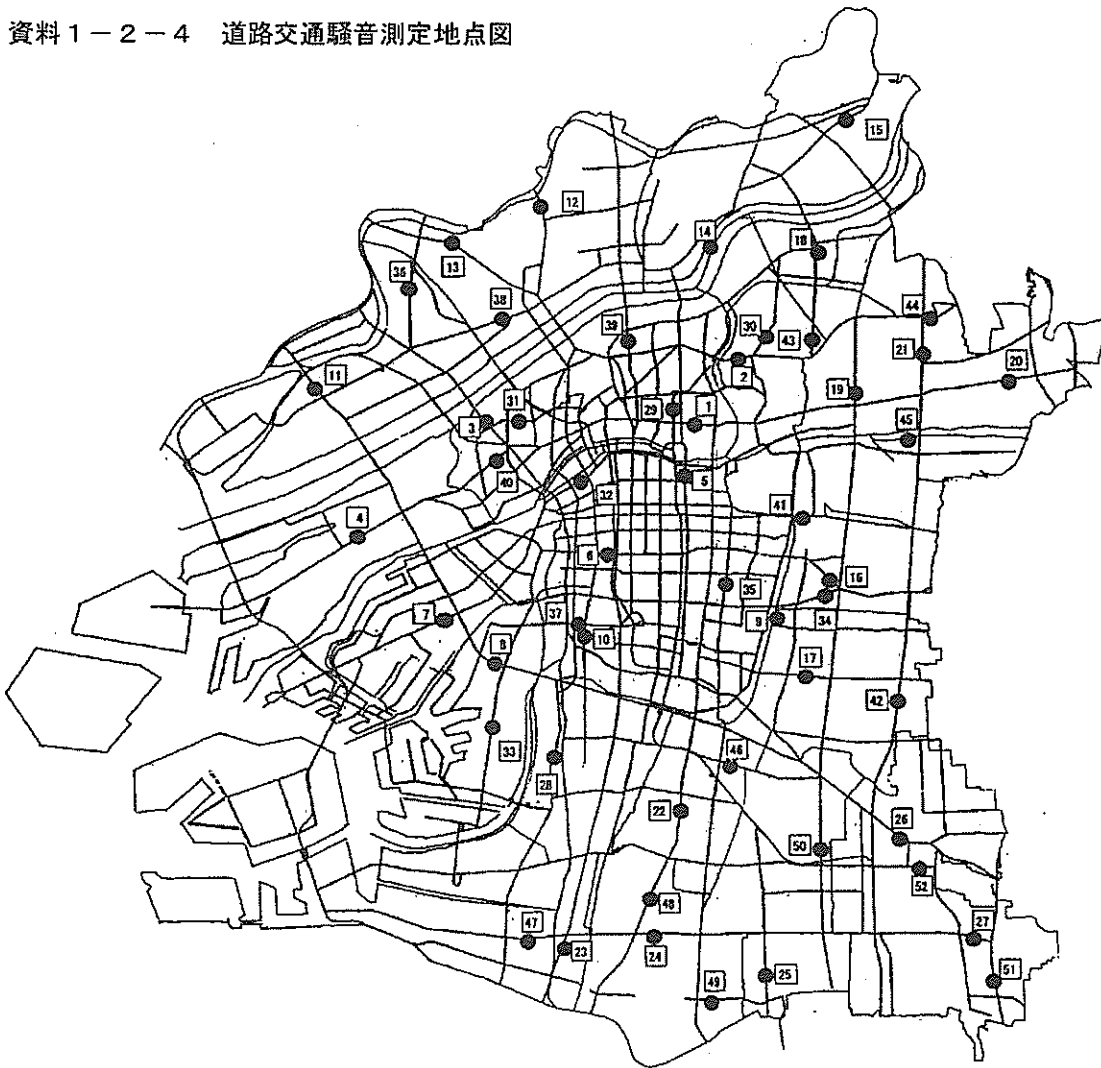
(阪神高速道路公団調べ)

②大阪市内の一般道路における1日平均渋滞時間(市内115ヶ所合計)

	単位	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	過去5年間平均
1日平均渋滞時間(1箇所あたり平均)	時間	100	87	93	85	90	97
	分	52	45	49	44	47	50

(大阪府警察本部調べ)

資料1-2-4 道路交通騒音測定地点図



資料1-2-5 道路交通騒音の環境基準の達成状況
(平成15年度)

地点番号	対象道路	環境基準の達成状況(面的評価)[注1]						測定結果[注2]			
		評価区間	対象戸数(百戸)	達成率(%)				評価区間内の測定地点	用途地域	測定値(Leq)	
				昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過			昼間(デシベル)	夜間(デシベル)
1	国道1号	北区東天満1 ～梅田1	7	68	27	0	5	堀川小学校	商業	68	67
2	市道大阪環状線	北区天神橋6 ～城東区関目1	30	44	34	0	22	都島区保健福祉センター分館	商業	70	69
3	国道2号	福島区福島4 ～西淀川区姫里1	13	77	8	0	15	海老江西小学校	商業	72	68
4	市道福島桜島線	此花区四貫島1 ～桜島1	8	64	20	0	16	此花郵便局	商業	72	69
5	市道天神橋天王寺線	北区天神橋1 ～中央区松屋町	18	83	16	0	2	日本郵政公社近畿支社	商業	68	67
6	府道大阪八尾線	西区千代崎1 ～中央区南船場4	8	76	11	0	12	西消防署	商業	67	62
7	国道172号	港区田中3 ～西区川口1	46	82	3	0	15	港郵便局	商業	70	64
8	国道43号	西成区北津守2 ～港区市岡1	20	48	16	0	35	大正勤労青少年ホーム	商業	73	72
9	市道恵比須城東線	天王寺区堀越町 ～中央区森ノ宮中央1	39	95	2	0	4	環境科学研究所	準住居	69	63
10	府道大阪伊丹線	西成区旭2丁目 ～西区新町1	21	74	9	0	17	塩草小学校	2種住居	69	64
11	国道43号	西淀川区大野2 ～佃7	2	80	0	13	7	出来島小学校	準住居	70	66
12	国道176号	淀川区新高3 ～十三本町3	10	61	33	0	6	NTTインフラネット関西支店	準工業	69	66

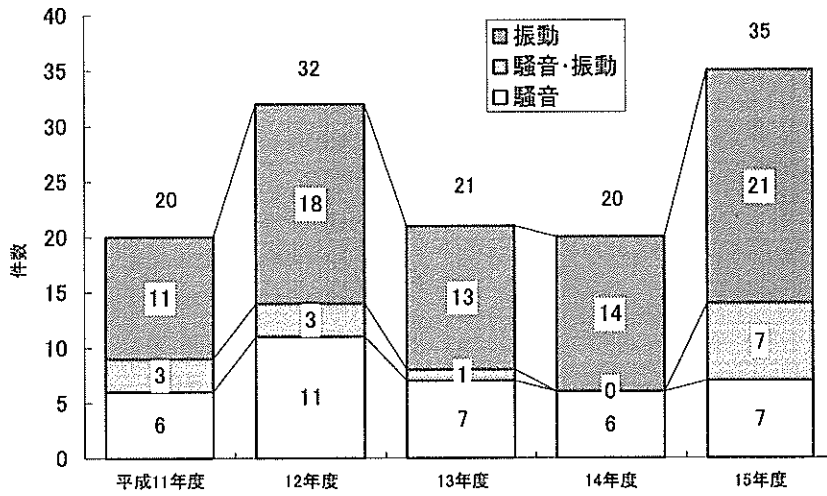
地点番号	対象道路	環境基準の達成状況(面的評価)[注1]						測定結果[注2]			
		評価区間	対象戸数(百戸)	達成率(%)				評価区間内の測定地点	用途地	測定値(Leq)	
				昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過			昼間(デシベル)	夜間(デシベル)
13	府道 大阪伊丹線	淀川区十三本町1 ~加島2	15	70	11	0	19	淀川消防署 加島出張所	1種住居	72	69
14	府道 大阪高槻京都線	東淀川区柴島1 ~東浜路5	14	61	1	0	38	柴島中学校	1種住居	69	65
15	府道 大阪高槻線	東淀川区豊新5 ~北江口4	20	43	16	0	41	大阪経済大学	1種住居	72	70
16	国道 308号	中央区安堂寺町通1 ~東成区大今里西1	19	100	0	0	0	水道局 今里営業所	商業	67	64
17	市道 四天王寺線	天王寺区勝山4 ~生野区中川6	8	86	13	0	1	生野区民センター	商業	68	65
18	市道 中津太子橋線	旭区赤川2 ~太子橋1	19	49	28	0	23	生江陣寄者会館	近隣商業	71	68
19	国道 1号	旭区高殿7 ~城東区彌生4	25	46	21	0	34	城東消防署	商業	71	69
20	府道 大阪生駒線	鶴見区鶴見4 ~安田4	15	33	34	0	32	茨田中学校	商業	72	69
21	国道 479号	旭区清水5 ~鶴見区鶴見4	22	40	28	0	32	大阪産業大学 附属高校	準住居	70	68
22	府道 大阪和泉泉南線	阿倍野区阿倍野筋1 ~播磨町1	20	79	19	0	2	関西電力 天下茶屋変電所	商業	68	65
23	国道 26号	住之江区粉浜1 ~堺市鉄砲町	27	42	14	0	45	住之江区保健福祉 センター分館	商業	74	71
24	国道 479号	東住吉区長居公園 ~住之江区浜口西2	30	40	29	0	31	住吉 勤労青少年ホーム	商業	72	70
25	府道 大阪狭山線	東住吉区東田辺2 ~矢田7	11	65	9	0	26	矢田小学校	準住居	72	68
26	国道 25号	平野区平野東1 ~西蔵3	6	67	12	0	21	平野小学校	商業	72	70
27	府道 住吉八尾線	平野区喜連2 ~長吉出戸8	21	52	19	0	29	長吉東部土地区 画整理事務所	商業	71	68
28	府道 大阪臨海線	浪速区浪速西3 ~住之江区北加賀屋2	14	45	13	0	41	津守小学校	準工業	75	72
29	市道 天満橋筋線	北区橋之口町 ~天満橋1	21	47	13	7	32	扇町商業高校	商業	71	68
30	市道 赤川天王寺線	旭区赤川2 ~都島区中野町1	37	82	2	0	16	都島郵便局	準住居	69	64
31	市道 九条梅田線	福島区野田6 ~北区芝田1	29	97	1	0	2	海老江東小学校	商業	69	64
32	市道 江戸堀線	中央区北浜4 ~西区土佐堀3	12	65	19	0	16	大阪労働衛生 総合センター	商業	68	64
33	府道 大阪八尾線	大正区南恩加島3 ~三軒家東6	17	71	8	0	22	大正消防署	商業	71	67
34	府道 大阪枚岡奈良線	天王寺区上本町6 ~東成区大今里西2	22	75	16	0	10	交通局 東成営業所	商業	68	65
35	市道 赤川天王寺線	都島区中野町1 ~天王寺区大道2	33	78	9	0	13	大阪ガス 上本町 営業センター	商業	68	64
36	府道 大阪池田線	西淀川区御幣島2 ~淀川区加島2	5	50	18	0	32	御幣島幼稚園	準工業	73	71
37	市道 浪速鶴町線	浪速区元町1 ~大正区北村3	29	97	2	0	1	浪速消防署 立業出張所	準工業	66	61
38	市道 淀川北岸線	西淀川区御幣島1 ~淀川区塚本3	21	72	12	0	16	塚本小学校	準住居	71	67
39	国道 423号	淀川区西中島1 ~東三国3	30	25	15	0	60	豊崎小学校	商業	72	70
40	市道 福島桜島線	福島区福島4 ~此花区四貫島1	17	80	8	0	12	福島区役所	商業	69	65
41	市道 築港深江線	中央区農人橋2 ~城東区諏訪4	33	49	21	0	30	府立 成人病センター	商業	73	71
42	国道 479号	東成区深江南2 ~平野区平野元町	28	76	10	0	14	生野消防署 箕出張所	準住居	69	64
43	市道 上新庄生野線	東淀川区豊新2 ~都島区内代町1	26	97	1	0	3	内代小学校	2種住居	67	62
44	国道 163号	旭区高殿7 ~新森6	17	65	22	0	13	新森小路小学校	準住居	70	67
45	府道 石切大阪線	鶴見区今津北5 ~城東区放出西1	7	100	0	0	0	放出小学校	準工業	67	61
46	市道 阿倍野木津川線	東住吉区杭全2 ~西成区旭3	38	98	1	0	1	交通局 昭和町変電所	1種住居	68	63
47	市道 浜口南港線	住之江区浜口西2 ~南港東4	25	17	26	0	57	住之江消防署	商業	72	69
48	府道 大阪和泉泉南線	阿倍野区播磨町1 ~住吉区遠望小野7	29	79	8	0	13	府立 ころの 健康センター	商業	71	67
49	府道 住吉八尾線	住吉区我孫子東2 ~東住吉区矢田5	18	97	0	1	2	住吉消防署 羽田出張所	商業	64	59
50	市道 大阪環状線	東住吉区杭全6 ~中野4	17	97	3	0	0	東住吉郵便局	準工業	67	63
51	府道 大阪中央環状線	平野区長吉川辺3 ~長吉出戸7	9	17	11	0	72	交通局 長原変電所	準住居	74	71
52	府道 大阪羽曳野線	平野区平野本町2 ~平野南3	11	88	0	8	4	平野消防署	準工業	70	62

注1: 面的評価結果は、推計計算による値。

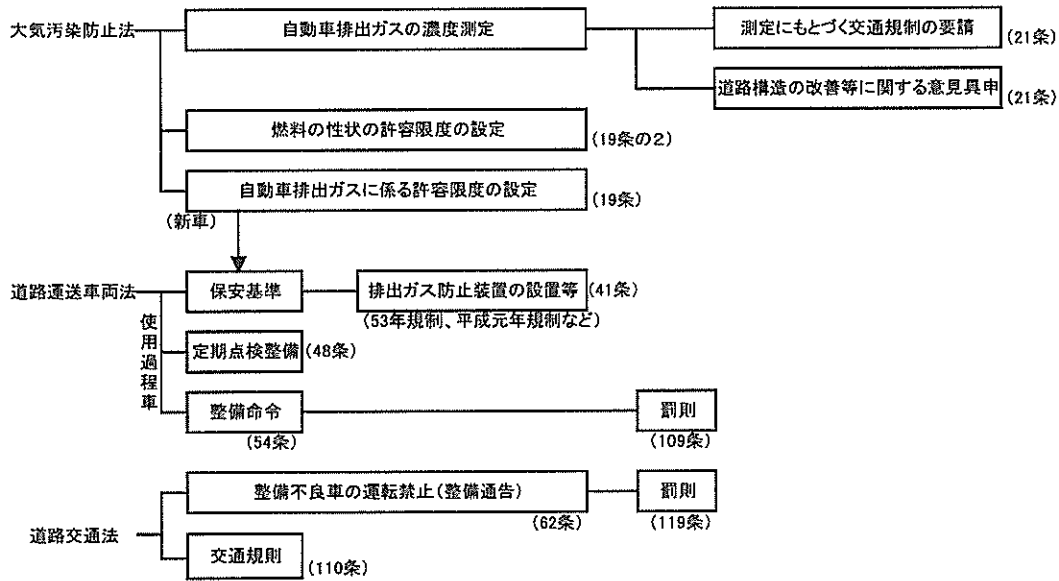
注2: 面的評価を行う区間内において、代表地点として騒音レベルを実際に測定した地点と測定結果

資料 1-2-6 過去5年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化

(道路交通騒音・振動関係 平成11～15年度)



資料 1-2-7 自動車排出ガス規制の法体系



資料1-2-8 自動車排出ガス規制の推移（新車）

(1) 10・15モード、ディーゼル13モード等

① NOx

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 ^{※1} の排出量	48年度規	50年度規	53年度規	56年度規	61年度規	63年度規	65年度規		
	ガソリン車・LPG車					49年	51年	54年	57年	62年	64年	66年		
窒素酸化物 NOx	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン(4サイクル)	g/km	307	300(218)	160(120)	048(025)						
			LPG	g/km	313	300(218)	160(120)	048(025)						
			ガソリン(2サイクル)	g/km	033	050(030)	050(030)	[E]						
		軽貨物車	「軽自動車の貨物車」	ガソリン(4サイクル)	g/km	307	300(218)	230(180)	160(120)	126(090)			074(050)	
				LPG	g/km	313	300(218)	230(180)	160(120)	126(090)			074(050)	
				ガソリン(2サイクル)	g/km	033	050(030)	050(030)	[M]				[V]	
	貨物車・バス	軽量車	「車両総重量1.7t以下」	ガソリン(4サイクル)	g/km	307	300(218)	230(180)	140(100)	084(060)		048(025)		
				LPG	g/km	317	300(218)	230(180)	140(100)	084(060)		048(025)		
				ガソリン(2サイクル)	g/km	033	050(030)	050(030)	[L]			[R]		
	中量車 ^{※3}	「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン	g/km	307	300(218)	230(180)	160(120)	126(090)		098(070)			
			LPG	g/km	317	300(218)	230(180)	160(120)	126(090)		098(070)			
			ガソリン・LPG	g/kWh	2626	2200(1833)	1850(1550)	1390(1100)	990(750)		850(650)			
ディーゼル車	乗用車	「乗車定員10人以下」	「車両重量1265t以下」	g/km	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)	098(070)		072(050)		
			「車両重量1265t超」	g/km	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)	126(090)		[X]		
		直接噴射式	中量車	「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/km							500(380)		
					g/kWh ^{※5}	962.5	1000(770)	850(650)	700(540)	610(470)		520(400)		
			重量車 ^{※4}	「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/kWh									
					g/kWh									
	貨物車・バス	副室式	軽量車	「車両総重量1.7t以下」	g/km							1.26(0.90)		
					g/km							350(260)		
			重量車 ^{※4}	「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/km	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)		(大型トラッククレーンを除く)	(大型トラッククレーンのみ)	
		重量車 ^{※4}	「車両総重量3.5t超12t以下」	g/kWh								520(400)	520(400)	
				g/kWh								520(400)	520(400)	
				g/kWh								350(260)	350(260)	

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。
 ※2 51年度規制は、ガソリン乗用車について等価慣性重量1t以下で0.84g/km(0.60g/km)、1t超で1.20g/km(0.85g/km)。
 ※3 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。
 ※4 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。
 ※5 単位はg/kWhである。
 ※6 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」

4年規	5年規	6年規	7年規	9年規	10年規	11年規	12年規	13年規	14年規	15年規	16年規	17年規	18年規 ^{※1)}	19年規 ^{※2)}
					アイドル規制 [GF]		0.17(0.08) [GH]					0.08(0.05) [98]		
					アイドル規制 0.48(0.25) [92] [GD]				0.25(0.13) [96] [GM]					0.08(0.05) [98]
					アイドル規制 [GG]		0.17(0.08) [97] [GJ]					0.08(0.05) [98]		
		0.63(0.46) [87] [GA]			アイドル規制 [GC]			0.25(0.13) [96] [GK]				0.10(0.07) [98]		
7.2(5.5) [80] [Z]			5.9(4.50) [83] [GB]		アイドル規制 [GE]			2.03(1.40) [95] [GL]				0.9(0.7) [98]		
		PM規制 [KD]		0.55(0.40) [84] [KE]					0.43(0.28) [89] [KM]			0.19(0.14) [95]		
0.84(0.60) [74] [Y]			PM規制 [KD]		0.55(0.40) [84] [KH]				0.45(0.30) [88] [KN]			0.20(0.15) [95]		
	1.82(1.30) [74] [KB]			0.97(0.70) (MT) [86] [KF]	0.97(0.70) (AT) [86] [KJ]					0.68(0.49) [90] [KQ]		0.33(0.25) ^{※3)} [95]		
				5.80(4.50) [74] [KG]						4.22(3.38) [80] [KR]				
		7.8(6.0) [85] [KC]			5.80(4.50) [74] [KK]							2.7(2.0) [88]		
						5.80(4.50) [74] [KL]					4.22(3.38) [80] [KS]			
	0.84(0.60) [76] [KA]			0.55(0.40) [84] [KE]					0.43(0.28) [89] [KP]			0.19(0.14) [95]		
	1.82(1.30) [53] [KB]			0.97(0.70) (MT) [75] [KF]	0.97(0.70) (AT) [75] [KJ]					0.68(0.49) [83] [KQ]		0.33(0.25) ^{※3)} [91]		
				5.80(4.50) [59] [KG]						4.22(3.38) [69] [KR]				
		6.8(5.0) [53] [KC]			5.80(4.50) [59] [KK]							2.7(2.0) [82]		
						5.80(4.50) [59] [KL]					4.22(3.38) [69] [KS]			

注1 規制値の()内の数値は、平均値である。

注2 規制値の[]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。
(ガソリン・LPG車については、ガソリン従来車からの削減率である。)

注3 []は自動車排出ガス規制の識別記号を示す。

② CO, HC

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 ^{※1} の	48年度	50年度	61年度	45年度	10年度	年制		
					排出量(平均値)	規	規	規	規	規	年		
一酸化炭素 CO	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン4サイクル	g/km	205	260(18.4)	27(2.1)					
				LPG	g/km	11.6	18.0(10.4)	27(2.1)					
				ガソリン ^(2サイクル^{※7})	g/km	20.4	26.0(18.3)	27(2.1)					
		貨物車・バス	軽貨物車	「軽自動車の貨物車」	ガソリン4サイクル	g/km	205	260(18.4)	17.0(13.0)			8.42(6.50)	
					LPG	g/km	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)			8.42(6.50)	
					ガソリン ^(2サイクル^{※7})	g/km	20.4	26.0(18.3)	17.0(13.0)			[68]	
			軽量車	「車両総重量1.7t以下」	ガソリン4サイクル	g/km	205	26.0(18.4)	17.0(13.0)	2.7(2.1)			
					LPG	g/km	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)	2.7(2.1)			
					ガソリン2サイクル	g/km	20.4	26.0(18.3)	17.0(13.0)	2.7(2.1)			
		中量車 ^{※2}	「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン	g/kWh	20.5	26.0(18.4)	17.0(13.0)				8.42(6.50)	
				LPG	g/kWh	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)				[68]	
				ガソリン	g/kWh	1.34	1.6(1.2)				136(102)	68(51.0)	
	ディーゼル車	貨物車・バス		乗用車	g/km				2.7(2.1)				
				軽量車	g/km				2.7(2.1)				
				中量車	g/kWh					2.7(2.1)			
				重量車 ^{※2}	g/kWh						9.2(7.4)		
				重量車 ^{※3}	g/kWh								
				重量車 ^{※3}	g/kWh								
炭化水素 HC ^{※6}	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン4サイクル	g/km	3.74	3.8(2.94)	0.39(0.25)					
				LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	0.39(0.25)					
				ガソリン ^(2サイクル^{※7})	g/km	18.9	22.5(16.6)	0.39(0.25)					
		貨物車・バス	軽貨物車	「軽自動車の貨物車」	ガソリン4サイクル	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)			0.39(0.25)	
					LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)			[93]	
					ガソリン ^(2サイクル^{※7})	g/km	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)			[91]	
			軽量車	「車両総重量1.7t以下」	ガソリン4サイクル	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)	0.39(0.25)			
					LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)	0.39(0.25)			
					ガソリン2サイクル	g/km	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)	0.39(0.25)			
		中量車 ^{※2}	「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン	g/kWh	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)				0.39(0.25)	
				LPG	g/kWh	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)				[93]	
				ガソリン	g/kWh	514	520(416)				7.9(6.2)	2.29(1.80)	
	ディーゼル車	貨物車・バス		乗用車	g/km				0.62(0.4)				
				軽量車	g/km				0.62(0.4)				
				中量車	g/kWh					0.62(0.4)			
				重量車 ^{※2}	g/kWh						3.8(2.9)		
				重量車 ^{※3}	g/kWh								
				重量車 ^{※3}	g/kWh								

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。
 ※2 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。
 ※3 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。
 ※4 単位は、g/kmである。
 ※5 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの許容限度」
 ※6 17年及び19年については非メタン炭化水素(NMHC)の値である。
 ※7 2サイクル車は現在生産されていない。

注1 規制値の()内の数値は、平均値である。
 注2 規制値の[]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。

12年規	13年規	14年規	15年規	16年規	17年規	18年規 ^{※5)}	19年規 ^{※5)}
1.27(0.67) [97]						1.92(1.15)	
1.27(0.67) [94]						1.92(1.15)	
1.27(0.67) [97]							
		5.11(3.30) [84]					6.67(4.02)
		5.11(3.30) [72]					6.67(4.02)
1.27(0.67) [97]						1.92(1.15)	
1.27(0.67) [94]						1.92(1.15)	
1.27(0.67) [97]							
	3.36(2.10) [90]					4.08(2.55)	
	3.36(2.10) [82]					4.08(2.55)	
	26.0(16.0)					21.3(16.0)	
	26.0(16.0)					21.3(16.0)	
		0.98(0.63)				0.84(0.63)	
		0.98(0.63)				0.84(0.63)	
			0.98(0.63)			0.84(0.63) ^{※4)}	
			3.46(2.22)			2.95(2.22)	
				3.46(2.22)			
0.17(0.08) [98]						0.08(0.05)	
0.17(0.08) [97]						0.08(0.05)	
0.17(0.08) [100]							
		0.25(0.13) [97]					0.08(0.05)
		0.25(0.13) [96]					0.08(0.05)
0.17(0.08) [98]						0.08(0.05)	
0.17(0.08) [97]						0.08(0.05)	
0.17(0.08) [100]							
	0.17(0.08) [98]					0.08(0.05)	
	0.17(0.08) [97]					0.08(0.05)	
	0.99(0.58)					0.31(0.23)	
	0.99(0.58)					0.31(0.23)	
		0.24(0.12)				0.032(0.024)	
		0.24(0.12)				0.032(0.024)	
			0.24(0.12)			0.032(0.024) ^{※4)}	
			1.47(0.87)			0.23(0.17)	
				1.47(0.87)			

③ PM

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	5年規	6年制規	9年規	10年規	11年規	14年規	15年規	16年規	17年規	17年規※1
	乗用車	「車両重量1.265t以下」 「乗車定員10人以下」											
粒子状物質 PM	ディーゼル車	「車両重量1.265t以下」	g/km		0.34(0.2)	0.14(0.08)			0.11(0.052)				0.017(0.013)
		「乗車定員10人以下」				0.14(0.08)		0.11(0.056)			0.019(0.014)		
		軽量車 「車両総重量1.7t以下」	g/km	0.34(0.2)		0.14(0.08)			0.11(0.052)				0.017(0.013)
		中量車 「車両総重量1.7t超2.5t以下」		0.43(0.25)		(MT) 0.18(0.09)	(AT) 0.18(0.09)		0.12(0.06)		0.020(0.015) ^{※2}		
		重量車 ¹ 「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/kWh			0.49(0.25)				0.35(0.18)			0.020(0.015)
		重量車 ² 「車両総重量3.5t超12t以下」		0.96(0.7)		0.49(0.25)			0.35(0.18)			0.036(0.027)	
		重量車 ³ 「車両総重量12t超」					0.49(0.25)			0.35(0.18)			

※1 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。
 ※2 単位がg/kmに変更となるため、削減率の算出ができない。
 ※3 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」

注1 規制値の()内の数値は、平均値である。
 注2 規制値の[]内の数値は、最初の規制値(5年又は6年規制)からの削減率である。

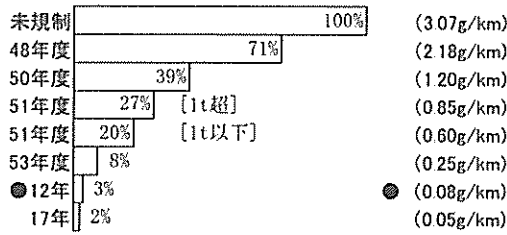
資料 1 - 2 - 9 使用過程車規制

排出ガスの種類	自動車の種類	認定方法	実施時期												
			45年 8月1日	47年 10月1日	48年 5月1日	48年 10月1日	50年 1月1日	50年 6月1日	平成5年 10月1日	6年 10月1日	9年 10月1日	10年 10月1日	11年 10月1日	15年 10月1日	
一酸化炭素(CO)	ガソリン・LPG車	アイ	5.5%	4.5%	48年度規制以前の車・排出ガス減少装置又は点火時期調整の義務付け	(軽自動車のみ) 4.5%							(4サイクルのみ) 軽自動車 2.0% その他 1.0%		
			炭化水素(HC)	ガソリン・LPG車	ドリ				(乗用車のみ)	(乗用車以外)					
水素	4サイクル	ゲ					1,200ppm	1,200ppm					軽自動車 500ppm その他 300ppm		
			特殊エンジン	時				3,300ppm	3,300ppm						
ディーゼル黒鉛	ディーゼル車	無負荷急加速時					7,800ppm	7,800ppm							
			軽・中量車	乗用車・重量車	軽自動車	乗用車・重量車	軽自動車	乗用車・重量車	軽自動車	乗用車・重量車	軽自動車	乗用車・重量車	軽自動車	乗用車・重量車	軽自動車
							50%			40%	40%	25%	25%	25%	40%

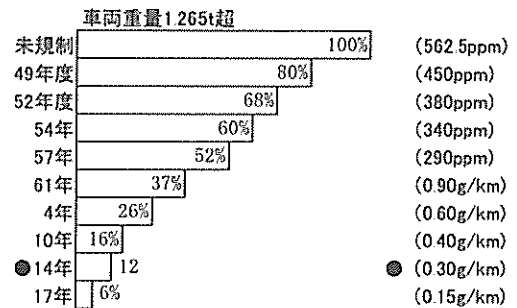
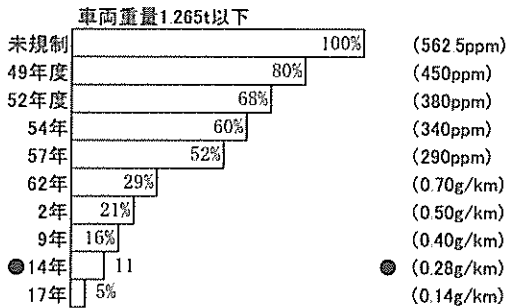
資料1-2-10 自動車排出ガスの規制強化の推移(窒素酸化物(NOx))

①乗用車

(ア)ガソリン・LPG車

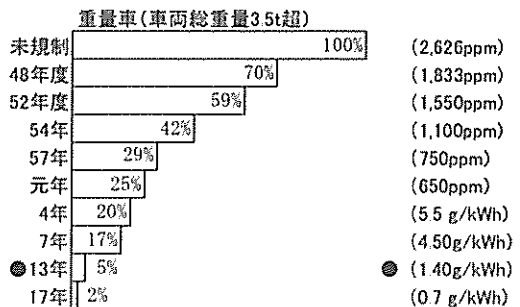
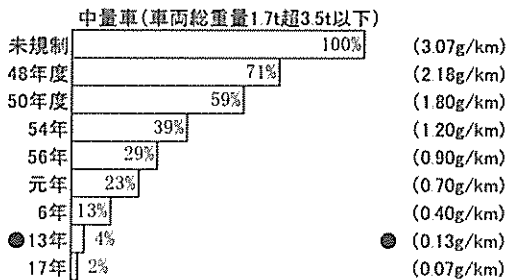
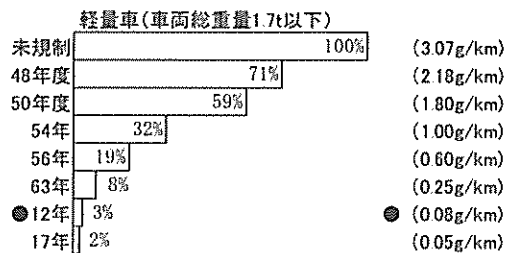
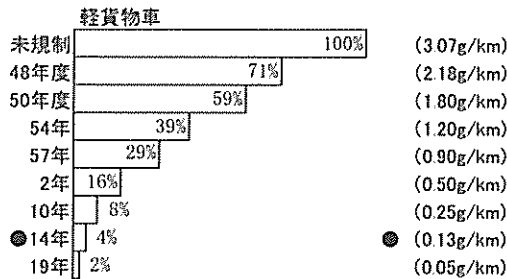


(イ)ディーゼル車

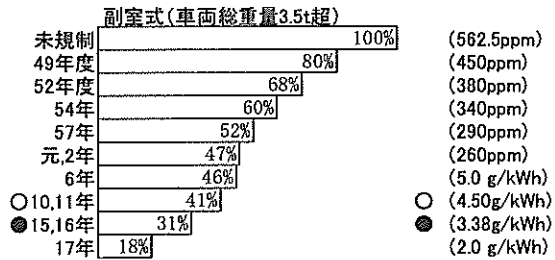
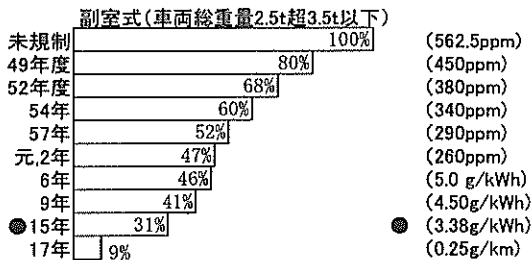
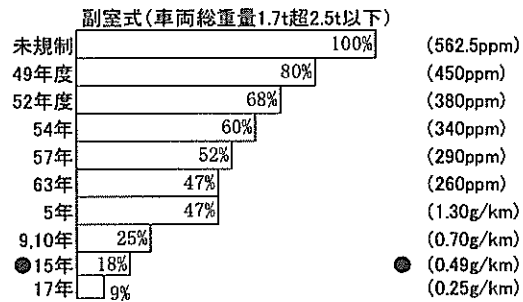
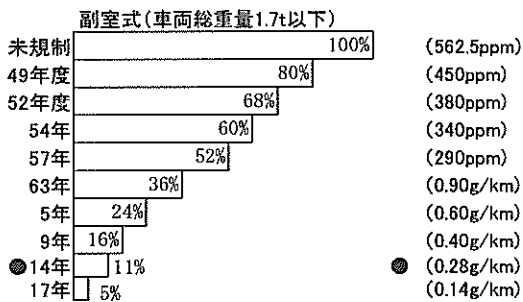
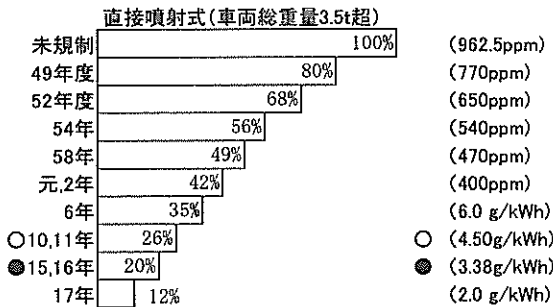
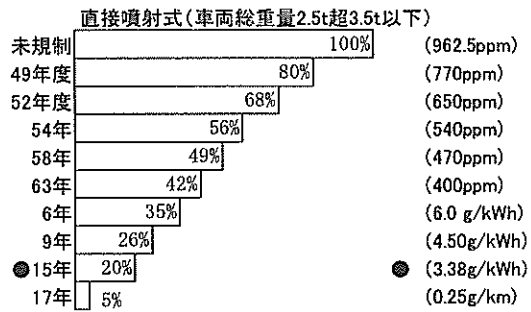
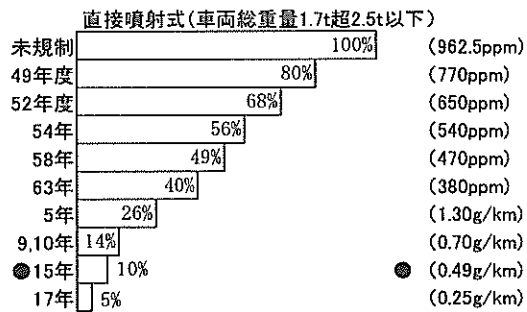


②貨物車・バス

(ア)ガソリン・LPG車



(イ)ディーゼル車



注1 ●印は、現時点での最新規制を示す。(車両総重量12t超のディーゼル車は○印)

注2 ()内は、規制値(平均値)を示す。

注3 ②貨物車・バスの(ア)ガソリン・LPG車における車両総重量の区分は、平成13年より前の規制において、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超である。

資料 1-2-11 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位: g/km)

車種	燃料	新車			使用過程車			
		試験モード	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)	窒素酸化物 (NOx)	試験モード	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
4サイクルエンジン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイドリング時	4.5%	2,000ppm
2サイクルエンジン車		モード	14.4	5.26	0.14			7,800ppm

車種	適用時期
軽二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

資料 1-2-12 ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制

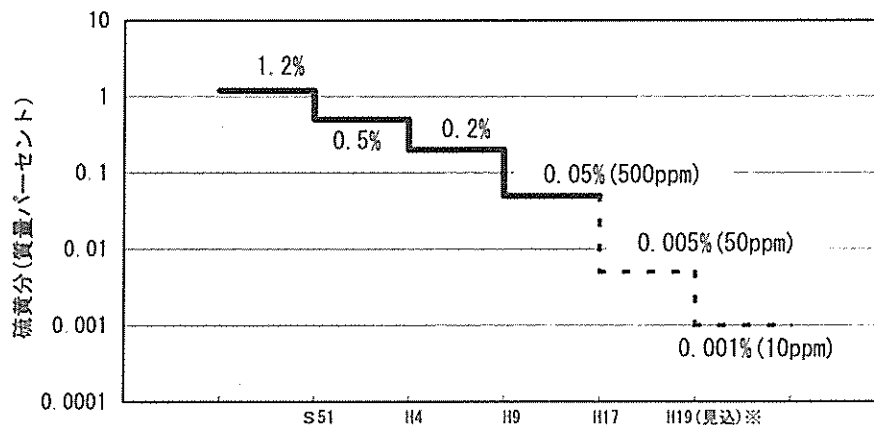
自動車の種類 定格出力		単位	排出ガスの種類				
			窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	粒子状物質	黒煙
特殊自動車	19kW以上37kW未満	g/kWh	10.40(8.0)	6.50(5.0)	1.95(1.5)	1.04(0.8)	40%
	37kW以上75kW未満		9.10(7.0)	6.50(5.0)	1.69(1.3)	0.52(0.4)	
	75kW以上130kW未満		7.80(6.0)	6.50(5.0)	1.30(1.0)	0.39(0.3)	
	130kW以上560kW未満		7.80(6.0)	4.55(3.5)	1.30(1.0)	0.26(0.2)	

※ 規制値の()内の数値は平均値

資料 1-2-13 自動車の燃料に関する許容限度

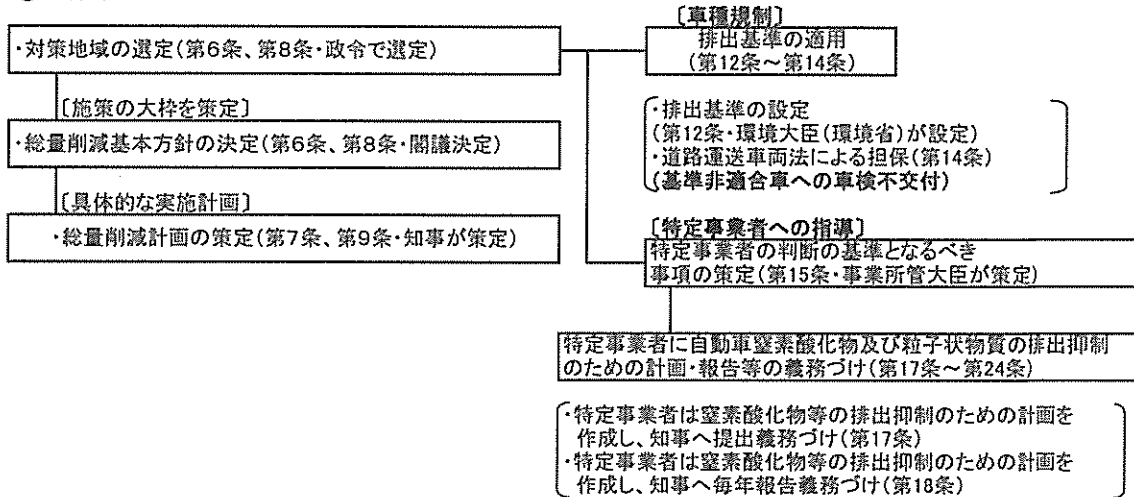
自動車燃料の種類	燃料の性状または 燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.01質量%以下
	ベンゼン	1体積%以下
	MTBE (メチルターシャリーブチルエーテル)	7体積%以下
	酸素分	1.3質量%以下
軽油	硫黄	0.05質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

資料 1-2-14 軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移



資料 1-2-16 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の
特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
(自動車NOx・PM法)

①法体系



②窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

貨物自動車・バス・特種自動車等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)		
車両総重量	1.7t以下	窒素酸化物:0.48g/km(昭和63年規制ガソリン車並)
		粒子状物質:0.055g/km(注1)
	1.7t超2.5t以下	窒素酸化物:0.63g/km(平成6年規制ガソリン車並)
		粒子状物質:0.06g/km(注1)
	2.5t超3.5t以下	窒素酸化物:5.9g/kWh(平成7年規制ガソリン車並)
		粒子状物質:0.175g/kWh(注1)
	3.5t超	窒素酸化物:5.9g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並)
		粒子状物質:0.49g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並)
ディーゼル乗用車(注2)	窒素酸化物:0.48g/km(昭和53年規制ガソリン車並)	
	粒子状物質:0.055g/km(注1)	

(注1) 粒子状物質排出基準値は、新短期規制(平成14年から実施)の2分の1の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第4次答申平成12年11月)を踏まえたもので、この答申において、新長期規制(平成17年から実施予定)については、新短期規制の2分の1程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

(注2) 特種自動車でディーゼル乗用車ベースのものを含む。

資料1-2-17 自動車の燃費基準について

対象車種と目標年度及び目標基準値

【ガソリン乗用自動車】

目標年度:2010年度

区分 (車両総重量:kg)	~702	703	828	1016	1266	1516	1766	2016	2266~
目標基準値(km/l)	21.1	18.8	17.9	16.0	13.0	10.5	8.9	7.8	6.4

【ディーゼル乗用自動車】

目標年度:2005年度

区分 (車両総重量:kg)	~1015	1016	1266	1516	1766	2016	2266~
目標基準値(km/l)	18.9	16.2	13.2	11.9	10.8	9.8	8.7

【車両総重量2.5t以下のガソリン貨物自動車】

目標年度:2010年度

区分 (車両総重量:kg)	軽貨物				軽量貨物		中量貨物				
	~702		703~827		828~	~1015	1016~	~1265		1266 ~1515	1516~
	構造A	構造B	構造A	構造B				構造A	構造B		
AT目標基準値(km/l)	18.9	16.2	16.5	15.5	14.9	14.9	13.8	12.5	11.2	10.3	
MT目標基準値(km/l)	20.2	17	18	16.7	15.5	17.8	15.7	14.5	12.3	10.7	9.3

【車両総重量2.5t以下のディーゼル貨物自動車】

目標年度:2005年度

区分 (車両総重量:kg)	軽貨物	中量貨物				
		~1265		1266 ~1515	1516 ~1765	1766~
		構造A	構造B			
AT目標基準値(km/l)	15.1	14.5	12.6	12.3	10.8	9.9
MT目標基準値(km/l)	17.7	17.4	14.6	14.1	12.5	

(注) 軽貨物 : 軽貨物自動車

軽量貨物 : 車両総重量1.7t以下の貨物自動車

中量貨物 : 車両総重量1.7を超え2.5t以下の貨物自動車

構造A : ①、②、③のいずれにも該当する構造のものをいう

① 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるもの

② 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られているもの

③ 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る)

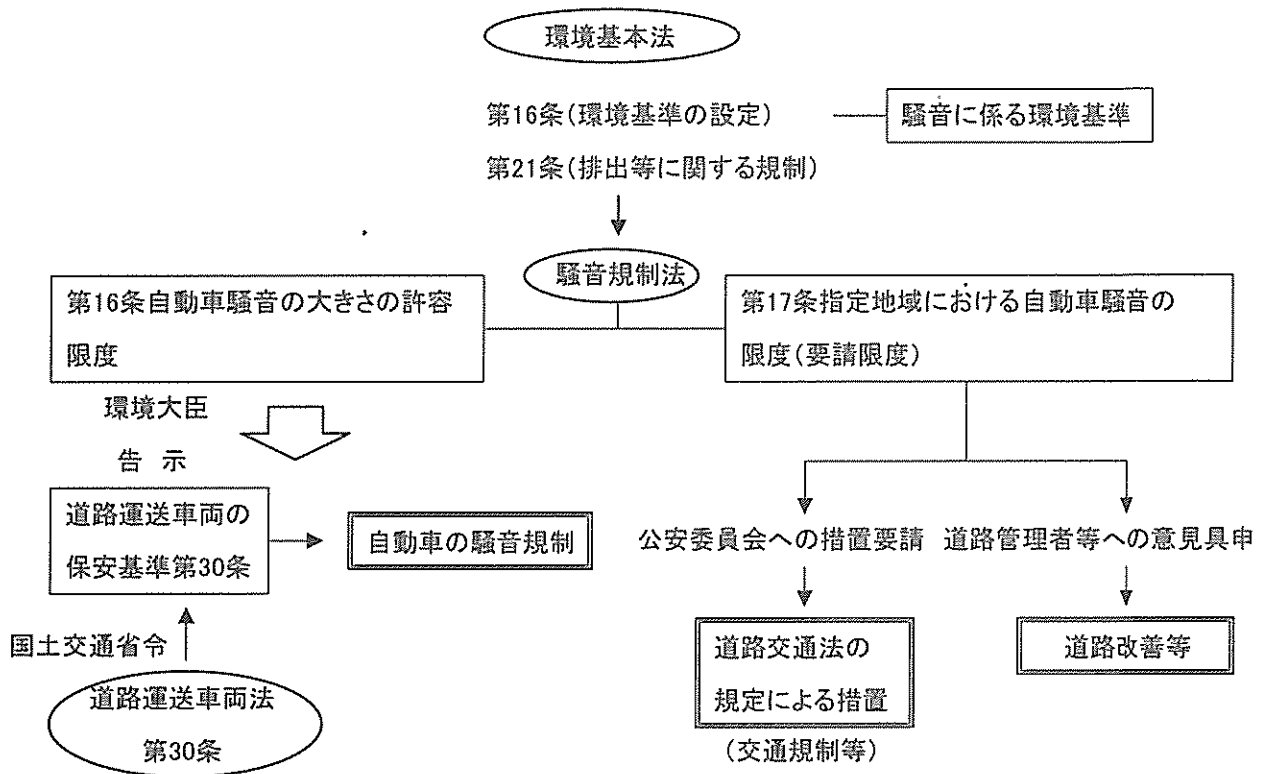
構造B : 構造A以外のものをいう

対象となる自動車は、その型式について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条第1項の型式指定を受けたものである

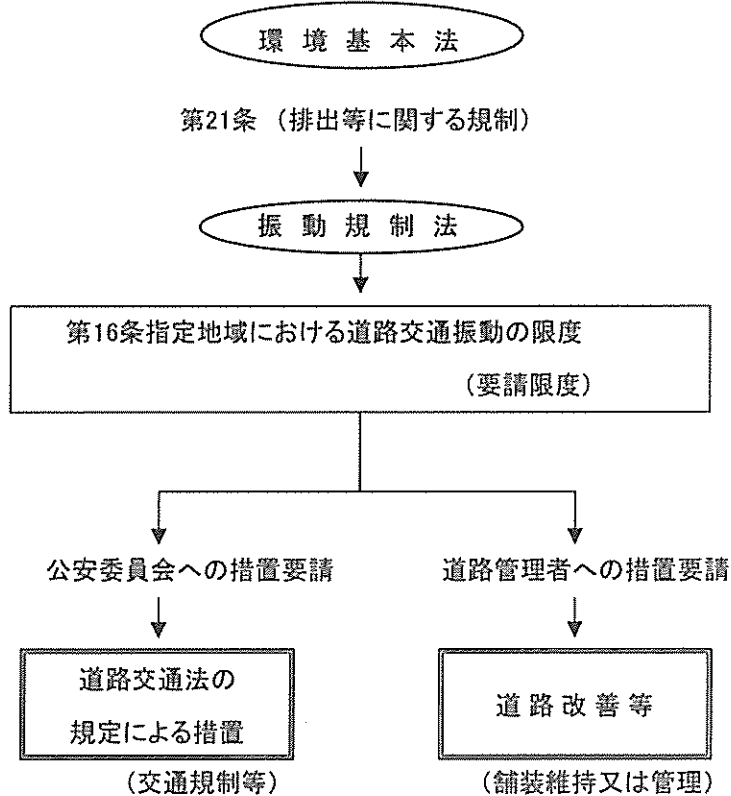
※ 燃費は10・15モード燃費

(エネルギーの使用の合理化に関する法律)

資料 1 - 2 - 18 道路交通騒音に関する法体系



資料 1 - 2 - 19 道路交通振動に関する法体系



資料1-2-20 大阪市公用車への低公害車等の導入状況

(平成16年3月現在)

車種	局名	用途	台数
天然ガス自動車	健康福祉局	体力測定車等	7
		軽貨物	9
	ゆとりとみどり振興局	小型貨物	1
	環境事業局	ごみ収集車(小型2tクラス)	225
		普通貨物(ダンプ車)	4
		大型塵芥車	4
	建設局	道路作業車	24
	都市環境局	軽貨物	16
		小型貨物	1
		公害パトロール車(軽貨物)	15
		道路作業車	16
	水道局	軽貨物	21
	交通局	市バス	108
小計			451
電気自動車	健康福祉局	軽貨物	4
	ゆとりとみどり振興局	軽貨物	2
	都市環境局	公害パトロール車(軽貨物)	9
		公害パトロール車(小型乗用)	1
	港湾局	マイクロバス	2
	水道局	軽貨物	3
小計			21
ハイブリット自動車	健康福祉局	普通乗用	1
	環境事業局	小型乗用	1
	都市環境局	公害パトロール車(普通乗用)	6
	港湾局	普通乗用	1
	水道局	小型乗用	1
	交通局	市バス	17
	小計		
低公害車 計			499
ULEV	乗用車		5
	貨物・特種		53
LEV-6	乗用車		158
	貨物・特種・乗合		1,542
ULEV,LEV-6 計			1,758
合計			2,257

資料1-2-21 LEV-6排出ガス指定基準

車種等	適用時期	走行モード	排出ガス値											
			窒素酸化物(NOx)				炭化水素(HC)				粒子状物質(PM)			
			規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H11.10.1	10・15	0.08	0.06	0.04	0.02	0.08	0.06	0.04	0.02	----			
		11	1.40	1.05	0.70	0.35	2.20	1.65	1.10	0.55				
軽貨物車	H13.10.1	10・15	*0.12	0.10	0.07	0.03	0.13	0.10	0.07	0.03				
		11	2.20	1.65	1.10	0.55	3.50	2.63	1.75	0.88				
中量車 (1.7t超) (3.5t以下)	H12.10.1	10・15	0.13	0.10	0.07	0.03	0.08	0.06	0.04	0.02				
		11	1.60	1.20	0.80	0.40	2.20	1.65	1.10	0.55				
重量車 (3.5t超)	H14.10.1 注(H15.10.1)	13	3.38	2.54	1.69	0.85	0.87	0.65	0.44	0.22	0.18	0.14	0.09	0.05

* 規制値のうち軽貨物車の窒素酸化物については、従前の基準とする。(0.12g/km:10・15モード)
注:12t超の重量車については、平成15年10月1日適用とする。

注1)単位10・15モード:g/km、11モード:g/test、13モード:g/kWh

2)耐久走行距離 乗用車、軽量車及び中量車は8万km、軽乗用車及び軽貨物車は6万km、重量車は25万km

3)燃費基準については、今後別途定める。

4)車両総重量3.5t超の重量車については、平成15・16年新短期規制に適合するものをLEV-6とみなす。

この措置については、平成15・16年新短期規制の施行から11か月間とし、11か月に達した時点で指定を解除する。ただし、平成15・16年新短期規制に適合し、かつ粒子状物質が0.05g/kWh以下であるもの(以下「低PM車」という。)は、新長期規制の施行をめぐりに指定を解除するものとする。

	車両総重量3.5t～12t	車両総重量12t～
LEV-6指定基準	3.38g/kWh	
適用期間	H14.10.1～H16.8.31	H15.10.1～H17.8.31
指定解除	H16.9.1	H17.9.1
低PM車	平成17年 新長期規制施行をめぐりに指定解除	

5)改正前の指定基準による指定については、下記のとおり適用する。

車種等	重量車	
	(3.5t～12t)	(12t～)
LEV-6指定基準	3.6g/kWh	
適用期限	～H14.9.30	～H15.9.30
指定解除	H15.10.1	H16.10.1

(京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会)

資料 1-2-22 クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動
実施内容

啓発媒体	内 容
ラジオスポット放送 (朝日、毎日、大 阪、FM 802、fm OSAKA)	朝夕の通勤時間帯に、不要なアイドリングの停止を訴えかけるスポット放送を行いました。(1回20秒、在阪5局延べ25回、12月1日(月)～19日(金)までの土・日を除く15日間)
街頭キャンペーン	低公害車フェア会場及び集客施設周辺においてクイズラリー及びリーフレットを配付しました。(11月21日(金)～11月23日(日)[ATC南ピロティ])
リーフレット	交通安全協会の協力を得て、クリーンドライビングに理解と協力を求めるリーフレットを運転免許証更新時に配布しました。また、区役所(24ヶ所)など主な集客施設に設置しました。
ポスター	地下鉄車内吊り(12月13日(土)～15日(月)、他7回)、市関係庁舎(12月～3月)、地下鉄駅構内掲示板(12月3日～16日)、市バス側面広告(12月1日～1月31日)、市内広報版(12月)、市立小学校(12月～3月)に設置しました。
啓発ビデオの放映	地下鉄モールボードで、クリーンドライビングを呼びかける放映を行いました。(通年)
啓発グッズの配布	各種イベントにおいて、ポケットティッシュ等のグッズを配布しました。

資料1-3-1 神崎川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	小松橋	神崎川	B	3.2	3.3	1.9	3.6	1.5	2.7	3.4	2.8	3.0	1.7
2	吹田橋	"	B	6.7	6.2	5.1	5.4	5.2	5.4	5.4	5.3	*4.4	*2.9
3	新三国橋	"	B	3.7	4.1	3.4	3.0	2.4	3.4	3.1	3.8	*2.8	*3.0
4	神崎橋	"	B	4.1	3.6	2.6	3.7	1.8	2.0	2.9	3.5	2.8	*2.8
5	千船橋	"	B	3.2	2.6	2.3	2.4	1.7	2.0	2.4	2.0	2.4	2.1
6	辰巳橋	"(左門殿川)	B	3.2	2.6	2.2	2.3	1.4	2.0	2.3	2.6	*2.5	2.1
7	新京阪橋	安威川	C	6.6	6.7	4.3	3.6	4.0	4.2	3.9	4.2	3.5	3.3

- (注) 1. 数値は年平均値である。
 2. *印は環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。
 3. 神崎川は平成13年3月にE類型からB類型に変更。
 4. 安威川は平成14年6月にE類型からC類型に変更。

資料1-3-2 淀川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	2.5	2.1	1.9	1.4	1.9	1.5	1.6	1.7	1.8	1.4
9	伝法大橋	"	C	5.4	2.7	2.8	3.0	2.8	3.1	3.5	2.7	4.7	2.8

- (注) 1. 数値は年平均値である。
 2. 淀川下流(伝法大橋)は平成15年5月にD類型からC類型に変更。

資料1-3-3 寝屋川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
10	今津橋	寝屋川	D	*11	*12	9.3	6.3	7.3	7.3	9.4	*9.8	*9.5	*9.1
11	新喜多大橋	"	D	*12	9.6	*11	*9.7	7.2	6.4	7.9	*9.1	*9.6	*9.7
12	京橋	"	D	5.8	6.8	5.3	4.6	3.4	5.4	5.2	4.2	4.9	4.9
13	徳栄橋	古川	D	*14	*12	9.3	*8.7	*9.4	8.0	7.8	*8.5	*8.3	6.6
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	*13	*13	*13	*10	6.9	*8.3	*9.1	*8.5	*8.1	*8.1
15	下城見橋	"	D	*10	*12	*14	*10	*9.2	7.4	7.2	6.0	7.8	*9.0
16	中竹淵橋	平野川	D	*29	*29	*28	*23	*17	*18	*18	*19	*15	*15
17	安泰橋	"	D	*31	*28	*27	*22	*14	*16	*14	*16	*13	*12
18	陸橋	"	D	*27	*14	*19	*12	*11	*9.1	9.1	8.5	8.5	*10
19	南弁天橋	"	D	*22	*16	*18	*14	6.9	8.4	8.2	7.7	6.4	*9.5
20	城見橋	"	D	*11	*12	*14	*11	8.9	7.3	7.2	6.1	6.6	7.7
21	片一橋	平野川分水路	D	8.0	9.0	*10	7.8	5.8	6.9	6.6	4.7	5.9	*7.1
22	天王田大橋	"	D	6.9	9.1	8.8	7.1	5.5	6.0	5.7	4.6	6.8	*6.4
23	赤川橋	城北川	B	3.0	2.0	1.6	1.7	1.9	2.4	1.7	1.4	1.7	1.4

- (注) 1. 数値は年平均値である。
 2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。
 3. 古川、平野川分水路は平成4年2月、新たに類型指定されたものである。
 4. 寝屋川水域は平成15年5月にE類型からD類型に変更。城北川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。

資料 1-3-4 大阪市内河川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
24	毛馬橋	大川	B	2.8	1.9	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.3	1.6	1.2
25	桜宮橋	"	B	2.5	2.1	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	1.3	1.4	1.2
26	天神橋(右)	堂島川	B	4.2	*4.4	3.6	4.0	3.2	3.1	2.3	1.9	2.4	*2.3
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	*5.4	*5.3	*6.6	*5.1	4.0	*3.8	3.7	3.1	3.5	3.7
28	天保山渡	安治川	B	2.1	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5	1.6	1.2	1.4	1.3
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	3.3	3.2	3.4	2.7	2.5	2.7	3.3	3.0	3.0	2.0
30	春日出橋	六軒家川	B	*4.0	3.1	2.6	2.6	1.9	2.7	2.2	1.7	1.8	1.6
31	本町橋	東横堀川	C	5.2	4.3	4.4	3.6	3.6	3.5	3.8	3.3	3.0	2.6
32	大黒橋	道頓堀川	B	3.1	2.7	2.4	2.3	2.5	2.6	3.3	2.3	2.9	2.0
33	甚兵衛渡	尻無川	C	3.5	2.5	2.8	2.5	2.3	1.9	2.2	1.8	2.1	1.5
34	千本松渡	木津川	C	2.7	2.5	2.7	2.4	2.4	2.1	2.2	1.8	2.1	2.1
35	船町渡	木津川運河	C	2.5	2.3	2.3	2.1	1.8	2.1	1.9	1.8	1.9	1.8
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	*6.5	*4.3	*6.9	*5.6	*7.3	*6.1	3.9	2.8	3.6	3.4

- (注) 1. 数値は年平均値である。
 2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。
 3. 大川・堂島川・安治川・六軒家川・道頓堀川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。
 4. 東横堀川は平成15年5月にC類型に指定。

資料 1-3-5 大和川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
37	浅香 新取水口	大和川	C	*17	*10	*10	*10	*9.4	*8.7	*6.2	*5.7	*4.9	*4.6
38	遠里小野橋	"	D	*20	*13	*10	*8.6	4.1	5.0	4.5	5.4	6.4	5.4

- (注) 1. 数値は年平均値である。
 2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

資料 1-3-6 大阪港湾水域におけるCODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
39	神崎川河口	C	5.3	5.2	5.1	4.9	5.4	5.4	6.2	7.3	6.7	4.9
40	中島川河口	C	6.4	5.1	6.0	5.6	5.7	5.5	5.7	6.4	6.1	5.9
41	淀川河口	C	4.9	5.2	4.7	5.1	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5	4.2
42	正蓮寺川河口	C	6.1	5.0	6.9	4.9	5.1	4.6	5.3	5.4	5.8	4.9
43	木津川河口	C	4.8	5.0	4.8	4.8	5.5	5.3	5.6	5.7	6.4	4.9
44	No.5 ブイ跡	C	4.2	4.3	4.1	4.0	4.5	4.7	4.6	4.5	4.9	3.8
45	第一号岸壁	C	4.6	4.1	4.3	4.2	4.2	3.8	3.9	3.8	4.2	4.0
46	No.25 ドルフィン	C	5.6	4.2	5.0	4.5	4.4	4.2	4.1	4.1	4.4	4.4
47	北港沖1,000m	C	3.6	3.7	3.6	4.6	4.2	4.6	3.5	3.8	4.0	3.8
48	大阪港関門外	C	3.4	3.8	3.2	3.7	3.8	4.7	4.9	5.7	4.9	3.6
49	南港	C	3.9	4.5	3.6	4.0	5.0	4.4	4.9	5.1	5.3	4.1
50	大阪湾C-3	C	3.9	3.0	3.4	3.4	3.6	3.5	3.4	3.0	3.8	3.8

- (注) 数値は年平均値である。

資料 1-3-7 大阪市内公共用水域における水質調査結果（平成15年度）

① 河川（38地点）

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	B	7.1~7.8	9.5	1.7 (2.1)	4.1	10
2	吹田橋	"	B	7.2~7.8	7.7	2.9 (3.5)	6.4	10
3	新三国橋	"	B	7.2~7.4	7.8	3.0 (3.8)	6.2	8
4	神崎橋	"	B	7.2~7.4	8.6	2.8 (3.4)	6.0	6
5	千船橋	"	B	7.4~7.8	7.5	2.1 (2.2)	5.8	7
6	辰巳橋	" (左門殿川)	B	7.2~7.7	7.9	2.1 (2.6)	6.0	4
7	新京阪橋	安威川	C	7.2~7.8	8.3	3.3 (3.9)	6.5	12
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.3~7.8	9.2	1.4 (1.6)	3.7	5
9	伝法大橋	"	C	7.3~8.6	9.4	2.8 (3.4)	5.2	6
10	今津橋	寝屋川	D	6.7~7.2	4.8	9.1 (13)	10.0	10
11	新喜多大橋	"	D	6.9~7.4	4.8	9.7 (12)	9.9	9
12	京橋	"	D	6.9~7.5	7.3	4.9 (5.4)	7.3	10
13	徳栄橋	古川	D	6.7~7.4	4.3	6.6 (7.3)	9.0	12
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	6.7~7.4	4.9	8.1 (11)	10.9	7
15	下城見橋	"	D	6.7~7.4	4.4	9.0 (8.4)	10.0	6
16	中竹渕橋	平野川	D	7.2~7.5	3.0	15 (13)	18.0	17
17	安泰橋	"	D	7.2~7.5	4.0	12 (14)	17.0	18
18	睦橋	"	D	7.1~7.4	5.0	10 (11)	15.0	10
19	南弁天橋	"	D	6.8~7.4	2.1	9.5 (9.8)	13.0	9
20	城見橋	平野川	D	6.8~7.4	3.2	7.7 (7.7)	11.0	7
21	片一橋	平野川分水路	D	6.8~7.4	4.6	7.1 (8.6)	11.7	5
22	天王田大橋	"	D	6.6~7.3	4.5	6.4 (8.4)	11.0	5
23	赤川橋	城北川	B	7.4~8.0	8.9	1.4 (1.7)	5.0	14
24	毛馬橋	大川	B	7.4~7.9	9.3	1.2 (1.4)	4.4	10
25	桜宮橋	"	B	7.5~7.7	9.8	1.2 (1.3)	3.6	10
26	天神橋（右）	堂島川	B	7.0~7.7	8.7	2.3 (3.1)	4.9	10

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	7.0~7.6	8.1	3.7 (4.8)	5.8	10
28	天保山渡	安治川	B	7.5~8.1	7.4	1.3 (1.4)	3.8	5
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	7.4~7.9	5.7	2.0 (2.4)	5.6	5
30	春日出橋	六軒家川	B	7.4~8.6	7.9	1.6 (2.2)	4.5	6
31	本町橋	東横堀川	C	7.1~7.4	7.2	2.6 (2.8)	5.7	9
32	大黒橋	道頓堀川	B	7.0~7.4	6.4	2.0 (2.3)	5.3	7
33	甚兵衛渡	尻無川	C	7.1~7.7	5.7	1.5 (1.7)	5.4	6
34	千本松渡	木津川	C	7.1~7.5	6.2	2.1 (2.4)	5.8	5
35	船町渡	木津川運河	C	7.3~7.9	6.9	1.8 (2.2)	5.0	5
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	6.9~7.7	6.7	3.4 (4.2)	8.5	5
37	浅香新取水口	大和川	C	7.6~7.9	9.2	4.6 (5.7)	7.6	11
38	遠里小野橋	〃	D	7.6~7.9	8.8	5.4 (7.0)	7.6	10

(注) 数値は年平均値である。ただし()の数値は日間平均値の75%値を示す。

② 海 域 (12地点)

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全 磷 (mg/L)	油 分 (mg/L)
39	神崎川河口	C	—	6.5	4.9 (5.6)	2.0	2.68	0.22	—
40	中島川河口	C	7.2~8.6	6.5	5.9 (6.5)	2.5	—	—	—
41	淀川河口	C	—	8.3	4.2 (5.0)	1.8	1.16	0.20	—
42	正蓮寺川河口	C	7.6~8.7	6.9	4.9 (5.3)	2.1	—	—	—
43	木津川河口	C	—	6.6	4.9 (5.3)	1.7	3.48	0.28	—
44	No.5 ブイ跡	C	—	7.4	3.8 (4.2)	1.6	1.53	0.16	—
45	第一号岸壁	C	7.5~8.4	6.6	4.0 (4.3)	1.9	—	—	—
46	No.25 ドルフィン	C	7.7~8.7	7.5	4.4 (4.5)	1.9	1.24	0.20	—
47	北港沖1,000m	C	7.8~8.6	7.7	3.8 (4.0)	1.6	0.79	0.17	—
48	大阪港関門外	C	—	7.3	3.6 (4.3)	1.6	0.88	0.09	—
49	南 港	C	—	6.8	4.1 (4.8)	1.7	2.20	0.17	—
50	大阪湾C-3	C	8.0~8.7	9	3.8 (4.4)	—	1.00	0.08	—

資料1-3-8 河川観測局における水質経年変化 (年平均値)

(単位: COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン、アンモニウムイオン: mg/L、
温度: °C、電気伝導度: μ S/cm、酸化還元電位: mV)

水域	観測局	項目	年度										
			平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
神崎川	下新庄(神崎川)	C O D	7.3	6.8	6.0	5.8	5.7	5.9	6.2	5.4	5.7	5.4	
		溶存酸素	5.7	6.3	6.6	6.7	6.6	6.5	6.5	7.0	6.9	7.5	
		水温	19	18	18	18	19	19	18	19	18	18	
		p H	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	
		濁度	23	25	21	23	21	21	21	18	19	23	
		電気伝導度	503	446	387	352	363	409	403	390	408	356	
	アンモニウムイオン	5.4	3.8	2.4	2.0	2.2	2.0	1.8	1.3	1.3	0.9		
	出来島(神崎川)	C O D	5.8	6.6	4.9	5.2	5.3	4.7	5.2	5.2	5.0	4.8	
		溶存酸素	3.7	4.5	4.4	4.7	4.2	4.4	4.5	4.7	4.8	4.6	
		水温	20	18	18	18	19	19	18	19	18	18	
		p H	7.5	7.6	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4	7.5	7.6	7.4	
		濁度	14	18	16	17	14	12	12	11	11	10	
アンモニウムイオン		(2.1)	2.6	2.7	2.3	2.3	-	-	-	-	-		
寝屋川	今津橋(寝屋川)	C O D	15	14	13	12	11	11	12	11	12	10	
		溶存酸素	0.6	1.2	1.1	1.7	1.2	1.5	1.4	1.4	2.1	3.6	
		水温	21	19	20	19	20	20	20	21	20	20	
		p H	7.0	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	
		濁度	25	26	29	26	26	23	21	18	19	22	
		電気伝導度	618	529	528	483	475	480	495	490	495	416	
	塩素イオン	138	102	106	-	-	-	-	-	-	-		
	アンモニウムイオン	-	-	-	11	11	9.1	7.9	5.1	3.8	2.8		
	京橋(寝屋川)	C O D	10	10	9.8	8.6	7.4	7.8	8.5	8.1	8.2	7.6	
		溶存酸素	3.8	4.1	4.2	4.3	4.4	4.3	4.6	5.3	5.0	5.3	
		水温	20	18	18	19	19	20	20	19	19	19	
		p H	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	
濁度		30	32	30	30	26	26	24	21	19	20		
電気伝導度		561	494	425	399	396	400	396	383	405	347		
酸化還元電位	+68	+77	+56	+97	-	-	-	-	-	-			
アンモニウムイオン	5.5	6.4	5.4	4.4	5.4	4.9	4.4	3.9	3.0	2.7			
川	衛門橋(平野川)	C O D	15	15	14	13	12	13	12	13	12	12	
		溶存酸素	1.0	1.0	0.9	1.2	1.3	1.2	1.2	1.4	1.6	1.8	
		水温	21	19	20	20	20	20	20	21	20	20	
		p H	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	
		濁度	14	14	15	14	12	17	17	15	15	15	
		電気伝導度	640	591	582	527	520	548	565	568	546	536	
アンモニウムイオン	10	12	10	7.7	8.9	8.4	8.4	7.7	6.5	7.5			

水域	観測局	年度		平成									
		項目	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
大 阪 市 内 河 川	大黒橋(道頓堀川)	C O D	5.5	5.3	4.5	5.2	5.3	4.5	5.2	4.6	5.4	4.7	
		溶存酸素	3.8	3.8	3.6	3.3	3.2	4.3	4.8	4.2	3.4	4.2	
		水温	19	18	18	18	19	18	18	18	19	18	
		pH	7.1	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	
		濁度	13	12	12	9	7	5	7	6	7	9	
		電気伝導度	*4,142	*3,510	*4,060	*3,735	*4,091	*4,091	*2,948	*1,966	*2,155	*1,486	
		酸化還元電位	+20	+51	—	—	—	—	—	—	—	—	
	アンモニウムイオン	—	—	3.8	3.5	3.1	5.5	2.2	1.9	1.7	1.4		
	安治川(安治川)	C O D	5.2	5.2	(4.7)	4.6	3.1	3.9	5.0	4.4	4.6	4.4	
		溶存酸素	5.9	6.6	(8.1)	5.1	4.9	5.6	5.7	5.9	5.5	6.4	
		水温	19	18	(10)	18	18	18	19	18	18	18	
		pH	7.3	7.2	(7.6)	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4	
		濁度	14	18	(15)	16	15	13	13	12	10	11	
		アンモニウムイオン	2.6	2.7	(1.7)	1.2	1.3	—	—	—	—	—	
	千本松(木津川)	C O D	4.7	4.8	4.7	4.7	(4.4)	3.5	3.7	3.7	3.0	2.7	
		溶存酸素	3.8	3.9	4.0	3.8	(4.9)	4.2	4.1	4.4	4.6	4.4	
		水温	19	18	18	19	(14)	19	19	19	18	18	
		pH	7.5	7.4	7.4	7.4	(7.6)	7.5	7.5	7.5	7.7	7.7	
		濁度	8	9	9	9	(12)	9	4	3	2	1	
	尻無川(尻無川)	C O D	4.6	4.8	5.3	5.4	5.2	4.1	4.6	3.8	4.0	4.4	
		溶存酸素	3.3	3.7	3.8	4.1	3.8	4.2	4.6	4.9	4.3	4.5	
		水温	19	17	18	18	19	19	19	18	19	18	
		pH	7.4	7.4	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3	7.4	7.4	
		濁度	14	17	18	18	14	6	6	6	5	3	
		アンモニウムイオン	2.1	2.0	2.2	1.8	2.1	—	—	—	—	—	
	大川(大川)	C O D	4.2	4.0	3.8	3.8	2.8	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	
		溶存酸素	8.5	9.0	8.9	8.8	8.8	8.8	8.8	9.0	8.8	9.0	
		水温	18	16	17	18	18	18	17	18	17	17	
pH		7.3	7.4	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4		
濁度		16	19	18	17	18	17	15	14	13	17		
電気伝導度		213	188	185	173	163	175	179	179	189	171		
塩素イオン		26	21	21	18	—	—	—	—	—	—		
アンモニウムイオン		—	—	—	—	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1		

注 ①—は非測定 ②()は有効測定日数(1日あたり18時間以上測定の日)が年間1/2未満

③*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当

資料1-3-9 大阪港港湾区域内底質調査結果(平成15年度)

(ドライ値)

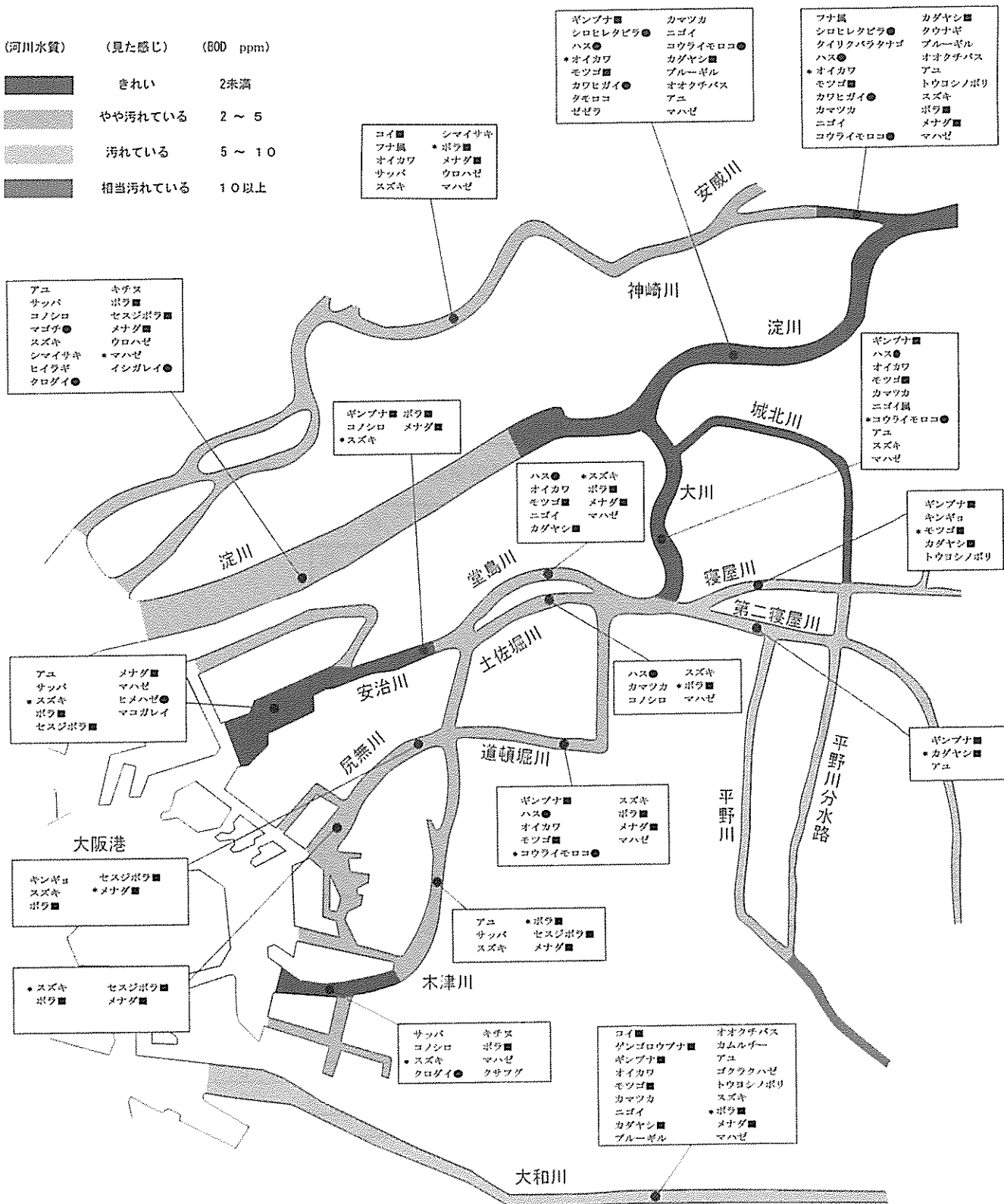
項目	含水率 (%)	pH	CODsed (mg/kg)	強熱減量 (%)	硫化物 (mg/kg)	カリウム又はその化合物 (mg/kg)	シアン化合物 (mg/kg)	鉛又はその化合物 (mg/kg)	六価クロム化合物 (mg/kg)	ヒ素又はその化合物 (mg/kg)	水銀又はその化合物 (mg/kg)	アルキル水銀化合物 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)
1 正蓮寺川上	72.1	7.4	131000	18.4	20200	7.95	1	245	<2	22.8	5.89	<0.01	—	—
3 正蓮寺川下	56.0	8.1	42100	10.0	4020	2.33	<1	87.5	<2	16.2	2.47	<0.01	—	—
4 安治川上	55.6	6.9	78200	14.5	5170	2.11	2	105	<2	6.8	0.82	<0.01	1.19	—
6 安治川下	58.0	7.9	39600	10.1	3290	2.71	<1	92.6	<2	16.1	1.60	<0.01	1.07	—
7 尻無川上	44.6	7.4	41900	8.6	4320	3.60	1	97.7	<2	10.0	1.41	<0.01	0.82	—
9 尻無川下	57.5	8.0	48300	9.6	5110	2.98	<1	117	<2	16.2	1.35	<0.01	1.27	—
10 木津川運河	59.4	7.8	46300	10.0	5730	4.27	<1	152	<2	15.1	1.75	<0.01	—	—
11 大正内港	54.8	8.0	45800	9.9	5820	3.62	<1	119	<2	23.1	1.43	<0.01	—	—
12 木津川中	59.2	7.7	88800	14.5	12100	10.00	3	379	<2	17.9	3.11	<0.01	—	—
13 木津川上	66.0	7.1	113000	17.8	9580	4.28	2	253	<2	8.5	1.21	<0.01	2.23	—
14 木津川下	54.2	8.0	41800	9.1	3970	4.39	<1	141	<2	11.4	2.56	<0.01	—	—
15 中島川河口	54.0	7.4	58800	10.4	5210	1.78	<1	97.0	<2	5.3	0.83	<0.01	—	—
16 神崎川河口	42.7	7.6	37200	8.8	2140	0.58	<1	35.1	<2	4.0	0.44	<0.01	—	—
17 淀川河口	41.3	7.4	35400	7.8	1620	0.54	<1	31.1	<2	4.6	0.38	<0.01	—	—
18 舞洲東沖	60.4	8.0	34600	9.5	2560	0.84	<1	61.3	<2	4.9	0.89	<0.01	—	34
19 咲洲北沖	58.2	7.8	27400	8.9	944	0.64	<1	49.8	<2	4.9	0.77	<0.01	—	—
20 第1号岸壁	58.2	7.9	42100	9.8	3740	2.57	<1	170	<2	7.0	1.38	<0.01	—	—
21 舞洲西沖	51.9	7.9	35800	9.0	1580	0.72	<1	46.5	<2	4.2	0.65	<0.01	0.23	41
22 舞洲南沖	57.2	7.9	27600	9.2	795	0.49	<1	42.7	<2	5.4	0.52	<0.01	—	—
24 南港内港	53.2	8.0	31300	8.9	1750	0.77	<1	51.1	<2	4.2	0.58	<0.01	—	—
25 南埠頭沖	50.1	7.7	21200	8.2	414	0.30	<1	41.8	<2	4.3	0.54	<0.01	0.01	8.1
26 舞洲西沖	57.4	7.9	31800	9.4	1150	0.62	<1	54.9	<2	5.1	0.75	<0.01	—	25
27 中埠頭沖	50.9	7.9	22800	7.6	350	0.67	<1	44.8	<2	7.5	0.90	<0.01	—	16

資料 1-3-10 市内河川魚類生息状況調査結果（平成13年度）

項 目	調 査 結 果
① 調査時期	春季調査 平成13年 5月（5日間） 夏季調査 平成13年 8月（5日間） 秋季調査 平成13年11月（5日間） 冬季調査 平成14年 2月（5日間）
② 調査場所	大阪市内河川水域 17地点
③ 調査結果	<p>ア. 今回の調査で生息が確認された魚種は、17科40種2,869個体であった。 （魚類の分布は図1-3-8）</p> <p>イ. 採集個体数が多かった魚類は、オイカワ、コウライモロコ、フナ類（以上淡水魚）、ボラ、スズキ、マハゼ、メナダ（以上汽水・海水魚）であり、前回調査とほぼ同様であった。</p> <p>ウ. アユは、前々回調査（平成3年度）5地点35匹、前回調査（平成8年度）6地点40匹に比べ、採集されたのは17匹であったが、採集地点数は8地点と生息範囲が広がっていた。</p> <p>エ. 四季別では、これまでの調査結果と同様に、春季及び夏季の採集個体数、魚種数は多く、秋季及び冬季の採集個体数、魚種数は少なくなる傾向を示した。</p> <p>オ. 環境指標になりうる魚類を検討した結果、大阪市域においては、コウライモロコ、ハス、シロヒレタビラ、カワヒガイ、マゴチ、クロダイ、ヒメハゼ、インガレイの8種が比較的清浄な河川水質を代表する指標種と考えられる。</p>
④ 魚類の生息状況からみた水環境の変化	<p>ア. 水質の状況は、魚類の生息を左右する大きな要素であり、地点ごとに確認された魚種数は、神崎川上流部、淀川、大和川などの地点で多く、前回調査と比較して、17地点中12地点で増加しており、市内河川全般の水質が向上していることが反映された。</p> <p>イ. 寝屋川では、前回調査では魚が確認できない状況であったが、水質が改善されつつあるに伴い、今回はギンプナ、モツゴ、カダヤシなどの魚類が確認され、本水域を生息域として利用し始めていることが推測された。</p> <p>ウ. 河川の清浄な水質を代表する指標種のうち、コウライモロコとハスは、前回調査と比較して確認範囲に広がりが見られ、それぞれ3から4地点、3から6地点に増加していた。新たに確認された地点は、道頓堀川、堂島川、土佐堀川の3地点であった。</p> <p>エ. 今回の調査では、前回と比較して多くの地点で魚類相の改善がみられた。</p> <p>これは、主に近年の河川水質が向上していることによるものと考えられるが、今後、より多くの魚類を呼び戻すには、水質の改善に加え、底質や水深、護岸構造などを魚類の生息に適したものにしていけることが必要であると考えられる。</p>

資料 1-3-11 市内河川の魚類の分布 (平成13年度調査)

市内河川の魚類の分布 (平成13年度)

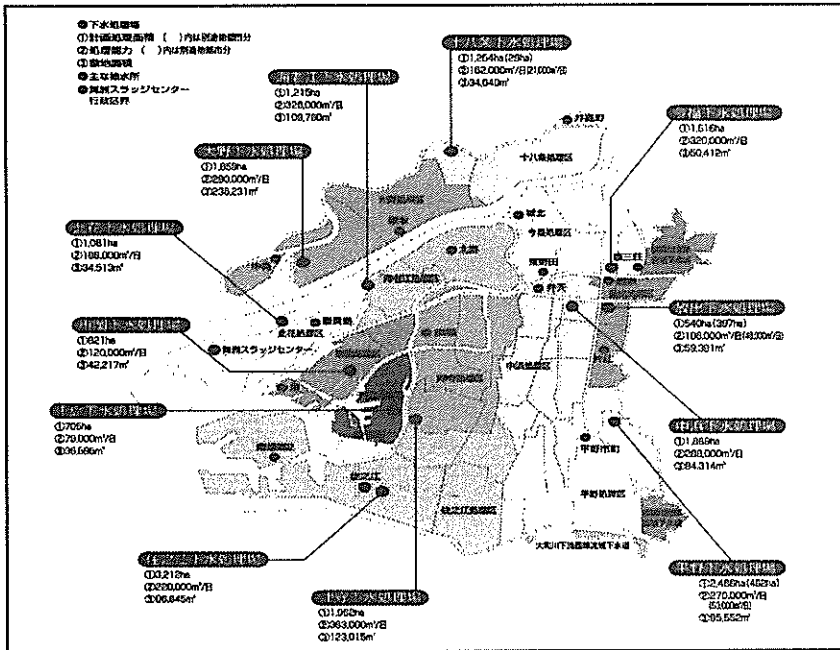


注) 1 *は個体数からみた優先種。
 2 ●は清潔な水質を代表する種、■は汚濁した水質でも生きられる種。

備考: 河川のBODは平成12年度の値を使用した。
 大阪市内公共用水域水質測定結果(平成12年度)

資料1-3-12 下水処理区と下水処理場

市内は、12の下水処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



資料1-3-13 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数(平成16年3月末)

	行政区	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	計
神崎川	西淀川	2	18		20
	淀川	1	1		2
大阪市内河川	北		2		2
	福島		1		1
	此花	1	21		22
	港		1		1
	大正	5	7		12
	東淀川	1			1
	住之江	1	2	2	5
寝屋川	西成	1	1	1	3
	旭	1			1
	城東	2	4		6
	鶴見	1			1
大和川	中央		1		1
	平野		1		1
計		16	68	3	87

(注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第3条の3第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく。
2. 大阪市内12下水処理場を含む。

資料1-3-14 立入指導等の状況(公共用水域へ排水を排出する工場・事業場)

(平成15年度)

	立入工場件数	基準超過事業場数	排水の一時停止命令	改善命令	改善勧告	その他指示
法律対象	130	4	0	0	0	4
条例対象	8	0	0	0	0	0
合計	138	4	0	0	0	4

(注)大阪市内12下水処理場を含みます。

資料 1-3-15 水質関係 法律・条例届出受理件数(平成15年度)

法律・条例 行政区	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北		7	
福 島		2	
此 花	1	16	
大 正	4	11	
港		2	
西淀川		9	
淀 川	1	3	
東淀川	1		
城 東	1	6	
鶴 見	1		
住之江		2	2
平 野	2	6	
西 成	1	2	
計	12	66	2

資料 1-3-16 特定事業場・除害施設必要事業場数(平成15年度)

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (非特定事業場を含む)
北	301	248
東淀川	177	115
淀川	321	229
福島	117	87
西淀川	207	217
此花	118	115
旭	117	63
都島	126	79
城東	238	153
鶴見	141	109
東成	259	192
生野	359	174
中央	249	219
天王寺	115	85
浪速	110	62
西	140	104
大正	132	89
港	127	88
住吉	138	71
住之江	205	183
西成	232	118
阿倍野	162	58
東住吉	216	99
平野	309	228
合計	4,616	3,185

資料 1-3-17 立入指導等の状況(公共下水道へ排水を排出する工場・事業場)
(平成15年度)

工場立入件数	8,549
基準超過工場数	222
排水の一時停止命令	0
改善命令	1
改善勧告	13
その他指示	208

資料 1-4-1 各区の主要地点年間変動量

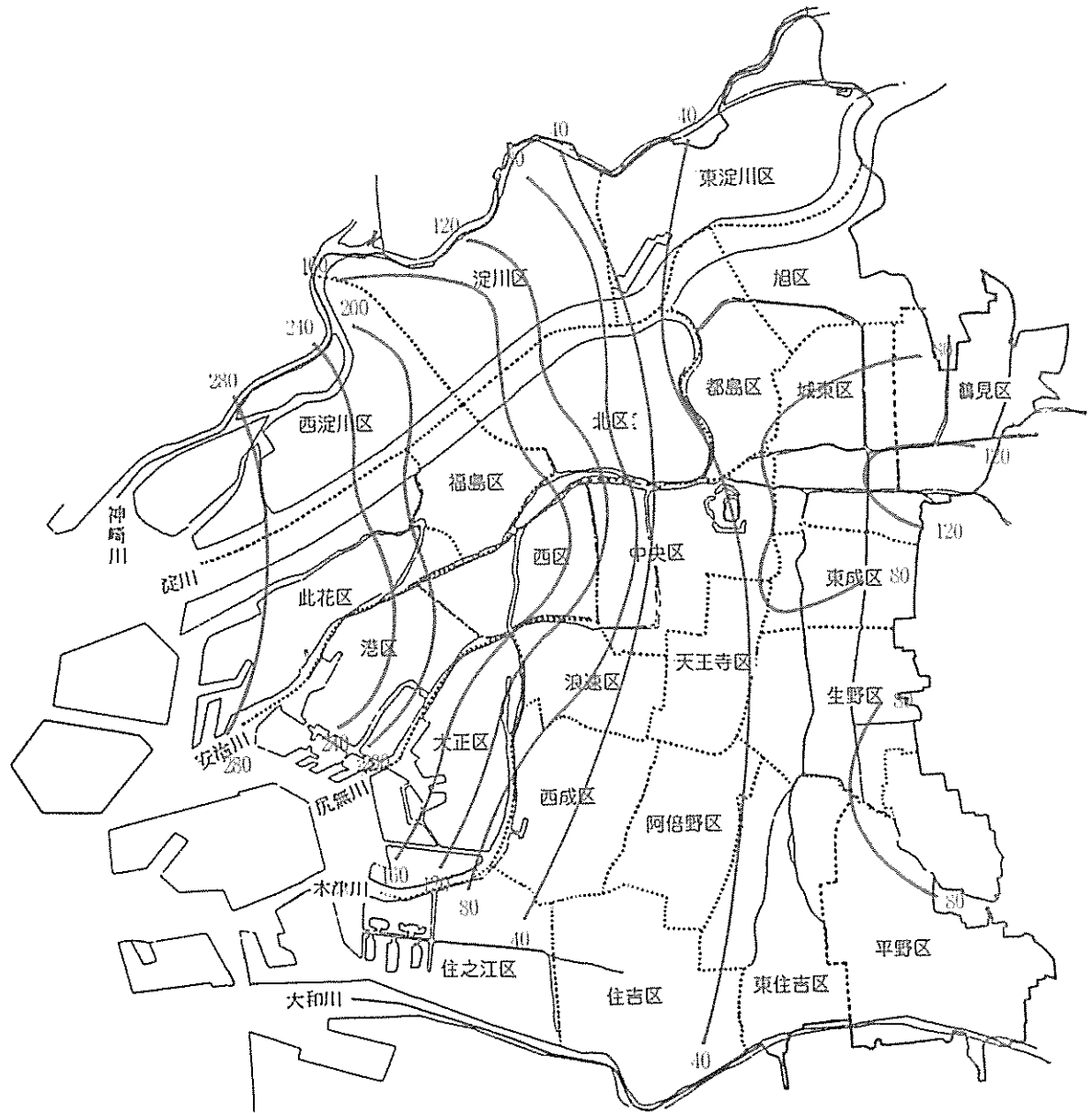
(単位:cm)

地域	区名	所在地〔水準点番号〕	年間変動量					変動量累計 昭和10年～ 平成15年
			H9年	H10年	H11年	H13年	H15年	
川北	淀川	西中島7-8〔北-13〕	+0.42	-0.21	-0.52	+0.36	-0.74	-107.60
	東淀川	上新庄2-20〔北-3〕	+0.19	-0.30	-0.19	+0.67	+0.01	-53.19
	西淀川	百島1-3〔北-26〕	+0.98	-0.47	-0.53	+0.19	-0.02	-244.01
中心	北	茶屋町1-40〔中-7〕	-	(+0.49)	-	(-0.28)	-0.25	-158.35
	中央	大阪城3〔中-28〕	-0.04	-0.03	-0.48	+0.32	+0.22	-15.68
	西	九条2-19〔西-45〕	+1.13	-0.67	-0.38	+0.15	-0.19	-139.55
	天王寺	生玉町13〔国-234(Ⅲ)〕	+0.01	-0.04	-0.62	+0.51	+0.03	-3.93
	浪速	恵美須西1-2〔国-235〕	+0.17	-0.11	-0.54	+0.68	+0.16	-20.63
北西	此花	酉島1-2〔西-4〕	+1.08	-0.36	-0.74	+0.06	-0.37	-290.54
	福島	玉川4-1〔中-16〕	-	(+1.21)	-	(-0.02)	+0.06	-144.18
北東	旭	大宮3-1〔東-2〕	-0.22	-0.09	-0.01	-0.46	-0.33	-30.52
	都島	東野田町4-15〔東-8〕	+0.37	-0.25	-0.38	+0.43	-0.13	-59.12
	城東	永田4-4〔東-10〕	+0.09	+0.41	+0.26	+0.87	+0.14	-30.95
	鶴見	鶴見3-11〔東-7〕	-0.08	+0.50	+0.14	+0.35	+0.05	-86.50
	東成	中道4-8〔東-13〕	+0.06	+0.05	+0.16	+0.48	-0.11	-77.02
南東	生野	勝山北1-19〔東-17〕	+0.21	+0.10	-0.10	+0.44	+0.35	-10.65
	阿倍野	王子町4-1〔南-18(Ⅱ)〕	-	(-0.08)	-	(+0.43)	+0.59	-16.32
	東住吉	湯里1-15〔南-15〕	-0.43	0	-0.11	+0.53	+0.66	-24.55
	平野	加美南1-9-17〔南-39〕	-0.38	-0.05	-0.11	+0.15	+0.75	-45.71
南西	港	海岸通4-2〔西-19(Ⅱ)〕	+1.58	-0.38	-0.21	-0.05	-0.35	-79.35
	大正	泉尾1-39〔西-30〕	-	(+0.85)	-	(-0.03)	+0.07	-107.56
	西成	天下茶屋2-2〔国-243〕	+0.21	-0.15	-0.29	+0.62	+0.20	-11.61
	住之江	安立2-11〔国-245〕	-0.16	+0.04	-0.16	+0.51	+0.08	-12.55
	住吉	東粉浜1-5〔国-244〕	+0.04	+0.06	-0.07	+0.68	+0.33	-14.90

- (注)1. 測量不動点は、昭和10～38年:毛馬原標、昭和39～51年:基21号、昭和52～57年:基21号、上町原標、
 国分原標、262号、昭和58年以降:262号に替え泉南原標。
 2. 変動量累計のうち、〔西-45〕は昭和13年から、〔西-19(Ⅱ)〕は昭和34年から、〔南-39〕、〔南-18(Ⅱ)〕
 は昭和38年から、〔国-234(Ⅲ)〕は昭和41年から平成15年までの変動量の累計です。
 3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定しました。
 4. 表中の-は未観測。
 5.()内は、前回観測から観測年までの変動量です。
 6. 平成13年度以降の変動量は、原則、観測から2年間の変動量です(一部3年間)。

資料 1-4-2 累積沈下等量線推定図

(昭和10年～平成15年度累計、単位：cm)



資料1-4-3 地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果（平成6年～平成15年）

観測井名	年	所在地	ストレーナ 位置(m)	観測開始時期	管頭下(m) O. P(m)	観測 開始時期	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
天保山B		港区築港4丁目	96～100.5	昭和36年3月	管頭下(m) O. P(m)	27.63	6.94	6.15	5.79	4.41	3.70	3.55	3.47	3.56	3.58	3.54
鶴町B		大正区鶴町2丁目	25～30	昭和28年1月	管頭下(m) O. P(m)	9.17	3.98	4.82	5.30	3.67	3.02	2.88	2.57	2.43	2.63	2.43
此花		此花区島屋5丁目	23～28	【昭和28年7月】 平成4年7月	管頭下(m) O. P(m)	15.26	4.23	4.57	4.52	1.62	1.56	1.87	0.74	0.74	0.82	0.92
姪島		西淀川区姪島4丁目	63～68	昭和28年7月	管頭下(m) O. P(m)	21.76	8.57	5.38	4.66	2.37	1.88	1.91	1.42	1.36	1.35	1.42
十三		淀川区十三元今里1丁目	96.6～100	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	35.70	9.91	8.94	7.99	6.32	5.69	5.56	5.39	5.33	5.37	5.38
中之島A		北区中之島1丁目	91～96	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	32.47	12.10	9.93	7.94	5.79	5.19	5.06	4.89	4.87	4.86	4.86
中之島B		〃	178～183	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	31.94	9.88	9.06	7.89	6.56	5.96	5.87	5.69	5.68	5.86	6.03
蒲生		城東区中央3丁目	91～96	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	19.32	15.32	13.82	11.23	10.37	9.88	9.34	8.75	8.31	8.01	7.75
港(Ⅱ)A		港区田中3丁目	348～353	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	25.63	6.59	5.74	5.28	3.61	2.87	2.71	2.61	2.65	2.65	2.61
港(Ⅱ)B		〃	441～446	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	19.28	14.33	14.22	13.65	13.18	12.91	12.91	12.94	12.59	11.9	11.58
港(Ⅱ)C		〃	183～188	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	26.08	7.29	6.83	6.28	5.33	4.64	4.53	4.42	4.73	4.92	5.15
生野A		生野区粟東4丁目	13.5～16.5	昭和42年4月	管頭下(m) O. P(m)	2.37	6.56	6.14	5.80	5.24	5.09	4.98	5.11	5.51	5.5	5.34
生野B		〃	170～180	昭和42年4月	管頭下(m) O. P(m)	3.83	14.62	14.02	13.91	13.52	13.31	12.71	12.84	12.61	12.36	12.17
柴島		東淀川区柴島1丁目	170～175	昭和43年4月	管頭下(m) O. P(m)	16.15	9.49	8.88	8.48	7.66	7.31	7.23	7.09	7.01	6.97	6.89
馬場町(Ⅱ)		中央区大手前4丁目	136.7～ 142.2	【昭和44年4月】 平成9年8月	管頭下(m) O. P(m)	41.98	34.51	34.51	33.70	(33.36)	33.08	32.77	32.47	32.13	31.76	31.37
						-16.66	※	-8.20	-8.39	-8.23	-7.95	-7.64	☆	-7.00	☆	-6.24

(注) 1. 観測開始時期欄の【】は、観測所設置当初の開始時期であり、同欄下段の時期は、移設後の観測開始時期を示します。

例えば、馬場町観測所は、昭和44年4月から観測を開始し、平成9年8月に移設を行い、馬場町(Ⅱ)観測所へ観測を引き継ぎました。

2. 表中「-」は、不明を示します。

3. ※印は、兵庫県南部地震による影響のため、測量を中止しました。

4. 12年以降の☆印は、水準測量が隔年実施となったため、測定値はありません。

5. 地下水位は、年平均水位で示します。

6. 馬場町(Ⅱ)の平成9年の()内は、8月～12月までの平均水位です。

資料 1-4-4 地下水概況調査結果 (平成15年度)

測定項目	環境基準値 (mg/L)	旭区 太子橋	淀川区 田川	鶴見区 焼野	鶴見区 横堤	北区 中津	城東区 新喜多	中央区 玉造	天王寺区 上汐	生野区 中川	東住吉区 杭全	平野区 平野東
採水日	—	1月27日	1月19日	1月21日	1月21日	1月20日	1月19日	1月29日	1月21日	1月21日	1月22日	1月22日
色相	—	無色	無色	無色	無色	無色	無色	淡黄色	無色	無色	無色	無色
臭気	—	塩素臭	無臭	硫化水素臭	硫化水素臭	硫化水素臭	土臭	微硫化水素臭	無臭	硫化水素臭	無臭	無臭
pH	—	7.6	7.3	8.0	7.4	7.1	6.8	7.2	6.8	6.9	7.2	7.0
カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ふっ素	0.8	0.08	0.17	0.23	0.39	0.20	0.10	0.18	0.08	0.24	0.14	0.30
ほう素	1	0.02	0.16	0.19	0.19	0.16	0.16	0.08	0.06	0.14	0.07	0.07
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	1.3	<0.08	1.5	<0.08	<0.08	0.15	0.23	5.8	<0.08	<0.08	2.4

資料 1-4-5 地下水汚染井戸周辺地区調査結果 (平成15年度)

測定項目	環境基準 値 (mg/L)	淀川区 三津屋南	北区 中之島	港区 田中	港区 田中	港区 田中	住吉区 東粉浜	旭区 赤川	旭区 生江	西区 南堀江	西区 北堀江	西区 北堀江	西区 北堀江	西成区 鶴見橋
採水日	—	1月19日	1月20日	1月20日	1月20日	1月20日	1月22日	1月27日	1月27日	1月26日	1月26日	1月26日	1月26日	1月22日
色相	—	無色	無色	無色	無色	無色	無色	淡黄色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
臭気	—	プラスチック臭	無臭	微土臭	朽木臭	無臭	無臭	微酸化水素臭	微酸化水素臭	硫化水素臭	無臭	無臭	無臭	無臭
PH	—	6.9	8.3	8.1	8.7	6.6	7.1	7.3	7.1	7.4	6.9	7.2	7.5	7.5
カドミウム	0.01	—	—	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛	0.01	0.023	<0.005	0.013	0.006	0.013	—	—	—	—	—	—	—	—
砒素	0.01	—	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	0.02	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.004	—	—	—	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	—	—	—	—	—	—	0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	—	—	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	—	—	—	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	—	—	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0026	<0.0005	<0.0005	0.0007
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	0.01	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ふっ素	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.85
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
磷酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	—	7.7	—	—	6.5	—	—	—	—	—	—	—	5.0

資料 1-4-6 地下水定期モニタリング調査結果 (平成15年度)

測定項目	環境基準 値 (mg/L)	中央区 西心斎橋	中央区 西心斎橋	旭区 新森	阿倍野区 天王寺町北	西淀川区 姫里	東淀川区 大槻	此花区 島屋	生野区 林寺	此花区 伝法	浪速区 元町	浪速区 元町
採水日	—	1月26日	1月26日	1月27日	1月21日	1月19日	1月27日	1月20日	1月22日	1月20日	1月26日	1月26日
色相	—	無色	無色	無色	無色	無色	無色	淡黄色	無色	無色	淡黄色	無色
臭気	—	硫化水素臭	無臭	硫化水素 臭・油臭	硫化水素臭	硫化水素臭	無臭	微土臭	油臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.9	7.5	6.8	6.7	7.1	7.2	9.0	7.2	8.3	7.1	6.7
鉛	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.005	—	—
砒素	0.01	0.11	0.007	—	—	0.058	—	—	—	<0.005	0.024	0.005
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	—	—
1, 2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	<0.0004	<0.0004	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	0.025	0.19	<0.004	<0.004	—	0.021	<0.004	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	—	—
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	0.009	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	—
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	—	—
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	—
ふっ素	0.8	1.3	0.13	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ほう素	1	—	—	—	—	—	—	1.5	—	—	—	—
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	<0.004	<0.004	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	—	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—

資料 1-5-1 ダイオキシン類環境調査結果（平成15年度）

1 大気環境調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点 \ 結果	春	夏	秋	冬	15年度 年平均値	14年度 年平均値
菅北小学校（北区）	0.086	0.062	0.15	0.10	0.10	0.13
平尾小学校（大正区）	0.24	0.098	0.12	0.17	0.16	0.31
淀中学校（西淀川区）	0.31	0.18	0.21	0.19	0.22	0.45
茨田北小学校（鶴見区）	0.079	0.058	0.10	0.082	0.080	0.14
摂陽中学校（平野区）	0.13	0.13	0.18	0.12	0.14	0.50
住吉区民ホール（住吉区）	0.16	0.10	0.12	0.12	0.13	0.84
東淀川区役所（東淀川区）	0.077	0.062	0.11	0.084	0.083	0.13
此花区役所（此花区）	0.12	0.058	0.18	0.15	0.13	0.12
堀江小学校（西区）	0.086	0.056	0.14	0.094	0.094	0.13
南港中央公園（住之江区）	0.14	0.066	0.094	0.10	0.10	0.11
勝山中学校（生野区）	0.11	0.074	0.073	0.12	0.094	0.25
聖賢小学校（城東区）	0.11	0.054	0.16	0.10	0.11	0.15
市内平均値	0.14	0.083	0.14	0.12	0.12	0.27

（注）・環境基準値：0.6pg-TEQ/m³以下

・試料採取日：春：平成15年 5月29日～6月5日、夏：平成15年 7月24日～7月31日

秋：平成15年10月23日～30日、冬：平成16年 1月29日～2月5日

追加調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点 \ 結果	春	夏	秋	冬	15年度 年平均値	14年度 年平均値
摂陽中学校（平野区）	0.18	0.27	0.17	0.12	0.19	0.33
住吉区民ホール（住吉区）	0.20	0.36	0.18	0.11	0.21	0.44

・試料採取日：春：平成15年6月5日～6月12日、夏：平成15年7月31日～ 8月7日

秋：平成15年10月30日～11月6日、冬：平成16年2月5日～2月12日

・平成14年3月に開催した学識経験者から成る本市の「ダイオキシン類対策技術検討会」からの提言に基づき、平成13年度の調査結果で環境基準値を超えていた住吉区民ホール（住吉区）及び摂陽中学校（平野区）の2地点で、大気環境調査後に各季1週間ずつ追加調査を実施。

2 水質環境調査結果

(1) 河川・海域

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点		調査結果	調査地点		調査結果	
河川	小松橋(神崎川)	1.2	河川	南弁天橋(平野川)	0.38	
	千船橋(神崎川)	0.38		天王田大橋(平野川分水路)	0.24	
	桜宮橋(大川)	0.32		徳栄橋(古川)	7.0	
	天神橋(右)(堂島川)	0.23		今津橋(寝屋川)	1.8	
	天神橋(左)(土佐堀川)	0.25		京橋(寝屋川)	0.57	
	本町橋(東横堀川)	0.84		下城見橋(第二寝屋川)	0.41	
	大黒橋(道頓堀川)	1.2		柴島(淀川)	0.20	
	六軒家橋*(春日出橋)(六軒家川)	0.28		遠里小野橋(大和川)	0.33	
	北港大橋下流700m(正蓮寺川)	0.10		海域	大阪港関門外	0.064
	天保山渡(安治川)	0.088			南港	0.12
	甚兵衛渡(尻無川)	0.33			神崎川河口中央	0.35
	千本松渡(木津川)	0.33			淀川河口中央	0.12
	船町渡(木津川運河)	0.32			木津川河口中央	0.30
	住之江大橋下流1100m(住吉川)	0.16			No.5ブイ跡	0.14
城見橋(平野川)	0.34					

(注)・環境基準値：1 pg-TEQ/L以下

・淀川(柴島)、大和川(遠里小野橋)については近畿地方整備局が測定。

・試料採取：(大阪市実施分)年2回実施 平成15年7月~12月

・*これまで、春日出橋で調査していたが、工事中であったため、上流の六軒家橋で採水した。

(2) 地下水

(単位：pg-TEQ/L)

調査地区	調査結果
東淀川区東淡路5丁目	0.020
城東区森之宮1丁目	0.018
生野区巽東1丁目	0.019

(注)・環境基準値：1 pg-TEQ/L以下

・試料採取：平成16年1月15日

3 底質環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g. 乾重)

調査地点		調査結果	調査地点		調査結果
河川	江口橋* (小松橋) (神崎川)	0.86	河川	城見橋 (平野川)	110
	千船橋 (神崎川)	160		左専道大橋* (天王田大橋) (平野川分水路)	64
	桜宮橋 (大川)	21		徳栄橋 (古川)	6.3
	天神橋(右) (堂島川)	8.4		寝屋川橋* (京橋) (寝屋川)	120
	天神橋(左) (土佐堀川)	7.7		下城見橋 (第二寝屋川)	39
	本町橋 (東横堀川)	5.7		柴島 (淀川)	0.88
	大黒橋 (道頓堀川)	170		遠里小野橋 (大和川)	0.41
	六軒家橋* (春日出橋) (六軒家川)	66	海域	神崎川河口中央	170
	北港大橋下流700m (正蓮寺川)	130		淀川河口中央	21
	天保山渡 (安治川)	110		木津川河口中央	66
	甚兵衛渡 (尻無川)	130		No.5 ブイ跡	16
	千本松渡 (木津川)	240		大阪港関門外	16
	船町渡 (木津川運河)	180		南港	24
	住之江大橋下流1100m (住吉川)	140			

追加調査結果

調査地点		調査結果
河川	城東橋 (平野川)	120
	柴谷橋 (住吉川)	170
	末吉橋 (東横堀川)	12
川	日吉橋 (道頓堀川)	320
	大船橋 (木津川運河)	720

(注)・環境基準値：150pg-TEQ/g以下

・淀川(柴島)、大和川(遠里小野橋)については近畿地方整備局が測定。

・試料採取：(大阪市実施分) 平成15年11月13日~21日

・*は()内の調査予定地点で底質が採取できなかったため、予定地点の周辺で実際に採取底質を採取した地点を示しています。

・これまでの調査で環境基準値を超える状況があった河川については、調査地点を増やして調査を行いました。

4 土壤環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g. 乾重)

調査地点		調査結果	調査地点		調査結果
本庄公園 (北区)		3.7	中川小学校 (生野区)		1.3
高倉中学校 (都島区)		1.1	新森東公園 (旭区)		3.6
吉野小学校 (福島区)		0.054	関目小学校 (城東区)		0.64
春日出中学校 (此花区)		0.64	放出公園 (鶴見区)		11
久宝公園 (中央区)		3.3	高松公園 (阿倍野区)		0.061
九条北公園 (西区)		8.8	真住中学校 (住之江区)		1.1
市岡公園 (港区)		0.77	粉浜公園 (住之江区)		2.0
三軒家西小学校 (大正区)		0.016	東我孫子中学校 (住吉区)		0.31
真田山公園 (天王寺区)		0.0084	清水丘ふれあい公園 (住吉区)		0.18
愛染公園 (浪速区)		12	田辺中学校 (東住吉区)		0.042
柏里小学校 (西淀川区)		0.17	山坂公園 (東住吉区)		1.5
十三中学校 (淀川区)		0.24	川辺小学校 (平野区)		0.22
大隅公園 (東淀川区)		3.8	加美南中学校 (平野区)		0.65
大今里南公園 (東成区)		11	玉出小学校 (西成区)		2.1

(注)・環境基準値：1,000pg-TEQ/g以下 (調査指標値：250pg-TEQ/g以上)

・試料採取：平成15年11月17日~平成15年12月1日

5 貝類（ムラサキイガイ）調査結果

(単位：pg-TEQ/g 湿重)

調査地点		15年度調査結果	13年度調査結果
海域	大阪港内（安治川河口）	1.9	6.9
	大阪港関門外	1.2	5.4

- (注) ・環境基準値は設定されていない。
 ・試料採取：平成15年10月21日
 ・隔年毎に実施。

資料1-5-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

(平成15年度)

種類	設置届	使用届	構造変更届	廃止届	氏名変更届	承継届	合計
大気基準適用施設	1	0	1	2	10	0	14
水質基準対象施設	0	0	0	1	4	0	5

資料1-5-3 有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果 (平成15年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	管北小学校	摂陽小学校	平尾小学校	聖賢小学校	梅田新道	出来島小学校	市内平均
アクリロニトリル	0.18	0.18	0.21	0.17	—	—	0.19
アセトアルデヒド	2.8	2.7	2.2	2.8	3.1	3.4	2.8
塩化ビニルモノマー	0.069	0.055	0.058	0.081	—	—	0.066
クロロホルム	0.35	0.27	1.7	0.31	—	—	0.66
酸化エチレン	0.11	0.14	0.11	0.10	—	—	0.12
1,2-ジクロロエタン	0.15	0.17	0.17	0.19	—	—	0.17
ジクロロメタン	5.3	8.2	4.4	5.7	—	—	5.9
水銀及びその化合物	0.0029	0.0025	0.0030	0.0027	—	—	0.0028
テトラクロロエチレン	1.6	1.7	1.1	1.3	—	—	1.4
トリクロロエチレン	1.9	3.7	1.4	2.9	—	—	2.5
ニッケル化合物	0.010	0.010	0.013	0.0088	—	—	0.010
砒素及びその化合物	0.0038	0.00086	—	—	—	—	0.0023
1,3-ブタジエン	0.28	0.27	0.24	0.32	0.57	0.37	0.34
ベリリウム及びその化合物	0.000064	0.000095	—	—	—	—	0.000080
ベンゼン	1.7	1.9	2.9	2.6	3.3	3.5	2.7
ベンゾ[a]ピレン	0.00022	0.00045	0.00062	0.00032	—	0.00052	0.00043
ホルムアルデヒド	3.9	3.4	3.1	3.7	4.4	4.6	3.9
マンガン及びその化合物	0.024	0.034	0.052	0.030	—	—	0.035
クロム及びその化合物	0.0068	0.011	0.012	0.0088	—	—	0.0097

(注) 上記19物質のうち、環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が次のとおり設定されています。

環境基準

- ベンゼン : 年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- トリクロロエチレン : 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- テトラクロロエチレン : 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- ジクロロメタン : 年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

指針値

- アクリロニトリル : 年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- 塩化ビニルモノマー : 年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- 水銀 : 年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること
- ニッケル化合物 : 年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること

資料1-5-4 アスベスト環境モニタリング調査結果

単位: 本/L

測定年度		平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
一般環境	天満中学校(北区)	0.85	0.75	0.79	0.69	0.93	0.52	0.56	0.53	(0.43)							
	平尾小学校(大正区)	0.85	0.75	0.81	0.61	0.72	0.56	0.41	0.40	0.49	0.53	0.47	0.48	0.41	0.44	0.41	
	淀中学校(西淀川区)	1.1	0.72	0.83	0.60	0.71	0.57	0.36	0.44	0.49	0.52	0.48	0.43	0.43	0.46	0.38	
	勝山中学校(生野区)										(0.39)	0.49	0.45	0.52	0.49	0.39	0.41
	大宮中学校(旭区)	0.80	0.63	0.64	0.60	0.69	0.55	0.46	0.45	0.43	0.52	0.43	0.44	0.46	0.36	0.33	
	摂陽中学校(平野区)	0.88	0.81	0.79	0.87	0.63	0.47	0.46	0.34	0.46	0.46	0.47	0.42	0.47	0.46	0.36	
	平均値	0.86	0.73	0.77	0.67	0.73	0.53	0.45	0.43	0.45	0.51	0.46	0.46	0.45	0.42	0.38	
道路沿道	梅田新道(北区)	0.84	0.77	0.79	0.65	1.0	0.57	0.50	0.70	0.63	0.52	0.57	0.36	0.50			
	出来島小学校(西淀川区)	0.82	0.81	0.73	0.63	0.93	0.61	0.47	0.61	0.61	0.59	0.58	0.56	0.50			
	平均値	0.83	0.78	0.78	0.64	0.97	0.59	0.48	0.65	0.62	0.55	0.57	0.45	0.50			

- (注) 1. 表中の数字は各測定場所の各年度の幾何平均値を示しています。
 2. 天満中学校の閉校に伴い、天満中は平成9年の夏季まで、また、勝山中の結果は冬季からの調査結果です。
 3. 平成12年度の生野区における測定は、生野保健センターで実施しました。
 4. 道路沿道については、平成14年度以降測定していません。

「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量

平成14年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
001	亜鉛及びその化合物	21,957	12,802
002	アクリルアミド	3,483	0
003	アクリル酸	322	0
004	アクリル酸エステル類	901	0
005	アクリロニトリル	61	0
006	アセトアルデヒド	33	0
007	アセトン	1,719	1,480
008	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1	0
009	アニリン	98	0
010	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0
011	アミノピリジン	0	0
012	アリルアルコール	0	0
013	アントラセン	387	0
014	アンモニア	1,164	211
015	エタノールアミン	227	0
016	エチレングリコール	447	0
017	エチレングリコールモノエチルエーテル	38	0
018	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	63	0
019	エチレングリコールモノブチルエーテル	1,181	29
020	エチレングリコールモノメチルエーテル	22	0
021	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	7	0
022	エチレンジアミン	40	0
023	塩化アリル	0	0
024	塩化アンモニウム	402	1
025	塩化水素	12,697	0
026	塩化パラフィン	70	0
027	塩化ベンジル	17	0
028	塩化メチル	24	0
029	塩化メチレン	3,166	157
030	2-オクタノール	30	0
031	カルバミン酸エチル	0	0
032	キシレン	12,779	204
033	蟻酸	2,292	3,123
034	クレゾール	573	0
035	クロトンアルデヒド	1	0
036	クロム及びクロム化合物(六価クロム化合物を除く)	286	87
037	クロロアニリン	21	0
038	1-クロロ-2,3-エポキシプロパン	299	0
039	2-クロロ-1,3-ブタジエン	0	0
040	クロロホルム	17	14
041	五塩化リン	159	0
042	酢酸	1,843	0
043	酢酸エステル類	4,280	161
044	酢酸ビニル	654	0
045	三塩化リン	63	0
046	酸化エチレン	1,512	0
047	酸化プロピレン	317	0
048	シアン化水素及びシアン化物	374	360
049	四塩化炭素	0	0
050	シクロヘキサノン	1,133	4

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
051	シクロヘキサン	168	0
052	0-ジアニシジン	0	0
053	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
054	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1	0
055	ジアミノトルエン	2	0
056	ジエチレントリアミン	532	0
057	1,4-ジオキササン	155	0
058	1,2-ジクロロエタン	23	0
059	1,1-ジクロロエチレン	0	0
060	1,2-ジクロロプロパン	78	0
061	1,3-ジクロロプロペン	0	0
062	3,3'-ジクロロベンジジン	0	0
063	ジクロロベンゼン	117	0
064	ジニトロトルエン	0	0
065	ジニトロナフタレン	0	0
066	2,4-ジニトロフェノール	0	0
067	ジフェニルアミン	1	0
068	2,4-ジメチルアニリン	0	0
069	N,N'-ジメチルアニリン	0	0
070	N,N-ジメチルホルムアミド	529	0
071	スチレン	3,118	0
072	セレン及びその化合物	6	0
073	チオセミカルバジド	0	0
074	窒素酸化物(硝酸を含む)	1,614	22
075	テトラクロロエチレン	52	0
076	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	211	0
077	トリエタノールアミン	205	0
078	1,1,1-トリクロロエタン	0	0
079	トリクロロエチレン	48	9
080	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	94	0
081	トリレンジイソシアネート	0	0
082	トルイジン	13	0
083	トルエン	11,256	198
084	ナフタレン	50	0
085	α -ナフチルアミン	0	0
086	ニッケル	453	36
087	ニトロアニリン	1	0
088	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
089	ニトロトルエン	0	0
090	ニトロベンゼン	0	0
091	二硫化炭素	0	0
092	2-ヒドロキシナフタレン	8	0
093	ピリジン	3	0
094	フェニレンジアミン	13	0
095	フェノール	1,321	0
096	フタル酸エステル類	708	719
097	フッ化水素	5,305	0
098	フッ素	1	0
099	フルフリルアルコール	111	0
100	1,3-ブタジエン	0	0

平成14年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
101	1-ブタノール	1,815	21
102	2-ブタノン	1,091	0
103	2-プロパノール	3,309	378
104	ヘキサン	461	7
105	ベンゾトリクロライド	1	0
106	ほう素及びその化合物	434	6
107	メタクリル酸	28	0
108	メタクリル酸エステル	1,627	0
109	メチルアルコール	6,636	24
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペンタノン	1,133	0
113	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	0	0
114	モノクロロ酢酸	1	0
115	モノクロロベンゼン	61	0
116	硫化水素	36	0
117	硫酸	73,629	77,361
118	硫酸ジエチル	104	0
119	硫酸ジメチル	39	0
120	リン酸、リン酸化合物及び水素化合物	22,479	13,812
121	リン酸ジブチル	0	0
122	リン酸トリクレジル	7	0
123	リン酸トリブチル	0	0

(届出件数: 152件)

資料1-6-1 特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）

（平成16年3月末現在）

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	568	506	東淀川	167	205
都島	150	205	東成	291	316
福島	175	293	生野	322	307
此花	120	192	旭	82	314
中央	795	766	城東	328	280
西	357	364	鶴見	166	136
港	145	224	阿倍野	114	240
大正	56	225	住之江	120	305
天王寺	212	226	住吉	52	123
浪速	203	276	東住吉	134	130
西淀川	308	334	平野	368	250
淀川	403	382	西成	207	237

（合計） 特定工場・事業場数（法）： 5,843
届出工場・事業場数（条例）： 6,836

資料1-6-2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に
基づく特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 種別	平成11		12		13		14		15	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	53	69	89	57	72	90	56	76	82	67
使用届	0	0	4	1	0	2	2	6	2	1
数の変更届	7	6	26	12	19	8	0	11	14	16
騒音防止の方法変更届	0	0	1	0	0	3	0	0	1	0
氏名等変更届	66	59	331	103	158	65	115	36	122	43
全廃届	16	16	12	13	36	11	19	6	16	7
承継届	34	16	9	7	9	5	18	9	28	5
計	176	166	472	193	294	184	210	144	265	139

資料 1-6-3 工場・事業場騒音苦情件数内訳（業種別、発生施設別、従業員数別）

（平成15年度）

		業 種 別		発生施設別		従業員数別		
工場・事業場騒音苦情件数 316件	製造業	金属製品製造	59	届出施設	金属加工機械	24	1～5人	137
		食品製造	8		圧縮機・送風機 クーリングタワー 合成樹脂成形加工機械等	37	6～20人	71
		機械器具製造	8					
		出版印刷	3					
		プラスチック製品製造業	8	届出対象外空調機・冷凍機			16	20～50人
		その他の製造業	33	カラオケ装置	64	51～300人	8	
	サービスマン業・事務所など	商・飲食店	131					
		娯楽、遊戯、スポーツ施設	12			作 業 音	62	300人～
	クリーニング所、理美容所、浴場	1						
	その他	43	そ の 他	113	不明	74		
その他	10							

資料 1-6-4 特定建設作業届出件数（騒音）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成11	12	13	14	15
1. くい打機等を使用する作業（アースガン併用を除く）	108	110	121	80	63
2. びょう打機を使用する作業	0	1	7	1	2
3. さく岩機を使用する作業	1,587	1,777	1,703	1,515	1,417
4. 空気圧縮機を使用する作業	179	207	79	38	51
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業	0	5	17	5	1
6. バックホウを使用する作業	831	756	545	239	403
7. トラクターショベルを使用する作業	19	8	23	10	2
8. ブルドーザーを使用する作業	45	34	28	23	28
9. 6.7.8.以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業	2,158	2,595	2,295	2,420	2,182
10. コンクリートカッターを使用する作業	159	223	213	239	201
11. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
計	5,086	5,716	5,031	4,570	4,350

（注）平成12年度までは、作業の期間が3か月ごとの届出であったが平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができることとした。

資料 1-6-5 新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果（平成15年度：本市調査分）

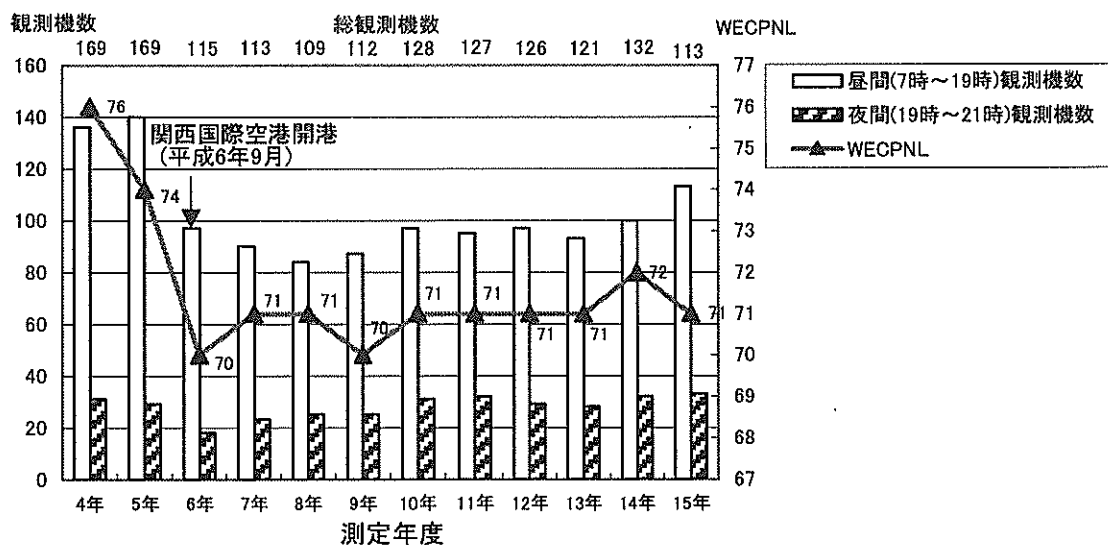
○東淀川区(東海道新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
瑞光2丁目	5/20(火)	曇り	上り線側	66デシベル	56デシベル	148km/h
南江口2丁目	5/29(木)	晴れ	上り線側	66デシベル	56デシベル	158km/h
北江口4丁目	6/5(木)	晴れ	上り線側	72デシベル	56デシベル	162km/h

○淀川区(山陽新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
加島4丁目	5/16(金)	曇り	上り線側	68デシベル	51デシベル	141km/h
加島1丁目	5/21(水)	晴れ	上り線側	72デシベル		111km/h

資料 1-6-6 大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）



資料 1-6-7 関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果（此花下水処理場）

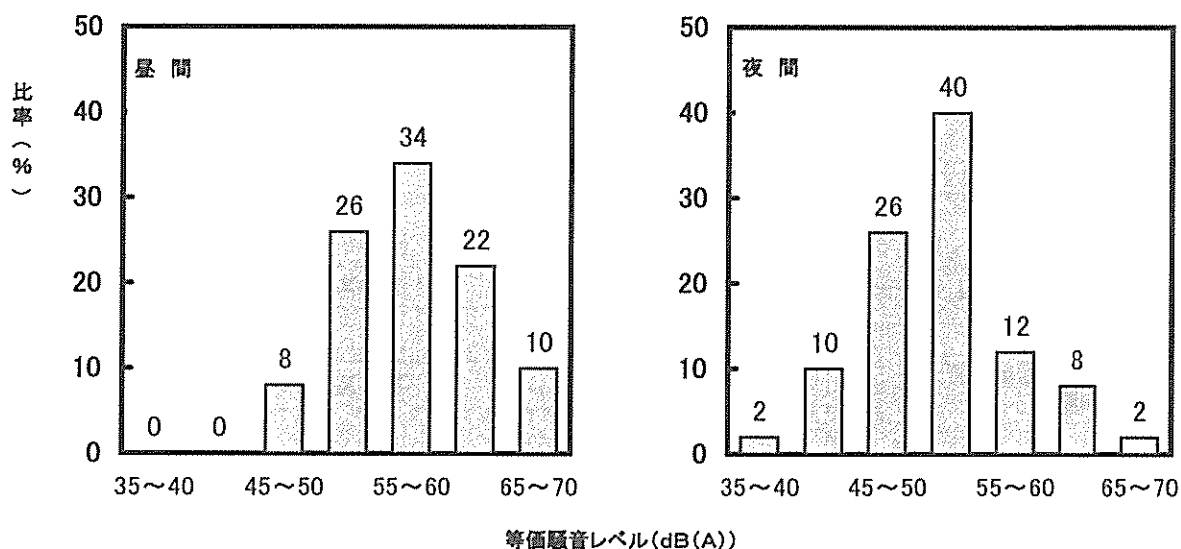
測定日	平成10年 12月3日	平成11年 9月29日	平成12年 9月29日	平成13年 12月6日	平成14年 9月27日	平成15年 9月26日
測定機数	10機	10機	11機	12機	6機	9機
WECPNL (うるささ指数)	36	41	38	39	-	-
騒音の最大値	63デシベル	64デシベル	64デシベル	63デシベル	62デシベル	57デシベル

(注) 暗騒音との差が10デシベル以上あるピーク値がなかったため、WECPNLは計算不可能であった。

資料1-6-8 近隣騒音の苦情件数

項目		年度				
		平成11	12	13	14	15
生活騒音	電気機器	7	4	7	9	5
	楽器・音響機器	9	11	10	12	15
	人声・足音・給排水管	11	4	9	12	17
	ペット	11	2	2	6	3
	アトリング・空ふかし音	10	2	6	6	9
	その他	12	9	8	10	12
	計	60	32	42	55	61
拡声機騒音	商業宣伝目的	5	5	7	19	11
	航空機	0	0	1	1	1
	自動車	2	2	0	6	4
	商店等	3	3	6	12	6
	その他の目的	6	8	4	4	9
	計	11	13	11	23	20

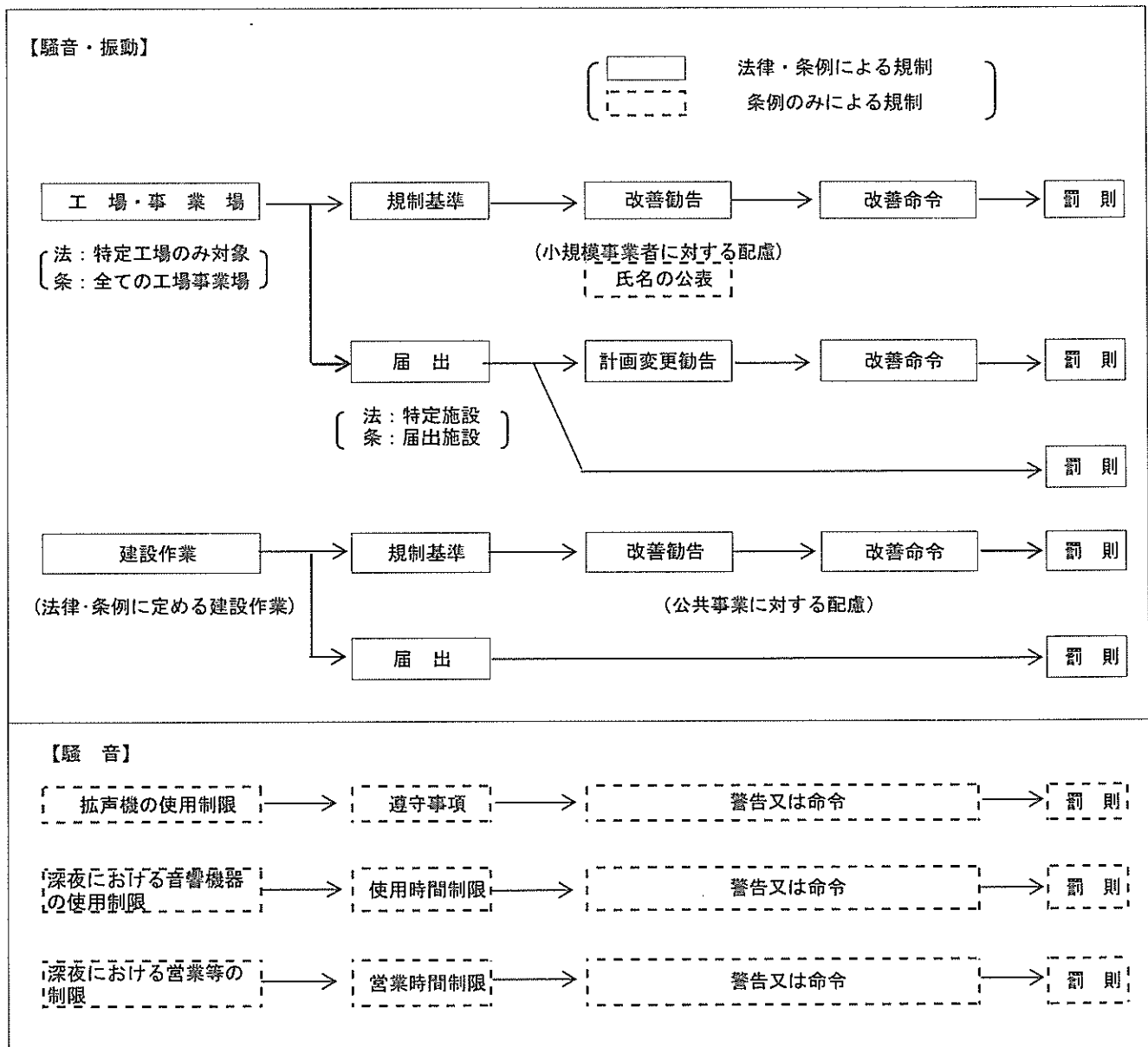
資料1-6-9 一般環境騒音の騒音レベル別頻度(平成13年度)



資料1-6-10 一般環境騒音の環境基準適合状況(平成13年度)

地域 類型	用途地域	測定 地点数	環境基準適合地点数			適合率 (%)
			昼間	夜間	昼夜共	
A	第1種中高層住居専用地域	2	1	2	1	50
	第2種中高層住居専用地域	6	4	2	2	33
B	第1種住居地域	17	7	5	5	29
	第2種住居地域	4	3	1	1	25
C	近隣商業地域	2	2	2	2	100
	商業地域	5	4	4	3	60
	準工業地域	12	12	12	12	100
	工業地域	2	2	2	2	100
市内全体		50	35	30	28	56

資料 1-6-11 騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料 1-6-12 立入指導等の状況（騒音）

（平成15年度）

種別	内容	立入指導件数			測定件数
		都市環境局 (大気騒音課)	24区 保健福祉センター	市民の声等 合同立入	
法律		406	321	(13) ^{*1}	392(313) ^{*2}
条例		151	855	(23) ^{*1}	617(564) ^{*2}
その他		16	645	(3) ^{*1}	373(364) ^{*2}
計		573	1,821	(39) ^{*1}	1382(1241) ^{*2}

（注）・建設作業を含む
 ・*1:()内は大気騒音課及び保健福祉センター立入指導件数の内数
 ・*2:()内は保健福祉センターの測定件数

資料 1-6-13 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（民家防音・防振工事）

種 別	根拠法令等	対象地域	実施件数(市内分)	実施件数累計(市内分)
新幹線鉄道 騒音・振動 (東海道・ 山陽新幹線)	「新幹線鉄道対策要綱」 昭和51年 閣議了解	76デシベル以上 上位半数 パワー平均	0戸 (平成15年度)	2,503戸 (昭和54年度 ～平成15年度)
	「環境保全上緊急を要する 新幹線振動について(勧告)」 昭和51年 環境庁長官勧告 (現環境大臣)	71デシベル以上 上位半数 算術平均	0戸 (平成15年度)	75戸 (昭和55年度 ～平成15年度)

(JR東海・西日本調べ)

資料 1-6-14 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（本市分の延べ施工延長）

対策内容	対策延長
防音壁	18,453m
バラストマットの敷設	12,562m
レールの削正(*)	16,006m
有道床弾性マクラギ	320m

(JR東海・西日本調べ)

(*)レールの削正については、平成15年度の市内分の延べ施工延長。

資料 1-6-15 航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）

○根拠法令 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」

(昭和47年 法律第110号)

○対象地域 75WECPNL以上を基準として運輸省(現国土交通省)告示により指定された区域

工事種別	平成15年度実施件数 (市内分)	実施件数累計 (市内分)
住宅防音工事及び 告示日後住宅防音工事	114件	20,675件 (昭和49～平成15年度)
機能回復工事	160件	13,016件 (平成元～平成15年度)
再更新工事	308件	1,307件 (平成11～平成15年度)

(空港周辺整備機構調べ)

資料 1-6-16 振動関係苦情件数の内訳（平成15年度）

	工場・事業場			建設作業	交通		その他
	金属加工機械	作業	その他		自動車	鉄道	
苦情件数 99件	6(6)	9(9)	7(7)	43(44)	19(19)	2(2)	13(13)

(注) () 内は%

資料 1-6-17 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

(平成16年3月末)

事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例		事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	
北	295	46		東淀川	116	22	
都島	112	31		東成	308	42	
福島	146	29		生野	371	27	
此花	107	45		旭	103	24	
中央	222	19		城東	289	30	
西	231	26		鶴見	141	29	
港	133	82		阿倍野	82	52	
大正	61	124		住之江	74	148	
天王寺	140	27		住吉	33	8	
浪速	130	33		東住吉	107	9	
西淀川	282	88		平野	318	58	
淀川	298	74		西成	187	47	

(合計) 特定工場・事業場数 (法) : 4,286
届出工場・事業場数 (条例) : 1,120

資料 1-6-18 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく
特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 種別	平成11		12		13		14		15	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	55	7	48	8	51	9	44	6	45	7
使用届	0	0	3	1	0	0	1	0	2	0
数の変更届	8	6	16	8	22	11	0	69	25	3
振動防止の方法変更届	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
氏名等変更届	136	11	54	17	86	18	68	13	70	7
全廃届	11	3	4	3	27	1	17	3	21	2
承継届	54	2	1	4	5	4	7	2	12	1
計	264	29	127	41	191	44	137	93	175	20

資料 1-6-19 特定建設作業届出件数（振動）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成11	12	13	14	15
1. くい打機等を使用する作業(アースオーガー併用を除く)	108	110	121	80	63
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	1	0	22	1	5
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	175	150	605	602	588
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	3,053	3,385	2,891	2,692	2,182
計	3,337	3,657	3,652	3,389	2,838

(注) 平成12年度までは作業の期間が3か月ごとの届出であったが、平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができることとした。

資料 1-6-20 立入指導等の状況（振動）

(平成15年度)

種 別	内 容	立入指導件数			測定件数
		都市環境局 (大気騒音課)	24区保健 福祉センター	市民の声等 合同立入	
法 律		198	141	(4) ^{*1}	145(77) ^{*2}
条 例		17	172	(1) ^{*1}	106(99) ^{*2}
そ の 他		7	81	(2) ^{*1}	32(29) ^{*2}
計		222	394	(7) ^{1*}	283(205) ^{*2}

(注) ・建設作業を含む

- ・*1：()内は大気騒音課及び保健福祉センター立入指導件数の内数
- ・*2：()内は保健福祉センター測定件数

資料1-8-1 公害苦情の種類別の経年変化

年度	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他	合計
5	528	65	178	214	9	13	1,007
6	545	56	191	251	23	102	1,168
7	527	128	192	291	17	102	1,257
8	565	78	175	295	27	108	1,248
9	573	69	272	336	10	123	1,383
10	525	67	386	370	4	105	1,457
11	538	91	310	340	8	126	1,413
12	637	100	289	379	8	111	1,524
13	591	106	282	377	10	117	1,483
14	649	89	277	367	16	113	1,511
15	659	99	260	290	18	107	1,433

(注) 平成6年度から典型7公害以外についても調査対象としている。

資料1-8-2 行政区別苦情件数集計表

(平成15年度)

区名	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他	合計
北	29	4	8	7	2	6	56
都島	26	3	5	15	0	3	52
福島	27	4	7	11	1	1	51
此花	18	8	11	5	0	0	42
中央	36	4	13	13	0	8	74
西	35	3	12	10	0	4	64
港	16	2	4	10	0	1	33
大正	7	3	8	14	0	1	33
天王寺	26	4	9	8	1	1	49
浪速	19	0	5	4	0	3	31
西淀川	38	8	16	15	0	5	82
淀川	27	6	10	16	0	1	60
東淀川	29	3	13	13	1	3	62
東成	15	7	7	15	0	6	50
生野	44	9	15	27	0	14	109
旭	31	1	3	5	3	17	60
城東	39	8	20	17	2	3	89
鶴見	21	3	15	17	1	1	58
阿倍野	23	4	11	3	1	1	43
住之江	28	0	8	15	0	10	61
住吉	20	2	12	9	1	5	49
東住吉	23	6	15	10	0	1	55
平野	48	7	24	21	3	12	115
西成	34	0	9	10	2	0	55
合計	659	99	260	290	18	107	1,433

資料 1-9-1 公害別融資状況

(金額単位：千円)

年度	種別	騒音振動	汚水	悪臭	ばい煙	粉じん	低公害自動車	合計
	昭 42 ～平 10	件数	665	907	204	350	299	148
	金額	7,570,030	6,814,720	1,803,800	3,296,200	1,590,970	1,034,600	22,110,320
11	件数	2	2	0	1	1	2	8
	金額	72,000	12,400	0	20,000	35,000	20,000	159,400
12	件数	0	3	0	0	0	1	4
	金額	0	35,300	0	0	0	3,000	38,300
13	件数	2	1	0	0	0	0	3
	金額	46,640	10,000	0	0	0	0	56,640
14	件数	1	1	0	0	0	0	2
	金額	4,000	7,800	0	0	0	0	11,800
15	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
累計	件数	670	914	204	351	300	151	2,590
	金額	7,692,670	6,880,220	1,803,800	3,316,200	1,625,970	1,057,600	22,376,460

資料 1-9-2 利子助成状況

年度	件数	金額(千円)
昭 42～平 10	15,037	4,200,995
平 11	158	29,373
平 12	130	18,987
平 13	108	14,513
平 14	66	6,363
平 15	77	3,908
累計	15,576	4,274,139

資料 1-10-1 行政区別認定数

(平成16年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治中等	死亡	他都市 転出				治中等	死亡	他都市 転出	
北	573	239	156	20	158	東淀川	1,020	459	266	41	254
都島	801	314	223	20	244	東成	654	189	270	23	172
福島	883	269	397	16	201	生野	2,529	858	1,037	92	542
此花	3,302	1,555	990	47	710	旭	944	366	301	38	239
中央	425	136	148	10	131	城東	3,339	1,322	956	88	973
西	758	425	162	13	158	鶴見	1,218	462	265	40	451
港	1,839	831	593	25	390	阿倍野	621	192	219	24	186
大正	2,208	1,046	587	46	529	住之江	1,572	631	467	40	434
天王寺	347	153	97	16	81	住吉	1,177	466	387	33	291
浪速	821	288	329	23	181	東住吉	1,240	461	446	29	304
西淀川	7,024	3,414	2,184	122	1,304	平野	1,562	638	439	46	439
淀川	1,815	789	529	55	442	西成	2,926	776	1,359	60	731
						総計	39,598	16,279	12,807	967	9,545

資料 1-10-2 認定疾病別内訳

(平成16年3月末現在)

病名 年齢	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
15歳以上	2,118	7,224	1	202	9,545
15歳未満	0	0	0	0	0
計	2,118	7,224	1	202	9,545

資料 1-10-3 障害等級別内訳

(平成16年3月末現在)

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	その他	計
15歳以上	0	14	809	5,933	2,663	126	9,545
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0
計	0	14	809	5,933	2,663	126	9,545

- (注) 特 級 ----- 労働不能、常時介護を要する状態
 1 級 ----- 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2 級 ----- 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3 級 ----- 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級 外 ----- 3級に該当しない状態
 (15歳未満の児童については、労働能力は適用外)
 その他 ----- 等級未決定者

資料 1-10-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾患について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,100円(通院日数4日以上14日以内)～36,000円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 120,300円 ～ 359,600円 女子 106,400円 ～ 215,800円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算(46,700円) 1 級 基礎月額 2 級 // の50% 3 級 // の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 78,900円 ～ 314,600円 女子 78,900円 ～ 188,800円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 328,000円 ～ 656,000円

(注) 表中の支給金額は、平成16年4月1日現在

資料 1-10-5 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

① 行政区別患者数

(平成16年3月末現在)

事項 区名	決定数 (累計)	取消数			現在助 成者数	事項 区名	決定数 (累計)	取消数			現在助 成者数
		治ゆ等	転出	その他				治ゆ等	転出	その他	
北	1,432	990	50	1	391	東淀川	4,088	3,194	186	33	675
都島	2,136	1,674	48	5	409	東成	3,126	2,362	91	3	670
福島	1,275	934	33	1	307	生野	4,404	3,330	83	1	990
此花	3,137	2,223	70	11	833	旭	2,118	1,492	57	2	567
中央	1,351	983	39	1	328	城東	4,370	3,255	115	6	994
西	1,627	1,194	49	3	381	鶴見	3,250	2,228	132	6	884
港	2,286	1,670	50	5	561	阿倍野	1,949	1,304	60	0	585
大正	3,098	2,359	95	9	635	住之江	4,882	3,557	166	6	1,153
天王寺	1,427	932	43	0	452	住吉	4,136	3,019	117	34	966
浪速	874	684	27	2	161	東住吉	3,220	2,298	91	7	824
西淀川	2,998	2,205	109	3	681	平野	5,419	3,803	99	17	1,500
淀川	5,103	3,722	174	15	1,192	西成	1,811	1,364	22	4	421
						総計	69,517	50,776	2,006	175	16,560

② 助成疾病別内訳

(平成16年3月末現在)

病名 年齢	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢性 気管支炎	肺気しゅ	計
患者数	14,167	2,383	10	0	16,560

(注) 小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

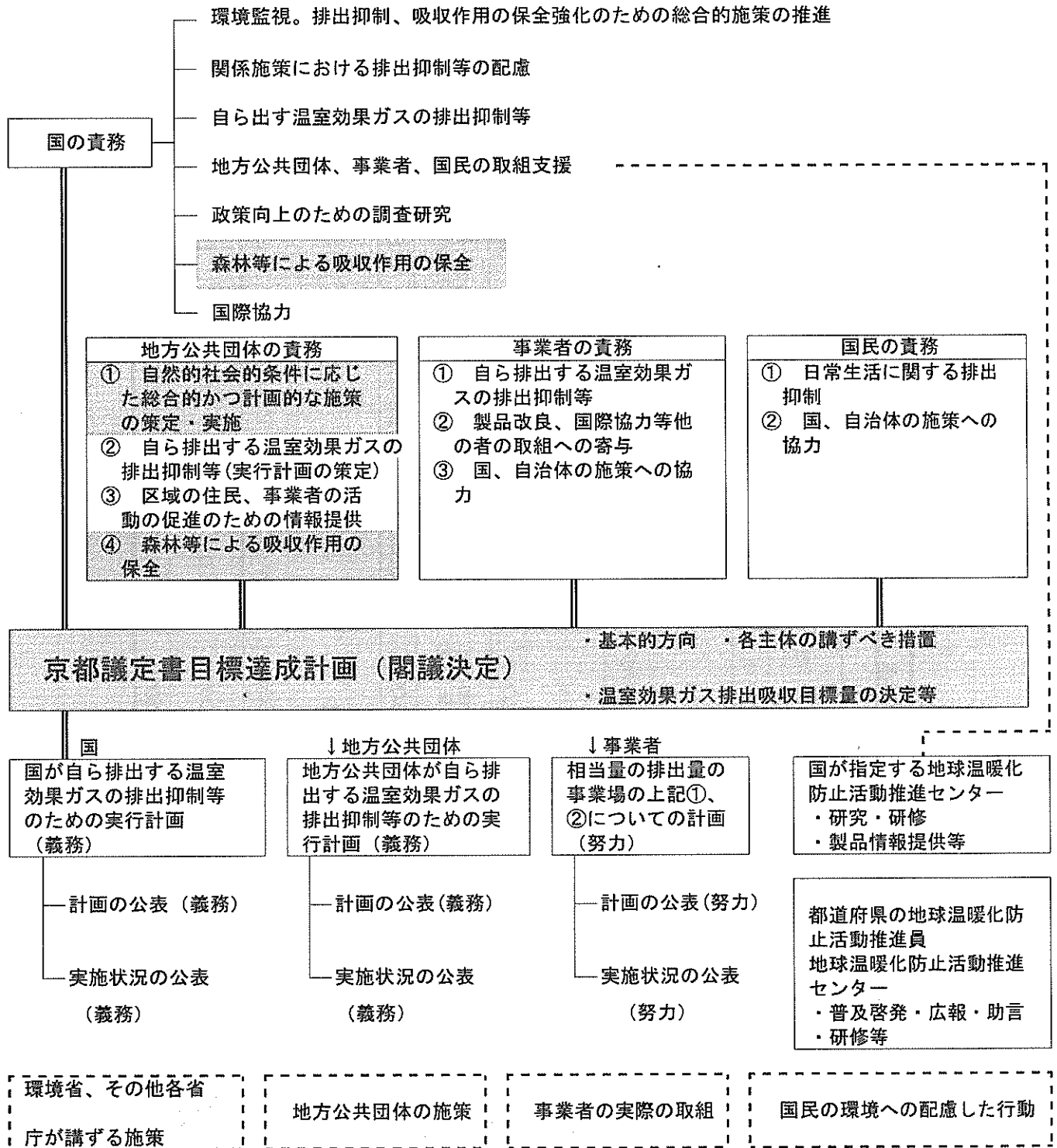
資料 1-10-6 環境改善事業実施状況

事業名		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
計画作成事業				5,250,000				
	内容	電気自動車 5台 天然ガス車 2台	電気自動車 1台	天然ガス車 1台	天然ガス車 6台	天然ガス車 5台	天然ガス車 20台	天然ガス車 65台
施設等整備事業	事業費	10,014,000	1,260,000	832,000	4,992,000	3,160,000	11,640,000	54,774,000
	内容	65台	176台	106台	61台	60台	44台	48台
	事業費	7,857,000	19,646,000	14,433,000	3,786,000	3,813,000	2,639,000	2,616,000
	内容	745㎡	160㎡	74㎡	77㎡	50㎡	3,044㎡	1,350㎡
施設等整備 助成事業	内容	電気自動車 2台 天然ガス車 21台	電気自動車 1台 天然ガス車 25台	電動スクーター 3台 天然ガス車 15台	電動スクーター 3台 天然ガス車 35台	電動スクーター 4台 天然ガス車 47台	天然ガス車 40台	天然ガス車 40台
	助成額	6,671,000	6,575,000	7,563,000	16,912,000	17,866,000	9,460,000	6,903,000
	内容	1台	2台	2台	6台	7台	9台	14台
	助成額	132,000	75,000	49,000	295,000	231,000	785,000	865,000
施設等整備 助成事業	内容	0㎡	400㎡	1,069㎡	100㎡	531㎡	0㎡	0㎡
	助成額	0	2,080,000	5,558,000	520,000	2,761,000	0	0

(単位円)

資料3-1-1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図

目的：地球温暖化対策に関して、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。



：京都議定書発効の日から施行される。

資料6-1-1 グリーン調達実績（平成15年度）

本市では、平成14年度から「大阪市グリーン調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等の調達を推進しています。平成15年度のグリーン調達の状況は、調達基準を設定した9分野81品目のうち68品目が80%以上の調達率を示し、このうち63品目が90%以上の調達率を示しています。なお、フォーム用紙や作業用手袋など一部の品目では、規格に合わない等の理由で調達率が低いものもありますが、全体としてはグリーン調達が定着してきています。分野別のグリーン調達状況は次のとおりです。

（紙類）

- ・コピー用紙と衛生用紙は100%近い調達率を示し、印刷用紙は75%となっている。また、入出力等に用いるフォーム用紙は、規格等の面から20%強の調達率にとどまっている。

（文具類）

- ・筆記用具はじめ51品目中44品目が80%以上の調達率で、内43品目は90%以上の高い調達率を達成。

（機器類）

- ・8品目中すべてで80%以上の調達率となり、内5品目は90%以上の高い調達率を達成している。

（OA機器）

- ・7品目すべてで90%以上の高い調達率を達成している。

（家電製品）

- ・6品目の内、4品目が90%以上の調達率となり、残りの冷蔵庫は40%、エアコンディショナーは73.1%となっている。

（自動車）

- ・調達基準に適合する車種がない特殊な車両以外は調達基準を満たし、全体で90%以上の高い調達率となっている。

（服、手袋）

- ・作業服は約90%の高い調達率であった。制服については、必要な品質・規格を満たすグリーン商品が見当たらないなどの理由で45%程度、作業用手袋については、耐熱性等の面で品質・規格が合わないなどの理由で30%程度の調達率となっている。

（役務）

- ・役務については納入印刷物の仕様を調達品目としているが、複写用紙の印刷などで調達基準にじままないものが一部あるものの、全体としては発注件数の90%以上で高い調達率を達成している。

分野	調達品目	調達数量	適（数量）	達成率
1 紙類	コピー用紙	1,394,128 kg	1,389,081 kg	99.6%
	フォーム用紙	153,729 kg	33,277 kg	21.6%
	印刷用紙	197,872 kg	148,107 kg	74.8%
	衛生用紙（トイレトペーパー）	132,721 kg	132,478 kg	99.8%
2 文具類	シャープペンシル	6,279 箱	6,258 箱	99.7%
	替芯	2,916 箱	2,915 箱	100%
	ボールペン	15,739 箱	15,732 箱	100%
	マキシングペン	9,978 箱	9,972 箱	99.9%
	鉛筆	4,168 打	2,751 打	66.0%
	サインペン・フェルトペン	5,510 箱	5,417 箱	98.3%
	ホワイトボード用マーカー	6,285 本	6,035 本	96.0%
	油性マーカー	11,798 本	7,195 本	61.0%
	クラフトテープ	2,913 包	2,841 包	97.5%
	布テープ	6,196 包	6,075 包	98.0%
	テープカッター	273 個	260 個	95.2%
	セロテープ	12,137 箱	7,846 箱	64.6%
	のり	3,109 箱	3,091 箱	99.4%
	チューブファイル	8,050 箱	8,036 箱	99.8%
	フラットファイル	62,689 包	62,685 包	100%
	リングファイル	9,069 冊	8,060 冊	88.8%
	レバーファイル	3,156 箱	3,146 箱	99.7%
OAバインダー	11,845 冊	11,764 冊	99.3%	
クリヤーブック	2,578 箱	2,417 箱	93.8%	
レターケース	374 個	354 個	94.7%	
クリヤーホルダー	12,492 包	12,444 包	99.6%	
工事用アルバム	374 冊	369 冊	98.7%	
工事用アルバム替え台紙	815 個	805 個	98.8%	
ファイルボックス	5,530 個	5,492 個	99.3%	
フォルダー類	1,488 束	1,388 束	93.3%	
文書保存箱	2,167 箱	2,082 箱	96.1%	
文書網籠用紙	16,964 束	16,934 束	99.8%	
綴りひも	33,376 束	33,352 束	99.9%	
事務用封筒	357,619 束	357,617 束	100%	
紙袋	6,112 束	6,017 束	98.4%	
片面罫紙・起案用紙	18,596 冊	18,596 冊	100%	
ノート	6,235 包	6,218 包	99.7%	
ルーズリーフ	201 個	201 個	100%	
インデックス	5,442 箱	5,316 箱	97.7%	
付箋紙	30,754 個	30,681 個	99.8%	
クロース表紙類	10,239 組	8,154 組	79.6%	

分野	調達品目	調達数量	適（数量）	達成率	
2 文具類 （その他の文具類）	はさみ	2,317 丁	2,278 丁	98.3%	
	カッターナイフ	1,734 個	1,696 個	97.8%	
	マグネット	1,744 個	1,625 個	93.2%	
	ハンチ	473 個	435 個	92.0%	
	OHPフィルム	1,396 個	754 個	54.0%	
	ごみ箱	454 個	447 個	98.5%	
	名札	8,657 個	8,581 個	99.1%	
	スタンプ台	6,174 個	6,174 個	100%	
	朱肉	4,291 個	4,289 個	100%	
	定規	1,059 箱	542 箱	51.2%	
	消しゴム	10,520 台	10,002 台	95.1%	
	ステープラー	2,029 個	1,997 個	98.4%	
	連射式クリップ	3,809 個	2,559 個	67.2%	
	事務用修正具	8,314 個	8,007 個	96.3%	
	除針器	443 個	438 個	98.9%	
	3 機器類	いす	3,404 脚	3,231 脚	94.9%
		机	862 台	829 台	96.2%
標		380 連	325 連	85.5%	
収納用什器		1,466 台	1,321 台	91.0%	
ローバーテーション		168 個	167 個	99.4%	
掲示板		122 個	100 個	82.0%	
黒板		5 個	4 個	80.0%	
ホワイトボード		250 個	246 個	98.4%	
4 OA機器		コピー機	32 台	30 台	93.8%
		電子計算機	2,049 台	1,988 台	97.0%
	プリンタ	502 台	485 台	96.6%	
	プリンタ・ファクシミリ兼用機	2 台	2 台	100%	
	ファクシミリ	47 台	47 台	100%	
	スキヤナ	110 台	102 台	92.7%	
	磁気ディスク装置	326 台	307 台	94.2%	
5 家電製品	冷蔵庫	41 台	40 台	97.6%	
	冷凍庫	5 台	2 台	40.0%	
	冷凍冷蔵庫	31 台	32 台	91.1%	
	エアコンディショナー	26 台	19 台	73.1%	
	テレビジョン受信機	67 台	63 台	94.0%	
	ビデオテープレコーダー	70 台	67 台	95.7%	
6 車	自動車	411 台	394 台	95.9%	
	7 服	制服	5,100 着	2,339 着	45.9%
8 手袋	作業服	111,516 着	99,993 着	89.7%	
	作業用手袋	270,681 双	82,429 双	30.5%	
9 役務	納入印刷物の仕様	2,603 件	1,824 件	70.1%	

資料7-1-1 廃棄物の種類と定義

種 類	定 義
廃 棄 物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
特別管理 一般廃棄物	<p>一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.PCBを使用する部品 2.ごみ処理施設(処理能力 5t/日以上(焼却施設は 200kg/h 以上又は火格子面積 2 m²以上))から生じたばいじん 3.廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん又は燃え殻で、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの 4.上記3に掲げる施設に係る排ガス洗浄施設等を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの <p>環境省令で定めるダイオキシン類の含有量</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ばいじん、燃え殻又は汚泥: 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム ② 廃酸及び廃アルカリ: 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム ③ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリである場合): 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム ④ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリ以外である場合): 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム <ol style="list-style-type: none"> 5.感染性一般廃棄物
内 記 産業廃棄物	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.燃え殻 2.汚泥 3.廃油 4.廃酸 5.廃アルカリ 6.廃プラスチック類 7.紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。) 8.木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。) 9.繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。))に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。) 10.食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 11.と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 2 条第 2 項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第 1 項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第 2 条第 6 号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第 1 号に規定する食鳥に係る固形状の不要物 12.ゴムくず 13.金属くず 14.ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 15.鋸さい 16.工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 17.動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。) 18.動物の死体(畜産農業に係るものに限る。) 19.大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の排出ガス規制の対象となる特定施設(ダイオキシン法施行令別表第 1 に掲げる施設)又は産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの 20.燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの <p>----- 輸入廃棄物(1~20 の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。)</p>
特別管理 産業廃棄物	<p>産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.廃油(揮発油類、灯油類、軽油類) 2.廃酸(PH2. 0以下) 3.廃アルカリ(PH12. 5以上) 4.感染性産業廃棄物 5.特定有害産業廃棄物

資料 7-1-2 ごみ組成の推移

数字は重量百分比(%)

区分	年度			区分	年度								
	昭 40	50	60		平成 8	9	10	11	12	13	14	15	
厨 芥	14.5	12.1	11.5	可燃物	台所ごみ	7.4	7.7	6.4	6.2	5.5	5.4	4.6	4.5
紙 類	39.6	36.8	28.8		紙 類	38.6	41.8	46.5	45.9	42.9	41.3	46.8	44.7
繊維・木草類	7.1	9.3	10.9		繊維類	4.1	6.0	6.0	7.9	9.3	10.6	8.8	8.8
プラスチック類	3.3	11.0	14.3		木草類	8.3	5.8	5.9	6.2	7.1	9.4	8.1	10.0
から落ち葉・紙類・ゴム・ 懸け	4.9	2.6	1.9		プラスチック類	15.7	18.3	15.6	14.9	14.9	15.0	13.7	14.5
計	69.4	71.8	67.4		雑 物	9.5	7.7	5.8	5.2	4.7	4.5	3.6	4.2
					計	83.6	87.3	86.2	86.3	84.4	86.2	85.6	86.7
ガラス・陶器・石	15.5	12.0	14.8	不燃物	ガ ラ ス	5.8	4.9	5.4	5.8	6.1	5.0	5.5	4.3
金 属	3.1	6.1	6.8		石・陶器	3.6	2.6	2.4	2.0	2.5	2.7	1.9	2.5
貝殻・卵殻類・ 土砂・雑物	12.0	10.1	11.0		鉄	5.1	3.6	4.3	4.1	4.8	4.7	5.2	4.8
計	30.6	28.2	32.6		非鉄金属	1.9	1.6	1.7	1.8	2.2	1.4	1.8	1.7
					計	16.4	12.7	13.8	13.7	15.6	13.8	14.4	13.3

- (注) 1. 昭和 63 年よりごみ組成分析区分を変更
 2. 昭和 63 年度より重量百分比を風乾後から絶乾後に変更

資料 7-1-3 ごみの三成分及び発熱量の変化

区分	年度											
	昭 40	50	60	平成 8	9	10	11	12	13	14	15	
水分 (%)	50.4	51.5	40.4	41.2	41.7	37.4	35.1	33.9	33.1	31.6	31.3	
灰分 (%)	18.7	15.6	21.5	17.7	14.7	15.6	15.6	17.0	15.7	17.0	15.8	
可燃分 (%)	30.9	32.9	38.1	41.1	43.6	47.0	49.3	49.1	51.2	51.4	52.9	
生ごみの 低位発熱量(kJ/kg)	4,885	5,897	7,757	7,577	9,156	9,664	9,799	9,605	9,681	9,878	10,156	
() カッコ内 数字は kcal/kg	[1,163]	[1,404]	[1,847]	[1,804]	[2,180]	[2,301]	[2,333]	[2,287]	[2,305]	[2,352]	[2,418]	

資料 7-4-1 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成 16 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	4,257	1. 燃え殻	165
収集運搬(積替え・保管を含む)	82	2. 汚泥	1,216
中間処理	96	3. 廃油	777
埋立処分	0	4. 廃酸	434
中間処理・埋立処分	0	5. 廃アルカリ	439
海洋投入処分	1	6. 廃プラスチック類	3,824
		7. 紙くず	2,439
		8. 木くず	2,943
		9. 繊維くず	2,294
		10. 動植物性残渣	520
		11. 動物性固形不要物	2
		12. ゴムくず	2,864
		13. 金属くず	3,627
		14. ガラスくず	3,803
		15. 鋳さい	155
		16. がれき類	3,983
		17. 動物のふん尿	2
		18. 動物の死体	2
		19. ばいじん	101
		20. 処分するために処理したもの	361
許可業者数合計	4,436	合計	29,951

(注)平成 15 年度の許可件数 407 件(新規許可)

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

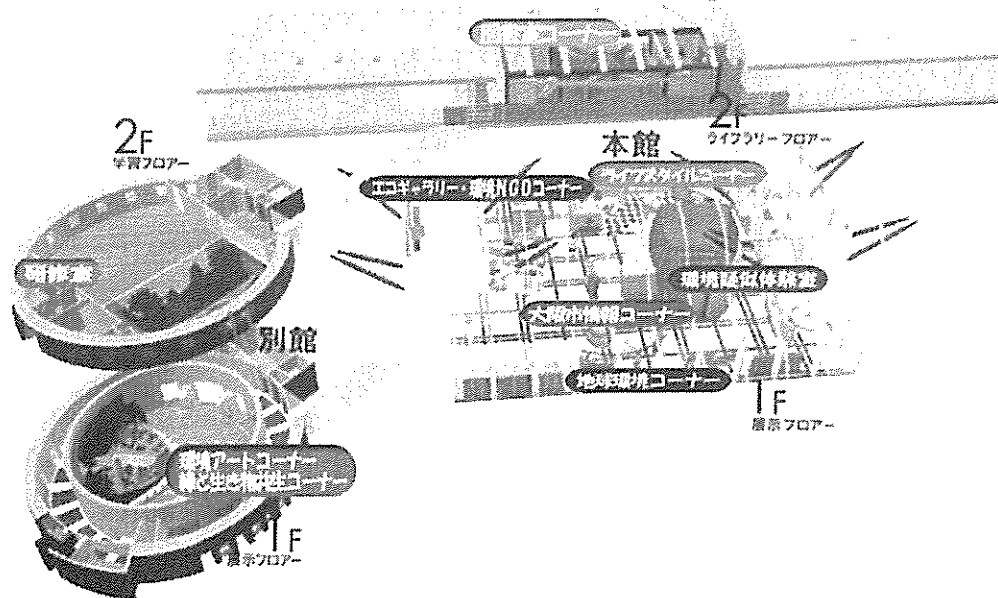
(平成 16 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	416	1. 廃油	234
収集運搬(積替え・保管を含む)	12	2. 廃酸	242
中間処理	23	3. 廃アルカリ	216
埋立処分	0	4. 感染性産業廃棄物	117
中間処理・埋立処分	0	5. 廃 PCB 等	0
		6. PCB 汚染物	0
		7. 指定下水道汚泥	0
		8. 鋳さい	13
		9. 廃石綿等	18
		10. ばいじん	31
		11. 燃え殻	17
		12. 汚泥	135
		13. 処分するために処理したもの	0
許可業者数合計	451	合計	1,023

(注)平成 15 年度の許可件数 32 件(新規許可)

資料 8-1-1 大阪市立環境学習センターの概要

①設置場所	大阪市鶴見区緑地公園2番135号(花博記念公園鶴見緑地内)	
②施設規模	延床面積 3,319㎡(内訳) 本館 2,419㎡ 別館 900㎡	
③施設概要	・展示ゾーン	「地球環境問題」や「環境にやさしいライフスタイル」、「緑と生き物の共生」をテーマに展示し、また、環境疑似体験室(アースモニターシップ)により、楽しく体験学習できます。
	・ライブラリーゾーン	図書室、相談コーナー、ビデオライブラリー、情報検索コーナーを設け、市民への情報提供、自発的な環境学習への支援を行います。
	・学習ゾーン	実習が可能な研修室に、オリジナルの視聴覚教材が作成可能な機材を備え、学習拠点の機能を果たしています。
	・プラザゾーン	エコギャラリーや環境NGOコーナーを設け、交流の場とします。



資料 8-1-2 大阪市立環境学習センター事業実績概要 (平成15年度)

環境学習センター 利用者の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・入館者数(241,763人/年)・自然体験観察園推定入園者数(約40万人/年) ・講演会、イベント、観察会、講座、リーダー養成等参加者数(17,021人/年) ・アウトリーチ活動、来館団体への講義、説明等参加者数(1,445人/年) 	
事業内容	事業メニュー	参加者数等	
環境学習情報及び環境学習機会の提供	展示物を用いた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 1常設展示 2エコギャラリーでの企画展示(4テーマ) 3環境アートコーナーでの展示(4テーマ) 4昆虫を用いた啓発 5図書室・ビデオライブラリー 	<ul style="list-style-type: none"> ・入館者数 241,763人/年 ・団体利用数 540団体/年 32,274人/年 ・アースモニターシップ搭乗者数 40,862人/年 ・ビデオライブラリー 利用数 7,856回/年 ・図書、ビデオ貸出 1,079件/年
	講演会、シンポジウム等(5回)	<ul style="list-style-type: none"> 1環境団体活動事例シンポジウム 2親月祭(夜の部) コスモスセミナー 3環境シンポジウム「里山の保全とわたくしたち」 4環境トーク「これからの循環型社会へ向けて」 5環境学習発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者 831人/年
	啓発イベント(16回)	<ul style="list-style-type: none"> 1水辺の教室(2日間) 2ECO縁日2003(2日間) 3「森の舞台小屋」 4「森の演奏会」 5大阪市内の自然と生き物展(ツイン21、2日間) 6親月祭(昼の部) 体験・展示コーナー 7環境フェスティバル21(万博公園、2日間) 8生涯学習フェスティバル(大阪駅前第2ビル、2日間) 9市民行動のつどい(北区民ホール) 10大阪自然史フェスティバル(自然史博物館、2日間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者 8,450人/年
	自然体験観察園(95回)	<ul style="list-style-type: none"> 1農事イベント(17回) 2自然体験教室イベント(12回) 3小さな自然観察会(52回) 4野遊び教室(14回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者 5,618人/年
	自然観察会及びウォーキング(7回)	<ul style="list-style-type: none"> 1ウォーキング/天王寺七坂めぐり 2親月祭ワークショップ(3回) 3ウォーキング/平野の社叢と町ぐるみ博物館を尋ねて 4里山でクリスマスリースを作ろう(野崎観音) 5観察会/冬の水鳥観察会 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者 197人/年
	環境講座、教室(66回)	<ul style="list-style-type: none"> 1市民向け講座(37回) 2企業向け講座(4回シリーズ) 3子ども向け講座(9回) 4家族向け講座(9回) 5展示関連講座(7回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者 1,736人/年
	情報紙の発行 環境情報提供システム	<ul style="list-style-type: none"> 1情報紙「なちゆるる」の発行(1回/月・No.120~131) 2環境情報提供システムによる情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・1万部/回発行 ・HPアクセス件数 7,175件/年
相談指導	環境学習講師の派遣と講義(61団体)	<ul style="list-style-type: none"> 1来館団体を対象にした講義・解説(55団体) 2講師の派遣講演・アウトリーチ活動(1団体) 3国際協力・JICA研修生への講義等(5団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来館講義受講者 1,362人/年 ・派遣講演受講者 45人/年 ・国際協力 86人/年
	相談・指導、パネルの貸出など	<ul style="list-style-type: none"> 1相談指導件数(昆虫飼育を含む) 348件 2パネル及び昆虫貸出件数 22件 	
活動支援	人材の育成(30回)	<ul style="list-style-type: none"> 1環境学習リーダー養成専門講座(13回) 2修了生対象フォローアップ研修(5回) 3フォローアップ事業(12回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者 189人/年
	学習教材の作成	<ul style="list-style-type: none"> 1展示解説用カード教材(16種類 各2,000枚) 	
	団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 1こどもエコクラブ支援(21団体) 2地球館パートナーシップクラブの活動 3環境学習リーダー養成講座修了生による活動 4環境NGOコーナーの活用(環境団体啓発物の設置) 5「なちゆるる」への環境NGO主催行事の掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 地球館パートナーシップクラブ 会員数 140名 年間取組 76回

資料 8-3-1 環境月間行事実施内容（平成15年度）

行事名	概要	参加人数	期間
ECO緑日2003ー遊ぶ、創る、楽しむー	かつて暮らしの中に自然とともに生きてきた、知恵や、工夫、伝承遊び等の多彩な催しを“緑日”として再現し、人と自然、生活と環境の関わりを考え、環境保全 への取り組みを広げていくことを目的に開催した。	6,953人	6/21 6/22
水辺の教室	小学生を対象に、水辺の生き物の観察会と環境教室を 実施した。	57人	6/5 6/6
自然体験観察園行事	自然体験観察園を利用した農事体験行事として、「小麦刈りと小麦の脱穀ファミリー体験」と「田植え体験とこども自然教室」を実施した。	336人	6/1 6/7 6/8
ホテルのタベ	環境を守る下水道の役割をより深く理解していただくために、平野せせらぎの里にあるホテル舎で飼育しているホテルの鑑賞会を実施した。	4,722人	6/7 6/8
ごみ減量フェスティバル「ガレージセール・イン・赤川」	家庭内の不用品及び手作りリサイクル品を出店物として実施した。	来場者数 約1,500人	6/8
市立大学理学部 附属植物園 園内案内	時季に応じて園内の見どころを1時間程度で案内。	9人	6月中 毎週 土曜日
ATCグリーンエコプラザ 3周年記念特別イベント	「エコライフスタイル展」「3周年記念フォーラム『持続可能な発展』への挑戦～今企業に何が求められているか～」を開催した。	19,244人	5/30～ 6/29
環境講座	「なにわエコライフ説明会」「環境学習リーダー専門講座」を開催した。	919人	6月中
大阪自動車公害対策推進 会議	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取り組みを推進するための会議を開催し、ディーゼル自動車対策に重点を置いた本年度の推進事項を決定した。	構成 30団体	6/18
自動車排出ガス街頭検査	走行中のディーゼル自動車を対象とし、排出ガス中のディーゼル黒煙の検査を行い、整備不良車には、整備命令等を行うことにより、排出ガス対策を実施。また、検査を受けたドライバーにアイドリングストップ等に関するリーフレット等を配付し、啓発を行った。	68台	6/2 6/6
常時監視システムを利用した 環境教室	市内の大気汚染・水質汚濁等の環境問題について、市民の関心と理解を深めるために、常時監視システムを利用した環境教室を開催した。	延べ 42人	2回実施
工場・事業場の環境関連 研修会	企業の環境保全行動の推進を図るために、大気汚染状況及び対策等について、研修会を開催した。	43人	6/27
公害総点検	工場・事業場に対して立入調査を強化するとともに企業による公害自主点検運動を呼びかけた。	立入り施設数 延べ1,312	6月中
環境美化運動の実施 「わた」の苗の配付	区の花「わた」の栽培を通じ、区の花に親しんでいただくとともに、花と緑豊かなまちづくりをおこなった。	500人	6/6
てんのうじ花とみどり と環境フェスティバル	緑化講習会、緑化相談、リサイクルフェア、牛乳パックとトイレットペーパーとの交換、花の土・苗の配布、環境保健啓発コーナー、リサイクル工作教室、小動物とのふれあいコーナーなどを設けて開催し、緑化普及並びに環境問題に対する意識の高揚を図り、人と環境にやさしい花と緑のまちづくりを進めた。	2,000人	6/22
ポスター、立看板等による 啓発	市関係庁舎、市広報板、地下鉄駅構内等に環境月間周知用のポスター等を掲出した。	—	6月中

資料 8-3-2 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲出場所等
ポスター	汚さんとこな・・・大阪の空 (大阪市製作) ～12月は大気汚染防止推進月間です。～	地下鉄駅構内、市関係庁舎、市広報板
	エコカーでいこか～ (府と協同) 車の買い換えには、低公害車を選んでください。	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	子どもたちからの提案です。 (大阪市製作) ～環境にやさしい未来のクルマと街～	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	暖房温度目安は20℃ (大阪市製作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
リーフレット	汚さんとこな・・・大阪の空 (大阪市製作) ～12月は大気汚染防止推進月間です。～	市関係窓口等で市民に配付
	エコカーでいこか～ (府と協同) 車の買い換えには、低公害車を選んでください。	市関係窓口等で市民に配付
	子どもたちからの提案です。 (大阪市製作) ～環境にやさしい未来のクルマと街～	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板

資料 9-2-1 大阪環境産業振興センター (ATCグリーンエコプラザ) の概要

【全体の概要】	① 場 所	大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATCビル ITM棟 11階西側
	② 面 積	4,500㎡
	③ 設置者	アジア太平洋トレードセンター株式会社(ATC)、大阪市
【施設の特徴】	① エコビジネス支援ゾーン(1,500㎡)	中小企業を中心に環境ビジネスをめぐる今日的課題に取り組んでいる 実際例を展示・紹介し、産学官協働コーナーの設置等
	② エネルギーゾーン(125㎡)	省エネ技術の開発及び省エネルギー・新エネルギーに特化した環境ビ ジネスの展示、紹介
	③ リサイクルテクノロ ジーゾーン (1,000㎡)	循環型社会の実現に向けて、家庭とオフィスのごみ減量を促進するた め、来場者に3R(Reduce・Reuse・Recycle)などのごみ減量のノウハウの 提案
	④ 自主環境管理推進 支援ゾーン(375㎡)	事業者対象に、自主環境管理の導入に必要な情報・ノウハウの紹介 エコマーク認定商品の展示、エコマークの商品類型や認定基準等の紹 介
	⑤ アドバンスゾーン (1,000㎡)	電気自動車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車(OEV)を 展示している「CEVパークかんさい」をはじめ、先進的な環境製品・技 術・システム等の展示、紹介
	⑥ コミュニケーション ゾーン(500㎡)	企画展やセミナーの開催
【事業概要】 (平成15年度)	・入場者数	220,161人(うち団体見学者 322団体 10,112人)
	・出展者状況	ブース出展 80企業・団体、103ブース
	・環境セミナー等の 実施状況	① 多目的スペース他イベント:「ECOライフスタイル展」、「エコツアー OSAKA」、「環境就職相談会」等 計17件 ② 環境セミナー:「環境ビジネスフォーラム」「3周年記念セミナー」「環 境シンポジウム」「環境賢人会議」「エコデザインセミナー」「エコビジネス セミナー」等 計54回 参加者 4,709人

資料9-2-2 大阪市市内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要

1 計画の趣旨

(1) 背景

- ・「環境基本条例」（平成7年3月制定）の基本理念
- ・「環境基本計画」（平成8年8月策定）の基本方針（協働）
- ・「地球環境を守る身近な行動指針（0-加アヅェガ 21 おおさか）」（平成7年5月策定）

(2) 目的

大阪市の事務事業を環境に配慮したものとし、「エコオフィス」の実現をめざす。

(3) 計画期間

平成9年度から平成17年度

2 計画の内容

市民・企業に率先して市内における環境保全行動を推進させるための行動指針及び行動目標を定めたもの（29の行動目標）

◇ 主な行動指針と目標

○温室効果ガスの排出抑制

- ・エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出抑制
⇒照明用電気使用量を平成17年度において8%以上削減
- ・フロン等の排出に伴う温室効果ガスの排出抑制
⇒ハイドロフルオロカーボンの排出抑制

○資源の節約

- ・用紙類の使用量の抑制
⇒コピー用紙使用量を平成17年度において平成11年度実績から5%以上削減
- ・物品等の長期使用 ・水利の合理化推進
⇒上水使用量を平成17年度において平成10年度の実績から増加させない。

○廃棄物の減量・再使用・リサイクルの促進

- ・廃棄物の減量
⇒庁舎から排出される廃棄物量を平成17年度において平成10年度の排出実績に比べ9%以上減量
- ・分別リサイクルの推進
⇒庁舎から排出される再生可能な紙ごみのリサイクル率を平成17年度において50%以上確保

○環境配慮商品の利用と購入促進（グリーン購入）

- ・再生紙の使用促進
⇒コピー用紙は、平成17年度までにすべての職場において、古紙配合率100%、白色度70%以下の再生紙を使用
⇒印刷物の発注は、古紙配合率の高い、白色度の低い再生紙を使用
- ・事務用品等のグリーン購入の促進
⇒事務用品の購入は、「環境配慮製品リスト」等を参考にし、購入するほか、エコマーク、グリーンマーク等環境ラベル事業の対象製品を積極的に選択

○自動車の適正利用

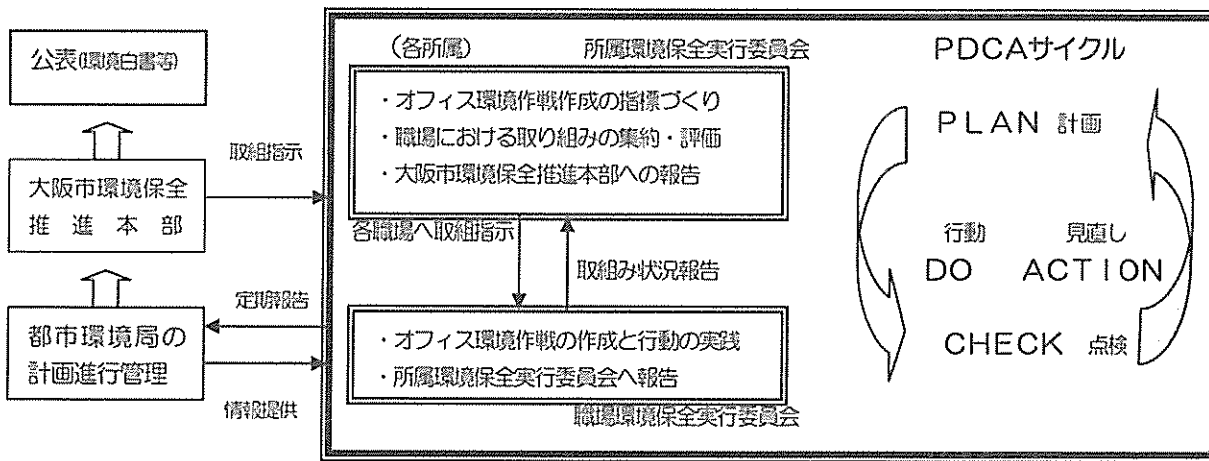
- ・公用車への低公害車等の計画的導入
- ・公用車等の利用の適正化

○環境保全意識の高揚

- ・環境に関する研修及び情報提供
⇒職員の環境全意識の向上を図るため、平成17年度までに全職員を対象とした環境保全に関する研修を実施
- ・実効ある環境保全行動の推進

3 計画の推進

- ① 各所属において所属環境保全実行委員会の設置
- ② 各所属における環境に配慮した職場の取組をまとめた職場単位の実行計画の作成及びその実践並びに点検、評価
- ③ 大阪市環境保全推進本部において点検、評価、公表



資料9-2-3 大阪市庁内環境保全行動計画(エコオフィス21)の行動目標達成状況

項目	単位	平成14年度		平成15年度		目標達成状況(21取組み再構築にかかる目標(平成17年度まで))
		実績値	増減(%)	実績値	増減(%)	
電気使用量	kWh/年	39,076,415	13.9%(前年比)	38,675,705	△1.0%(前年比)	電気使用量の抑制に努める
コピー用紙使用量(A4換算)	枚/年	148,786,485	36.6%	157,411,419	44.6%	平成11年度実績108,860千枚を基準に5%削減
コピー用紙の古紙配合率100%の所属数	所属	42/47(89%)	—	43/47(91%)	—	全ての所属で古紙配合率100%
コピー用紙の白色度70%以下の所属数	所属	44/47(94%)	—	45/47(96%)	—	全所属で白色度70%以下
上水使用量	m3/年	258,748	△30.4%	333,251	△10.4%	平成10年度実績(372,204m3)を基準に増加させない
低公害車等の導入台数	低公害車・LEV-6	2,084	—	2,259	—	公用車の低公害車化を推進
公用車燃料使用量	kl/年(ガソリン)	302.1	0%(前年比)	307.7	1.8%(前年比)	ガソリン使用量の抑制に努める

照明用電気 使用量削減	平成14年度	消灯対象の電気使用量 (目標△8%)	330,174kwh (△6.9%)
		4,718,691kwh	
	平成15年度	消灯対象の電気使用量 (目標△8%)	322,657kwh (△6.9%)
		4,622,093kwh	

注・上記の各使用量は、事業所の値を含まない。また、上水使用量について、テナントビルで実績数値の把握が不可能な所属は除く。

- ・照明用電気使用量は、昼休みの消灯電力量と消灯実績(行動率)から算出。
- ・LEV-6: 京阪神6府県市指定低排出ガス車

資料10-1-1 大阪府環境影響評価条例・大阪府環境影響評価法の対象事業等一覧表

事業の種類	内容	大阪府環境影響評価条例対象事業	大阪府環境影響評価法対象事業	環境影響評価法第一種事業	同第二種事業
道路	高速道路の新設・改築(線検増)	全事業 阪神高速・自動車専用道路を含む	同 在	全事業(道路幅員4車線以上、自動車専用道路は対象外)	同
道路	一般道路の新設・改築(線検増)	4車線以上かつ3km以上	同 在	国道 : 4車線以上かつ10km以上 大規模林道 : 2車線以上かつ20km以上	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 2車線以上かつ15km以上20km未満
鉄道又は軌道	鉄道の建設・改良	区間の長さ3km以上	同 左	新幹線(規格新線含む) : 全事業 普通鉄道(軌道(普通鉄道相当) : 10km以上	7.5km以上10km未満
飛行場	飛行場などの設置・変更	全事業	同 左	滑走路長	1.875m以上2.500m未満
発電	帯電工作物の設置・増設	水力 15,000kW以上 火力 地熱利用を除く) 20,000kW以上 火力 地熱利用) 7,500kW以上	同 左	水力 30,000kW以上 火力 地熱利用を除く) 150,000kW以上 火力 地熱利用) 10,000kW以上	22,500kW以上 30,000kW未満 112,500kW以上150,000kW未満 7,500kW以上 10,000kW未満
廃棄物処理施設	一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設の設置・増設	ごみ処理施設 100t/日以上 し尿処理施設 100kL/日以上 産業廃棄物処理施設 100t/日以上 汚泥、灰燼、焼アクリリを焼却する産業廃棄物処理施設は、パーワー定規能力の量換算量4kL/日以上	ごみ焼却施設 100t/日以上 ごみ処理施設(焼却以外) 200t/日以上 し尿処理施設 同 在 産業廃棄物処理施設 同 在	最終処分場 30ha以上	25ha以上 30ha未満
下水道給水処理場	給水処理場の新設・増設	計画処理人口 10ha以上 5万人以上	最終処分場 同 在 計画処理人口 10万人以上	同	同
工場又は事業場	工場又は事業場の新設・増設	・大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等を定格で運転する場合には使用される燃料・原料の量油換算量4kL/日以上 ・水質汚濁防止法に規定する特定施設から排出される平均排水水量 10,000m ³ /日以上	同 左	同	同
大規模建築物	建築物の新築	延べ面積10万m ² 以上かつ高さ150m以上	同 左	同	同
駐車場など	駐車場、自動車カミルの新設・増設	毎時駐車能力 1,000台以上	同	同	同
レクリエーション施設	ゴルフ場、遊園地等の新設・増設	施行区域面積 30ha以上	(開発行為の項に該当)	同	同
地下利用施設	地下利用に係る施設の新設・増設	地表面下20m以上の部分の容積50万m ³ 以上	同	同	同
公有水面の埋立て	埋立て及び干拓	施行区域面積 15ha以上	施行区域面積 25ha以上	施行区域面積 50ha超	40ha以上 50ha以下
土地区画整理事業	土地区画整理事業	施行区域面積 50ha以上	同 左	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
流通業務団地造成	流通業務団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
開発行為	前号以外の開発行為	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 50ha以上 (新住宅市街地開発事業/新都市基盤整備事業/都市計画法 森林法の開発行為(複合開発行為)	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
土石、砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	採掘面積 20ha以上	同 左	同	同
工業団地造成	工業団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
港湾計画	港湾計画の決定・変更	埋立・堤込面積 100ha以上	同 左	埋立・堤込面積 300ha以上	同
ダム	ダム、堰の新築・改築	同	同	湛水面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
湛留水位調整施設・放水設備	湛留水位調整施設・放水設備の新築	同	同	湛水面積 50ha以上 改築：改築後湛水面積50ha以上かつ増加湛水面積25ha以上	75ha以上 100ha未満
発生土の処分事業	発生土の処分・発生土による土地造成	同	同	改築面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満

資料10-2-1 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
昭59	南港発電所建設事業	発電所 (火力：出力 180万kW)	59.4.18	59.9.7	府要綱 (市長意見 59.10.6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力 600ト/日)	59.9.7	60.1.23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 泉大津沖埋立面積 203ha 大阪基地取扱可能廃棄物量12,000ト/日	60.5.29	60.9.20	府要綱 (市長意見 60.9.30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	道路 (区間の長さ 5.7km)	60.12.27	61.5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	61.2.24	61.5.13	都市計画 (知事決定)
61	大阪港南港(北地区)埋立事業	公有水面の埋立て (面積 67.1ha)	62.2.23	62.6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62.6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	軌道 (区間の長さ 3.6km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	鉄道 (区間の長さ 11.1km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局 西淀工場建替事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力 600ト/日)	2.4.23	2.11.6	府要綱 (市長意見 2.11.6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	2.11.6	3.3.7	都市計画 (知事決定)
4	舞洲スポーツアイランド計画	レクリエーション施設 (面積 130ha)	4.6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	道路 (区間の長さ 4.3km)	4.10.26	6.7.21	都市計画 (知事決定)
6	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 (面積 156ha)	6.6.13	6.10.4	都市計画 (知事決定)

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考	
平7	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設	8.3.27	8.8.6	都市計画	
	舞洲工場建設計画	(ごみ焼却場：処理能力 1,200ト/日)			(市決定)	
	大阪都市計画下水道	工場	8.3.27	8.8.6	都市計画	
8	舞洲スラッジセンター建設計画	(最大排出ガス量 55,000m ³ N/時)	8.4.24	8.8.6	(市決定)	
	舞洲ヘリポート(仮称)	飛行場			市要綱	
9	建設事業	(陸上ヘリポート)	9.4.23	9.7.15	市要綱	
	中山共同発電株式会社	発電所				
10	発電施設計画(仮称)	(火力：出力 14.9万kW)	10.4.30	10.7.16	市要綱	
	大阪外環状線(都島～久宝寺)	鉄道				
	鉄道建設事業	(区間の長さ 14.9km)	10.4.30	10.7.16	一部都市計画(知事決定)	
	ユニバーサル・スタジアム・ジャパノ	レクリエーション施設・駐車場				
	(USJ)建設事業	面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	10.4.30	10.7.16	市要綱	
	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設				
	平野ごみ焼却場	(ごみ焼却場：処理能力 900ト/日)	10.4.30	10.8.27	(市決定)	
	関西国際空港2期事業	飛行場				
	10	関西国際空港2期事業	(滑走路1本 4,000m)	10.7.16	10.10.13	府要綱
		西島エネルギーセンター	発電所			
電力卸供給事業		(火力：出力 14.99万kW)	11.1.18	11.2.19	市要綱	
大阪都市計画都市高速鉄道		軌道				
第8号線(井高野～今里)		(区間の長さ 12km)	11.1.18	11.4.23	市要綱	
(仮称)難波再開発A-1地区		駐車場				
建設事業		(同時駐車能力 1,350台)	11.1.18	11.5.28	市要綱	
大阪港新島地区埋立事業及び		公有水面の埋立て・廃棄物処理施設				
大阪沖埋立処分場建設事業	埋立面積 205ha うち廃棄物処分場 95ha	11.1.18	11.5.28	市要綱		
南港東地区(木材整理場)	公有水面の埋立て					
埋立事業	(埋立面積 25ha)	11.2.19	11.7.2	市要綱・市条例		
中之島3丁目共同開発(仮称)	大規模建築物 高さ 約 195m 延べ面積 約 256,000m ²					

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
平11	エコーカースタジオパルク(USJ) 建設事業(残土搬出関連)	ワレ-ヨノ施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価準備書〕
	(仮称)NHK大阪新放送会館 屋上ヘリポート設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	北港テクノポート線建設事業	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	11.12.28	12.3.3	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	12.3.3	12.4.7	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価方法書〕
	(仮称)NHK大阪新放送会館 屋上ヘリポート設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	12.8.10	12.10.2	市条例 〔環境影響評価準備書〕
12	大阪都市計画都市高速鉄道 北港テクノポート線	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	12.8.10	12.10.27	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	大阪外環状線(新大阪~都島) 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ 約5.4km)	13.1.19	13.2.22	府条例 (市長意見 13.3.5) 〔環境影響評価方法書〕
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	13.8.22	13.11.9	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	(仮称)廃プラスチック 再商品化事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大 148.8ト/日)	14.1.21	14.2.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕 14.11.26 事業廃止届
13	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ 3.4km)	14.1.21	14.2.28	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価方法書〕
	大阪外環状線(新大阪~都島) 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ 約5.4km)	14.1.21	14.6.3	府条例 (市長意見 14.6.14) 〔環境影響評価準備書〕
	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ 3.4km)	14.8.6	14.10.2	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	阿倍野地区第二種市街地再開発事業 A2棟建設事業	駐車場 (同時駐車能力 1,900台)	14.12.5	14.12.26	市条例 〔環境影響評価方法書〕

資料10-3-1 大規模建築物等の事前協議件数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
大規模建築物に係る事前協議件数	105	119	137	124	81
建築審査会に係る事前協議件数(注1)	56	37	46	40	34
建築基準法第48条許可に係る事前協議件数(注2)	3	2	3	2	2
地区計画等に係る事前協議件数(注3)	3	4	3	2	4
合 計	167	162	189	168	121

(注1) 建築審査会とは、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する機関であり、審査会の同意案件中環境面について協議した件数

(注2) 建築基準法第48条許可とは、用途地域別に定める工作物制限の例外許可であり、環境面について協議した件数

(注3) 地区計画等とは、地区計画または再開発地区計画の区域内における建築物の容積率の緩和であり、地区計画等認定連絡協議会の協議案件で環境面について協議した件数

市域の概況 (自然条件・社会条件)

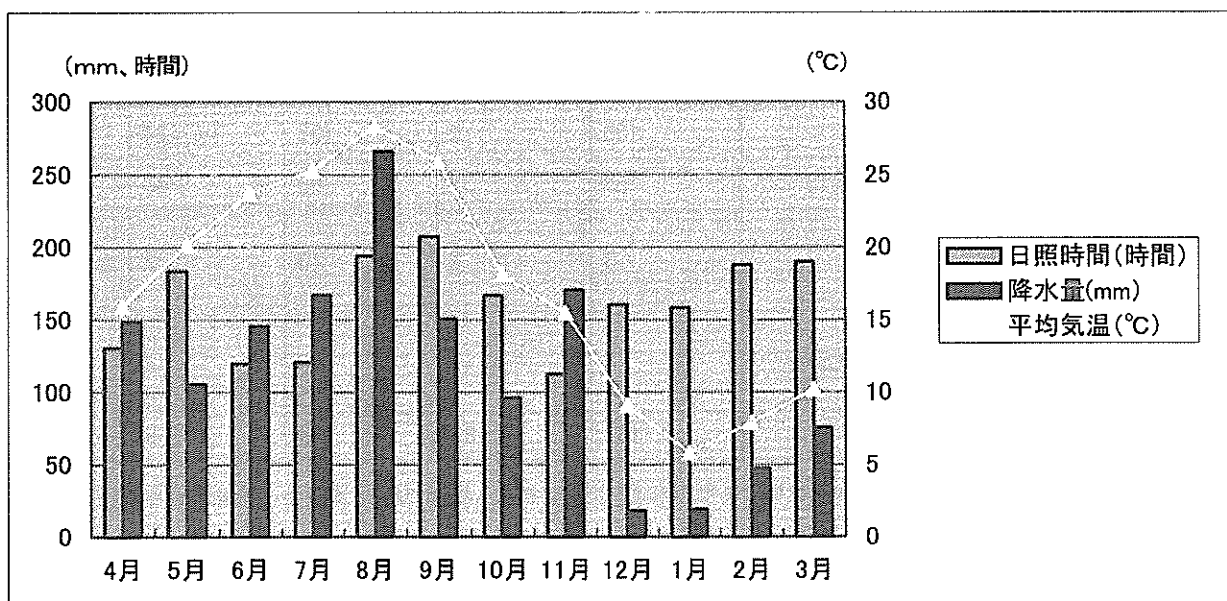
大阪市は、東西19.5km、南北20.2kmで面積は221.82kmあり、東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置します。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の諸市に接しており、大阪平野の要地を占め、海陸交通の要衝をなしています。

市中央部から東よりに南北に縦貫する上町台地は、南北9km東西2kmにわたる台地で、東側にゆるく、西側に急傾斜をなしているため、東部は概して高く、西に行くにしたがって次第に低くなり、やがて海に連なっています。市街はおおむね海拔3m前後の土地が大部分を占めています。

また、大小幾多の河川が市内を縦横に貫流していますが、その根源をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三川が合流して水量がきわめて豊かです。

1. 大阪の気象の概況（平成15年度）



(注) 大阪管区気象台調べ

(平成15年度)
 年平均気温 17.2℃
 年間降水量 1409.5mm
 年間日照時間 1931.7時間

2. 区別面積

(単位:km²)

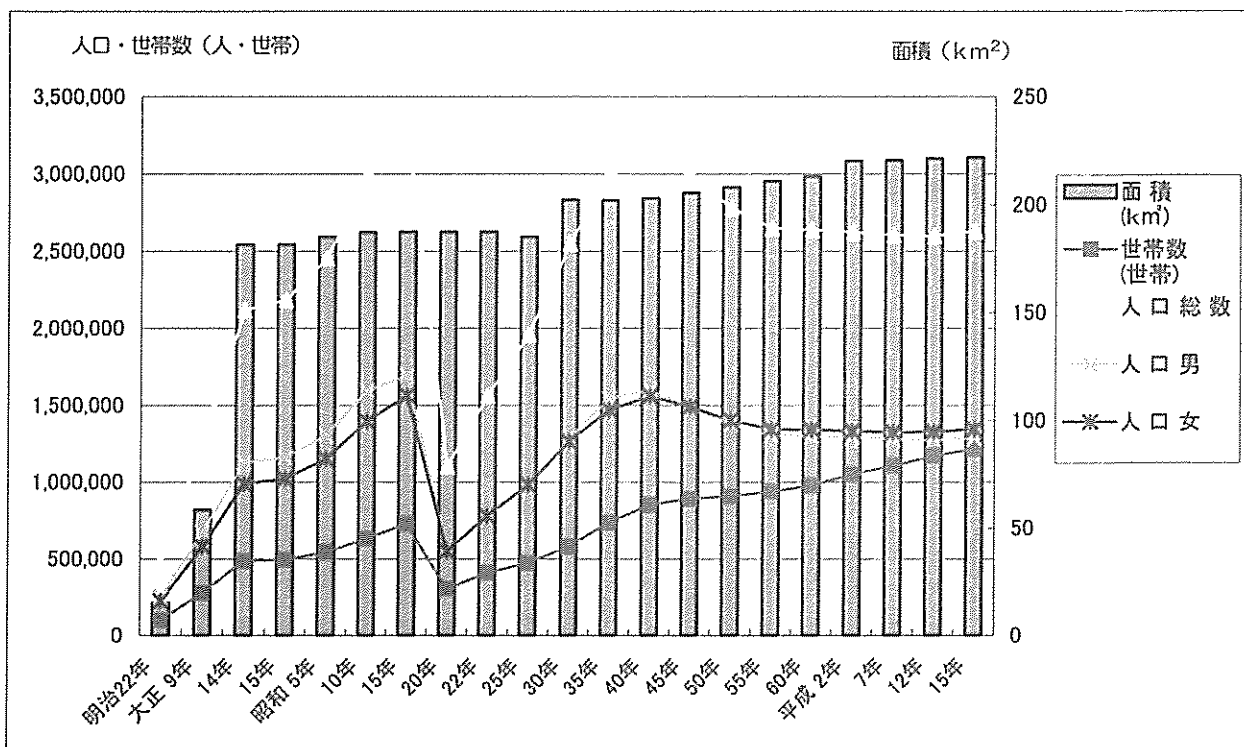
区名	面積	区名	面積	区名	面積
北	10.33	天王寺	4.80	城東	8.42
都島	6.05	浪速	4.37	鶴見	8.16
福島	4.67	西淀川	14.23	阿倍野	5.99
此花	15.75	淀川	12.64	住之江	20.77
中央	8.88	東淀川	13.26	住吉	9.34
西	5.20	東成	4.55	東住吉	9.75
港	7.90	生野	8.38	平野	15.30
大正	9.43	旭	6.30	西成	7.35

合計面積：221.82km²

(注) 面積は、国土交通省国土地理院発表による平成15年10月1日現在のものである。
 淀川区の面積は豊中市との合算値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いた。

3. 大阪市の人口

人口、世帯数の推移



(注) ・人口は国勢調査結果

(但し、明治22年は4月1日市制実施公簿調査結果、昭和20年は11月1日人口調査結果、平成15年は10月1日推計値)

・面積は国土地理院の公表値

昼間流動人口の推移

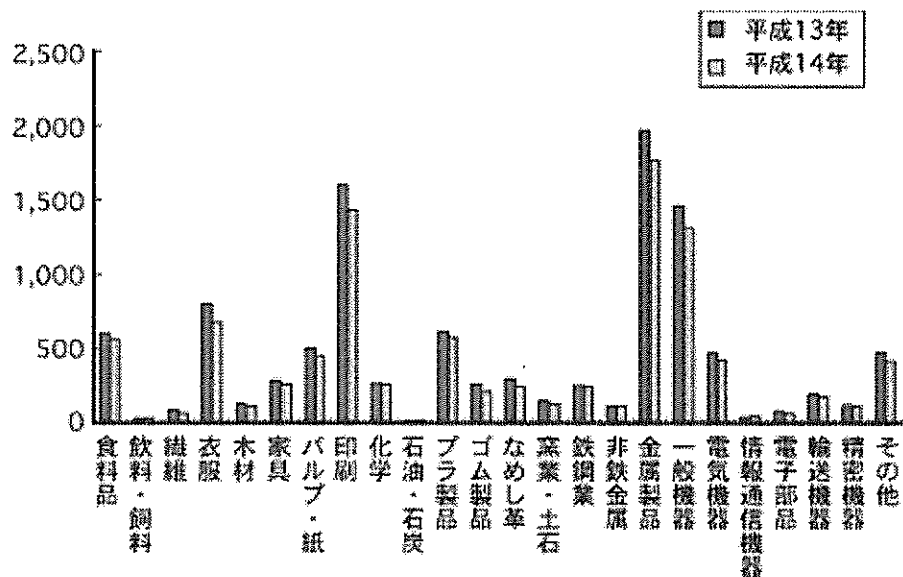
		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
常住人口	総数	3,011,563	3,156,222	2,980,487	2,778,987	2,648,180	2,636,249	2,623,801	2,602,421	2,598,774
	就業者	1,439,158	1,601,253	1,510,895	1,351,396	1,298,054	1,310,666	1,345,405	1,336,176	1,231,235
	通学者	143,316	215,872	528,484	508,910	518,850	479,342	412,940	361,248	323,133
流入人口	総数	590,126	882,227	1,079,684	1,216,440	1,246,746	1,339,987	1,481,750	1,496,230	1,333,131
	就業者	547,392	805,294	991,427	1,126,294	1,144,024	1,218,548	1,330,279	1,363,043	1,231,282
	通学者	42,734	76,933	88,257	90,146	102,722	121,439	151,471	133,187	101,849
流出人口	総数	106,119	176,076	205,702	221,093	241,521	259,430	285,078	289,513	264,111
	就業者	78,931	116,805	144,718	154,973	176,003	197,353	220,350	227,511	210,749
	通学者	27,188	59,271	60,984	66,120	65,518	62,077	64,728	62,002	53,362
昼間人口	総数	3,495,570	3,862,373	3,854,469	3,774,334	3,650,644	3,714,244	3,800,461	3,803,203	3,664,414
	就業者	1,907,619	2,289,742	2,357,604	2,322,717	2,266,075	2,331,861	2,455,334	2,471,708	2,251,768
	通学者	158,862	233,534	555,757	532,936	556,054	538,704	499,683	432,433	371,620
昼夜間人口比率		116.1	122.4	129.3	135.8	138	141	146	146.5	141.2

(注) 国勢調査結果

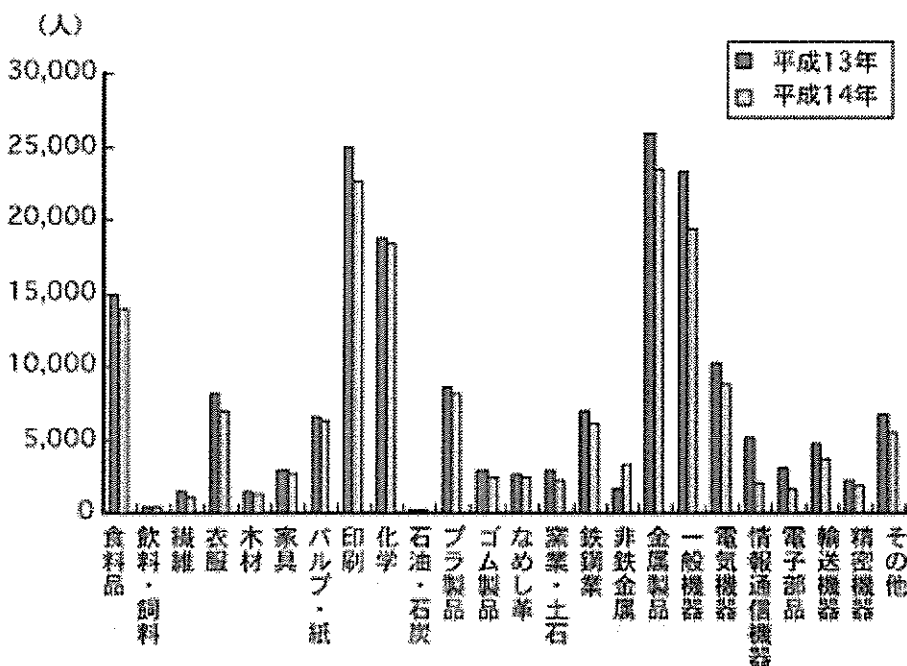
4. 産業の動向 工業統計調査結果（大阪市計画調整局調）

金属製品が1,770事業所で全体の18.2%を占め最も多く、次いで印刷が1,434事業所（構成比14.8%）一般機器が1,315事業所（同 13.5%）となっています。この3業種で全体の約半数（46.5%）を占めています。

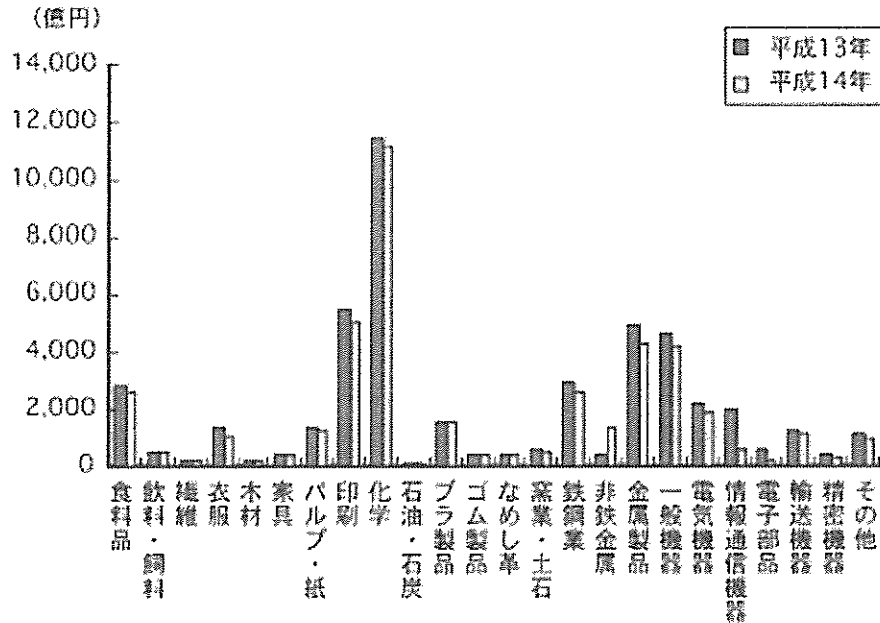
・産業分類別事業所数



・産業分類別従業者数



・産業分類別製造品出荷額等



製造品出荷額は、化学が1兆1,166億円で全体の25.9%を占め最も多く、次いで印刷が5,035億円（構成比11.7%）、金属製品が4,317億円（同10.0%）となっており、この3業種で全体の約半数（同47.6%）を占めています。

商業の構成

業種別	商業事業所数(事業所)			従業員数(人)			年間販売額(億円)		
	平成11年	平成14年	増減	平成11年	平成14年	増減	平成11年	平成14年	増減
卸売業計	31,034	26,251	△ 4,783	398,664	355,338	△ 43,326	553,310	440,948	△ 112,362
小売業計	41,135	36,558	△ 4,577	221,343	215,433	△ 5,910	48,729	45,243	△ 3,486
合計	72,169	62,809	△ 9,360	620,007	570,771	△ 49,236	602,039	486,191	△ 115,848

- (注) 1. 商業統計調査結果（計画調整局調）
2. 平成11年は簡易調査

5. 河川・道路

大阪市内河川（平成16年3月末現在）

	河川数	延長(km)
一級河川	(25) 25	(139.1) 139.1
二級河川	(0) 0	(0) 0
準用河川	(4) 4	(5.0) 5.0
普通河川	(4) 4	(2.3) 2.3
合計	(33) 33	(146.4) 146.4

大阪市内道路（平成16年4月1日現在）

	路線数	延長(km)	面積(km ²)
国道	(13)	(114.9)	(3.38)
	13	114.9	3.38
府道	(28)	(181.3)	(3.94)
	28	183.0	3.99
市道	(11,719)	(3,570.1)	(30.52)
	11,737	3,574.7	30.63
合計	(11,760) 11,778	(3,866.4) 3,872.3	(37.84) 38.00

- (注)
1. 河川には、港湾法に基づく運河等は含まれていない。
2. () は、平成15年3月末現在
3. 大阪市建設局調

- (注)
1. 阪神高速道路及び近畿自動車道を含まない。
2. () は、平成15年4月1日現在
3. 大阪市建設局調

6. 資源10消費

大阪市計画調整局調

・電力供給状況

年度	契約口数	契約kW数 (kW)	使用電力量(MWh)
平成10年	225,932	6,907,361	16,588,802
平成11年	224,828	6,792,453	16,387,841
平成12年	222,767	4,762,426	16,619,020
平成13年	220,979	4,764,167	16,388,077
平成14年	218,729	4,686,996	9,571,147

(注) 資料：関西電力㈱

1. 契約口数・kW数は年度末現在、使用電力量は年度中の累計である。
2. 平成14年度以降の総数に特定規模需要は含まない。

特定規模需要とは、特高受電(20kV以上)の需要をいう。

・ガス供給状況

需要量 (単位：1,000m³)

年度	供給戸数			需要量		
	総数	家庭用	業務用	総数	家庭用	業務用
平成10年	1,204,636	1,119,591	85,045	1,389,505	398,381	991,124
平成11年	1,212,213	1,127,455	84,758	1,501,437	414,045	1,087,392
平成12年	1,223,894	1,139,941	83,953	1,505,074	417,202	1,087,872
平成13年	1,235,659	1,152,232	83,427	1,474,004	405,779	1,068,225
平成14年	1,243,039	1,160,205	82,834	1,560,391	415,757	1,144,634

(注) 資料：大阪ガス㈱

1. 供給戸数は年度末現在、需要量は年度中の使用量である。
2. 新熱量計算に基づき平成10年度から遡及した。

◆ 大阪市環境関連事業予算

(1) 局 別

(単位：千円)

局 名	当 初 予 算 額		備 考
	平成15年度	平成16年度	
健 康 福 祉 局	14,235,119	14,186,846	
都 市 環 境 局	18,655,646	22,554,506	
環 境 事 業 局	12,666,161	11,563,053	
建 設 局	9,085,600	6,716,300	
ゆとりとみどり振興局	11,595,498	8,237,138	
教育委員会事務局	203,549	197,958	
計 画 調 整 局	59,298	61,314	
経 済 局	216,747	217,704	
水 道 局	2,206,890	2,062,916	
港 湾 局	13,033,044	7,751,361	
交 通 局	346,020	316,391	
	82,303,572	73,865,487	

◆ 大阪市環境関連事業予算

(2) 事業別明細

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	15年度 当初予算	16年度 当初予算
第1 快適			
第1章 都市環境の保全			
第1節 大気環境	悪臭防止・窒素酸化物対策 大気汚染対策 下水処理場施設の覆蓋・脱臭設備	217,940 20,718 162,400	209,105 20,553 243,000
第2節 自動車公害対策	自動車排ガス対策・交通騒音対策 ごみ収集車等への低公害車両導入 市バスへの低公害車両導入（CNG・ハイブリッド） 低公害車両導入 路上駐車対策、ノーマイカーデーの推進に係る広報啓発活動	482,668 384,648 346,020 25,622 38,316	647,776 260,231 316,391 9,248 38,316
第3節 水環境	河川水面浮遊ごみ等の除去 下水高度処理の推進等 下水処理場水質試験・工場排水規制等 大阪港港湾区域の底質汚染物質監視 汚泥の除去対策 港湾水面清掃等 淀川水質汚濁防止連絡協議会等負担金 水質汚濁対策	341,846 7,488,600 488,403 5,800 53,000 85,044 1,155 7,586	353,736 15,360,400 479,226 5,650 100,000 84,653 1,155 7,506
第4節 地盤環境	地盤沈下対策 工業用水道事業の建設改良費 土壌汚染対策事業費	26,032 572,541 18,618	6,577 989,488 18,157
第5節 化学物質	有害大気汚染物質対策	79,013	73,649
第6節 騒音・振動	工場・事業場・建設作業等の騒音・振動対策 航空機騒音対策	8,891 259,720	7,445 259,604
第7節 環境監視・情報システム	大気汚染常時監視、大気汚染調査、水質汚濁常時監視、 公害検査事業費、環境データ処理システム運用費	404,237	399,098
第9節 環境保全設備資金融資	環境保全設備資金融資	104,916	86,130
第10節 公害健康被害の救済 と健康被害予防事業	認定更新・医療費等の補償給付 リハビリテーション事業・転地療養事業等 健康診査事業・機能訓練事業等 健康影響調査 環境改善事業	14,110,725 22,212 92,789 9,393 31,727	13,814,069 20,909 89,770 9,098 0
小 計		25,890,580	33,910,940

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	15年度 当初予算	16年度 当初予算
第2章 快適な都市環境の創造			
第1節 ヒートアイランド対策の推進	保水性舗装の実施	30,000	77,000
	ヒートアイランド対策評価手法の確立	22,000	0
	ヒートアイランド対策推進計画の策定	0	3,500
第2節 花・緑、水辺空間	住区墓幹公園等整備	8,290,375	6,409,411
	グリーンアリー大阪2005事業	638,159	549,056
	学校緑化	17,772	15,950
	幹線道路・補助幹線道路の美化	553,000	320,000
	中央突堤緑地整備、此花西部緑地整備	207,000	169,000
	除草剤を使用しない公園管理の推進	87,000	84,000
	河川公園整備	2,163,038	785,688
	矢倉緑地（親水公園）の整備等	193,814	190,753
	道頓堀川の水辺整備	1,510,000	1,212,000
	城北川の改修	1,865,000	1,345,000
	淀川河川敷及び周辺除草	1,244	1,203
	夢洲海浜（エコポート事業）	300,000	100,000
	下水道施設等の上部利用など公共施設を活用した公園・緑地等の整備	305,000	755,000
第3節 都市景観	都市景観形成の推進	8,504	11,253
	中央公会堂保存・活用	179,252	177,740
	御堂筋彫刻ストリート	10,800	10,800
	大阪都市景観建築賞等	1,678	945
	電線類の地中化	5,037,600	3,737,300
	大阪港景観形成ガイドライン作成調査	5,000	0
	まち美化啓発活動の推進	68,772	61,053
第4節 歴史遺産と自然環境	難波宮跡の整備	36,112	35,030
	泉布観地区の整備	3,000	1,000
	歴史の散歩道づくり	50,000	25,000
	旧街道、坂道の整備	40,000	0
第2 地球環境			
第1章 地球環境の保全			
第2節 地球温暖化対策	大阪市地球温暖化対策地域推進計画の展開	817	1,267
	CDM等京都メカニズムを利用した温室効果ガス削減検討調査	5,000	0
	地球温暖化防止事業者対策推進マニュアル策定調査	0	12,600
第3節 オゾン層保護の取組	大阪府フロン対策協議会会費	100	100
	フロン回収破壊法関係事業	2,834	2,475
第4節 その他の取組	地球温暖化原因物質等のモニタリング調査等	904	891
第2章 環境国際交流・協力			
第1節 国際機関等との連携	(株)地球環境センターの活動支援	218,252	208,978
	国際環境自治体協議会会費	840	840
第2節 途上国・地域との交流	上海市との都市友好交流	2,637	2,255
	APEC環境技術交流事業	3,000	2,000
小 計		21,858,504	16,309,088

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	15 年度 当初予算	16 年度 当初予算
第3 循 環			
第1章 エネルギー利用			
	ESCO事業手法の導入による省エネルギーの推進	0	255,000
第2章 資源利用			
	緑のリサイクル	185,000	183,000
	下水処理場における汚泥溶融炉の建設等	7,889,600	3,366,000
	浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの処分	230,099	231,555
	脱水ケーキの有効利用	28,844	24,791
	浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの減量	1,346,370	805,042
	静脈物流検討調査	5,000	0
	新たな建設副産物リサイクル手法の構築	5,750	5,000
第3章 廃棄物対策			
	ごみ焼却工場の整備補修、夢洲廃棄物埋立処分地の造成	9,427,560	8,318,842
	産業廃棄物対策	30,508	29,343
	新人工島の整備	5,057,000	2,173,000
	大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設負担	7,382,450	5,192,116
	ペットボトルの分別回収等	2,240,369	2,371,402
第4 協 働			
第1章 環境コミュニケーション の推進			
	青少年活動促進事業（環境保護実践講座）	300	150
	自然史博物館での普及啓発活動	2,109	2,061
	学校における環境教育の推進	1,116	1,057
	地域環境フェアの開催	7,200	6,000
	環境月間等における環境保全啓発事業	1,981	2,155
	環境学習センターの運営	278,233	260,201
	自然体験観察園の維持管理	9,941	9,918
	環境情報提供システムの整備事業	26,991	26,909
	ピュアキッズ（こども水道特派員）活動	172	123
	夏休み親子ごみ処理施設見学会	280	280
	ごみ問題啓発作文・ポスターの募集	516	436
	生活環境学習会	4,050	4,050
	環境白書の発行	3,749	3,653
第2章 すべての主体の環境保全行動 の展開			
	「地球環境保全をめざす市民行動の集い」の開催	2,500	0
	企業のISO取得の推進（9001を含む）	80,000	80,000
	「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」の推進	796	796
	ISO14001 認証取得事業	7,236	6,084
	ISO14001 の推進	8,661	8,661
	ATCグリーンエコプラザ運営	273,485	254,789
	市民環境調査隊の実施	0	2,300
	環境基本計画関連施策進行管理報告	203	203
	なにわエコライフ認定制度のモデル実施	5,209	4,710
	なにわエコ会議の設立準備	1,000	0
	なにわエコ会議の設立	0	5,960
第3章 環境配慮の推進			
	環境影響評価制度の適切な運用	10,210	9,872
小 計		34,554,488	23,645,459

付 録

(付 録 目 次)

1. 大阪市環境基本条例	107
2. 大阪市水環境計画の概要	109
3. 大阪市緑の基本計画の概要	111
4. 大阪市景観形成基本計画の概要	111
5. 大阪市一般廃棄物処理基本計画の概要	112
6. 環境基準及び規制基準等	114
1. 大気汚染に係る環境基準	114
2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準	115
3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	116
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	116
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	116
(3) 底質の暫定除去基準	118
(4) 法令による排水規制基準	119
(5) 下水道法等の排水規制	119
(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み	120
4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	121
5. 騒音に係る環境基準	121
6. 自動車騒音の限度(要請限度)	122
7. 航空機騒音に係る環境基準	123
8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	123
9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について	123
10. 道路交通振動の限度(要請限度)	123
11. 騒音・振動に係る規制基準等	123
(1) 工場・事業場に係る規制基準	123
(2) 特定建設作業に係る規制基準	124
(3) 深夜における音響機器の使用時間制限	125
(4) 深夜における営業等の制限	125
(5) 商業宣伝を目的とする拡声器の使用に係る規制基準	125
12. 悪臭に係る規制基準	125
13. 土壌汚染対策法の対象物質と基準	126
14. 土壌汚染対策法の概要	127
15. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ(大阪府生活環境の保全等に関する条例)	127
16. ダイオキシン類対策特別措置法の概要(環境基準・排出基準等)	128
17. 化学物質の排出量の把握などの措置(PRTR)の実施手順	129
18. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領(抄)	129
19. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準(抄)	129
7. 大阪市環境審議会	130
8. 大阪市環境保全推進本部	133
9. 大阪市環境関係課・所	134
10. 環境関係協議会等一覧表	136
11. 年 表	140

1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日
大阪府条例第24号

目次

前文

- 第1章 総 則 (第1条-第6条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等 (第7条-第9条)
- 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等 (第10条-第24条)
- 第4章 地球環境保全の推進のための施策 (第25条-第26条)

附 則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や消費に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。今日の環境問題が、地球の環境にとどまらず、地球規模の広がりをみせ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する義務を有している。

大阪府は、この都市に暮らす人々の活動により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の協賛として、ここに、この条例を制定するものである。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の義務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事象に係る環境の保全であって、

人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気中の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水質の感質が悪化するものを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。)及び懸濁によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び合理的な利用の促進により、持続的な発展が可能なる都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(本市の義務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に關し、本市の区域の自然的・社会的条件に即した基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する義務を有する。

(事業者の義務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する義務を有する。

(市民の義務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する義務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 公害の防止
- (2) 電波、光害による環境の保全上の支障の防止
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 本市の区域の自然的・社会的条件に即した緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
- (5) 地域の特色を生かした良好な景観の形成並びに歴史的・文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造

(6) 廃棄物の消費並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の普及及び活用
 (7) 地球環境保全に資する施策の推進

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配達の指針その他の重要事項について定めるものとする。

3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴くものとする。

5. 市長は、環境基本計画を定めるときは、速やかにこれを公表するものとする。

6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての措置)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の軽減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の軽減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の適正管理及び循環的利用)

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動を促進するための措置)

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公害に係る苦情の処理)

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(公害健康被害の救済)

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

本市は、地球環境保全に関する調査研究、現状の把握、課題及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)の推進)

第26条 本市は、国・都府県、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の習得及び活用により、地球環境保全に関する国際協力に積極的に取り組むものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2. 「大阪市水環境計画」(平成11年5月策定)の概要

◎計画の構成とその概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

- ・この計画は、水環境の保全と創造に資する各種の計画と連携し、大阪市環境基本計画の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくための施策をまとめたものである。
- ・環境基本計画の水分野の発展計画である。

(2) 目的

- 大阪市内全域と地先海域を対象とし、大阪湾の水質環境基準の達成に寄与する。
- (3) 計画の期間は2010年度までとする。

2 水環境の目標像

(1) 快適な水辺の保全と創造

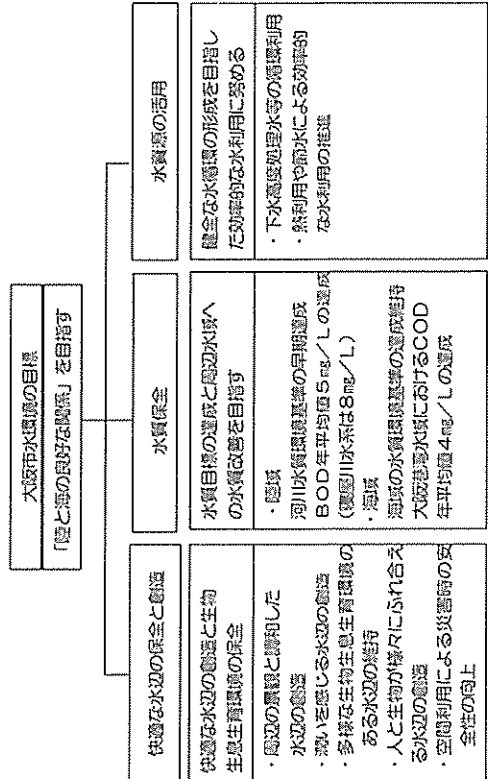
人と川・湖、生物が様々な水辺空間を創造するとともに、海浜では、多様な生物が生息しやすい構造の海岸等を創造する。

(2) 水質の保全

- ① 大阪市内の河川や港湾域における水質保全目標(大阪市環境基本計画)の達成
- ② 大阪湾の水質目標(環境基準)の達成
- (3) 水資源の活用

健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める

ロ計画の目標

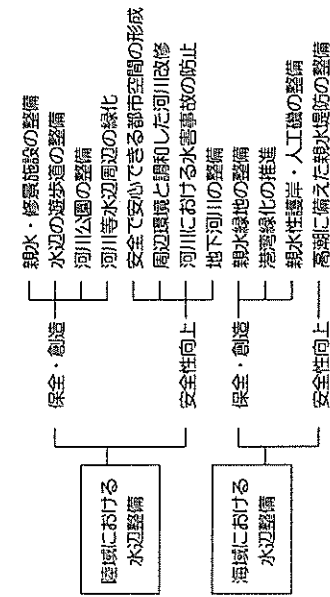


3. 目標達成のための施策展開

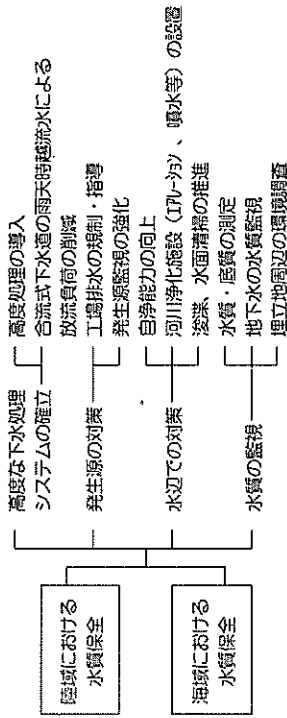
(1) 施策体系

水環境の目標達成のため、次の5分野について総合的に施策を推進する。

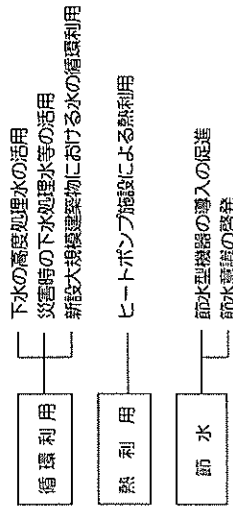
① 快適な水辺空間の保全と創出



② 水質の保全



③ 水資源の活用



- ④ 水環境の保全と創造への連携・参画
 - 市民への啓発、上流域などの広域的な取組の推進
- ⑤ 水質保全に関する調査・研究

(2) 重点的な取り組みとして次の2事業を推進。

① 下水道中期計画

平成22年度(2010年)を目標とする下水道計画による汚濁負荷量の削減

- ・富栄養化の原因となる窒素30%、磷40%の排出負荷の削減を図る。
- ・その他の項目

- 平成7年度に比べて生物化学的酸素要求量(BOD)15%、浮遊物質量(SS)15%の排出負荷の削減を図る。
- ・これらの目標を達成するため、「急速ろ過施設」の拡充、「嫌気好気活性汚泥法」の拡充「生物学的窒素除去法」「阻体利用窒素除去法」の導入を推進する。
- ・この他、合流式下水道の雨天時の水質改善措置として、「雨水貯留能力の増強」、「雨水貯留活性汚泥処理」等の対策を導入する。

■ 下水道の高度処理計画

平成7年度実績 排出負荷量	平成22年度 削減目標 目標水質		将来計画 削減目標 目標水質	
	削減率	水質	削減率	水質
生物性窒素(BOD)	⇒15%	7mg/L	⇒10%*	5mg/L
化学性窒素(COD)	⇒15%	5mg/L		11mg/L
浮遊物質量(SS)	⇒30%	10mg/L		3mg/L
全窒素	⇒40%	0.5mg/L		6.7mg/L
全磷				0.49mg/L

(注) * CODについては将来計画値

② エコポート事業

- ・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「エコポートモデル港」の指定を受ける。
- ・大阪港の西御水線ゾーンに位置する夢洲の西御水線線を「エコポート事業」として、豊かな自然環境を創出するために海浜や干潟等の整備を進める。

3. 大阪市緑の基本計画の概要

◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、公園・道沿などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

◎ 大阪市緑の基本計画の概要

(1) 基本方針

緑のまちをつくる

- ① 安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のベースエリアの整備）
日常生活の中で身近に緑に接し、楽しむことができる豊かな生活環境の創造をめざす。
- ② 大阪らしさを創出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティティゾーンの整備）
大阪らしい緑の風景・都市文化の醸成をめざす。
- ③ 活気あふれるまちを創出する緑の拠点をつくる（緑の拠点の整備）
大阪らしいいきいきとしたにぎわいのある緑の拠点を創出し、活気あふれるまちの創造へとつなげる。
- ④ 人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の基幹ネットワークの整備）
緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

緑のまちをはぐくむ

- ① 市民の都市緑化への参加意識をはぐくむ
緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参加意識をはぐくむ。
- ② 市民・企業・行政が協働しながら緑のまちをはぐくむ
市民・企業・行政が、それぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをはぐくむ。

(2) 緑の将来目標（計画目標年次…21世紀中葉）

- ◆ 都市公園等の整備目標
- ① 都市公園等の市民1人あたり面積…7.0㎡
- ◆ 都市緑化の目標
- ① 樹木・樹林率…約15%
（市域に占める樹木・樹林などの茂葉で覆われた面積の割合）
- ② 自然面率…約30%
（市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合）

4. 「大阪市景観形成基本計画」（平成11年12月策定）の概要

◎ 基本計画の位置づけ—大阪市都市景観条例より抜粋

第2章 景観形成基本計画 （景観形成基本計画の策定）

第5条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観の形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民等と本市が協力してその目標を実現するための指針となる都市景観の形成に関する基本的な計画（以下「景観形成基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、景観形成基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、景観形成基本計画を定めるときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観形成基本計画の変更について準用する。

◎ 基本計画の構成

景観形成の基本的な目標

景観形成の方向
景観形成の基本的な目標
▽

実現するための指針

市域の景観の向上	地域の特性を生かした都市景観の形成
まちなみ 公共施設	景観整備ゾーン 景観軸 景観拠点

▽

計画の推進に向けて

- 協定による都市景観の形成
- 大規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮
- 景観形成地域の指定など
- 指定景観形成物の活用
- 関連諸制度の活用

5. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」(平成12年4月策定)の概要

～循環型都市へのステップ～

こみ編

I 基本方針

- 1 目標～持続可能な発展を目指した「循環型都市の構築」
- 2 本市のごみ行政を推進するにあたっての考え方
 - (1) 環境への配慮
 - (2) 市長の多様性、社会の変化に合致したごみ行政
 - (3) 事業の評価と情報の提供
 - (3) ごみを管理・処理する際の基本的考え方
ごみを管理し処理していくにあたり、発生抑制>再生利用>適正処分、の順に優先される、とする考え方を念頭におきつつ、個々の施策について、環境への負荷、経済性、実現可能性などを総合的に判断してその都度望ましい手法を選択する。

II 基本計画

1. 本計画の前提
 - (1) 目標年次 平成21年度
(平成12年度からの10年間)
 - (2) 対象地域 大阪府全域
 - (3) 対象廃棄物 一般廃棄物(ごみ)
2. 減量目標
 - (1) ごみ量の将来予測

(単位:万トン)

	平成10年度		平成21年度	
	実績	量	目標	年次予測量
排出量(A)	187		194	
減量化量合計(B)	3		35	
家庭系ごみ	3		13	
事業系ごみ	-		22	
環境系ごみ	-		-	
焼却等処理量(C)	184		159	

※ 平成10年度の減量化量は本市による資源化量(サーマル・リサイクルは含まない)。
平成21年度における減量化量は、本市による資源化量と平成10年度以降の排出削減予測量。
(C) = (A) - (B)

◎ 基本計画の概要

1. 景観形成の基本的な目標
 - 1-1 景観形成の方向
 - 大阪がまちづくりの過程で築いた景観上の特性を引き出し、発展させ、また、新しい景観上の資産を創ることにより、その美しさや魅力を一層高めていく。
 - 1-2 景観形成の基本的な目標
 - まちづくりの長期的な目標などを踏まえて、景観形成の基本的な目標を、「アメニティと美しさに着ちた大阪らしい都市景観をつくる」とする。
2. 実現するための指針
 - 2-1 地域の景観の向上
 - 地域の景観向上のため、単体の建築物や建築群(「まちなみ」)及び、道路、公園など(「公共施設」)のデザインの水準を高め、また他の施設、地域との関係に配慮し、市民が親しみやすい愛着の湧く景観を形成するよう努める。
 - 建築物は、調和のとれた魅力あるまちなみを形成するよう努める。また、公共施設は、地域の景観向上を先導するよう努める。
 - 2-2 地域の特性を生かした都市景観の形成
 - 景観整備ゾーンとして、業務や商業、娯楽の中心の「都心」、水の都・大阪を代表する「大川・中之島」、歴史や文化を伝える「上町台地」、新しいまちづくりの進む「みなと」などにおいて、地域の特性を生かした景観形成に努める。
 - 景観軸として、大阪の特徴である発達した河川・海岸線(みず)、道路・鉄道(みち)の整備とともに、それらの緑化(みどり)に努める。
 - 景観拠点として、文化財・歴史的まちなみ(歴史)、ターミナル・繁華街(にぎわい)、公園・緑地(みどり)を、地域の個性や特徴ある景観づくりの核となるよう整備に努める。
3. 計画の推進に向けて
 - 景観形成を、日常の活動や建築物、公共施設の整備の機会をとらえて、市民、事業者と行政が連携、協力して進める。このため、条例に定める「協定による都市景観の形成」、「大規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮」、「景観形成地域の指定など」、「指定景観形成物の活用」等の施策の推進及び景観形成に資する関連諸制度の活用を努める。

(2) 減量目標値

平成21年度の焼却等処理量を、平成10年度焼却等処理実績から25万トン減量することを目標とする。
平成21年度の埋立処分量については、平成10年度埋立処分実績から21万トン減量することを目標とする。

3 排出抑制の促進

- (1) 基本方針
- ① 市民と事業者の自主的取り組みの促進
 - ② ごみ減量のための社会的なシステムづくりの推進
- (2) 主な施策
- ① 市民所自らのごみ減量の取り組み
紙ごみ等の資源化や再生紙の使用推進 等
 - ② ごみ減量を速めるための社会的なシステムづくりに向けた施策
不用品交換の推進、市民や事業者のネットワークづくりの推進
建築物への資源保管場所の設置指導 等
 - ③ 市民のごみ減量の取り組みの促進
リサイクルプラザでの啓発、ごみ減量・環境教育の推進、市民への啓発・情報提供、地域特性に合ったごみ減量の働きかけ、市民活動団体のごみ減量の取り組みへのサポート 等
 - ④ 事業者によるごみ減量の取り組みの促進
排出事業者のごみ減量の取り組みの促進、製造販売事業者のごみ減量の取り組みの促進、等
- 4 本市によるリサイクル・処理
- (1) 収集・運搬
粗大ごみの申告制収集の全市実施、分別収集の充実（容器包装プラスチックの分別収集の検討）、家電リサイクル法への対応、有害ごみへの対応 等
- (2) 中間処理
容器包装プラスチックをリサイクル業者に引き渡すための関係施設の整備
老朽化した焼却工場の建替、ダイオキシン類対策の推進
新たな中間処理技術の導入の検討 等
- (3) 最終処分
大阪湾広域環境整備センター処分場の活用 等
- (4) 調査研究

生活排水編

I 基本方針

平成10年度末の水流比率は99.98%となっているが、今後も引き続き公共下水道の整備・充実を図り、生活排水の100%下水道処理を目指す。

II 目標年次

目標年次は平成21年度とする。

III 排出状況（平成10年度末）

公共下水道	1,225,473戸
合併処理浄化槽	54戸
単独処理浄化槽	452戸（生活雑排水は公共水域放流）
し尿くみ取り	241戸（生活雑排水は公共水域又は下水道放流）
合計	1,226,220戸

IV 処理主体

目標年次における生活排水は、公共下水道で処理することを目標とする。

V 目標年次に向けての処理計画

基本方針に掲げた目標を達成するため、

- 下水道処理区域外の下水道整備
- 下水道処理区域内に残存する一部未水洗家庭に対する水洗化の働きかけ
- 河川敷等一部公共下水道整備計画のない区域については、当該地域整備にかかる公共事業による未水洗家庭の移転を促進する。

6. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

- 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
- 昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
- 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
- 昭和56年6月17日 環境庁告示第47号
- 平成8年10月25日 環境庁告示第73号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することのぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

(1) 環境基準

- ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

- ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
- また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

- ア. 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約
環境基準に際して二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。
短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することという。
長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準

準の1時間値の1日平均値に照らして評価することという。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わずに評価することとされている。

1. 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間に於ける二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から99%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別表

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

- (備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。）をいう。
- (注) 昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均が0.02ppm以下であること」となっている。

平成9年2月4日
環境庁告示第4号
平成13年4月20日
環境省告示第30号

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期限は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1の環境基準は、工業専用地域、専道その他一般公衆が通常生活してはいない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期限

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別表

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 窒素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり2.0kL以上の工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) \}^{0.95}$$

$$Q: \text{排出が許容される窒素酸化物の量 (m}^3\text{N/h)}$$

C: 窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V: 特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴m³~/h、乾基、O₂: 0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C_i: 特定工場等に基準日^①以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i: 特定工場等に基準日^①以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴m³~/h、乾基、O₂: 0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kL以上の工場・事業場

総量規制基準

$$Q=2.0 \times W^{0.95}$$

$$Q=2.0 \times W^{0.95} + 0.3 \times 2.0 \times (W + W_i)^{0.95} - W_i^{0.95}$$

Q: 排出が許容される硫黄酸化物の量 (m³N/h)

W: 原料及び燃料使用量 (kL/h)

W_i: 基準日^②以降に新増設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kL/h)

(注) 基準日

施設	基準日
大気汚染防止法施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10m ² 未満のもの	昭和60年9月10日
大気汚染防止法施行令別表第1の29の項に掲げるガスタービン及び30の項に掲げるディーゼル機関	昭和63年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1の31の項に掲げるガス機関及び32の項に掲げるカリン機関	平成3年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設	窒素酸化物 昭和57年11月1日 硫黄酸化物 昭和52年10月1日

3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

〔 昭和46年12月28日 環告59号
最近改正 平成11年 環告第14号 〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ぼう素	1 mg/L以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成11年2月22日付環告第14号をもって、総論項目は、26項目となった。
2. 対象水域は全公共用水域、遠成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
3. 基準値は年間平均値とする。但し、シアンに係る基準値については最高値とする。
4. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
5. 総水銀における界面として、同一測定点における年間の総水銀の測定値の中にND (定量限界未満) が含まれていない場合には、総水銀の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれる場合には測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。(平成5年3月8日、環水審第21号環水質保全局長通達)
6. ぼう素、ほう素の環境基準は海浜には適用されない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河川

項目	利用目的の適応性				
	AA	A	B	C	D
水質イオン濃度	水道1級 水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級 水道1級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道3級 水道2級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水産3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水2 級・農業用 水及びEの 欄に掲げる もの
水質イオン濃度	6.5以上	6.5以上	6.5以上	6.5以上	6.0以上
(pH)	8.5以下	8.5以下	8.5以下	8.5以下	8.5以下
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下
浮遊酸 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌数	50MPN /100mL以下	1,000MPN /100mL以下	5,000MPN /100mL以下	-	-
対象水域	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成時期は、図-1のとおりとする。				

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海浜もこれに準ずる)
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、浮遊酸濃度5mg/L以上とする。
3. 自然環境保全：自然環境等による異常な浄水操作を行うもの。
4. 水道1級：遠成等による異常な浄水操作を行うもの。
水道2級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等清流域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
水産2級：サケ科魚類及びアユ等清流域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
水産3級：コイ、フナ等、β-中酸水性水産の水産生物用。
6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの。
7. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

イ. 海 域

① pH、COD、DO、大腸菌、油分

項目	類型 利用目的 の適応性	環境保全			対象水域等
		A 水産1級 水自然環境保全 及UB以下の欄に掲げるもの	B 水産2級 水工農用水 及びCの欄に掲げるもの	C	
水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及 その水域 が該当する 水域類型並 びに達成期 間は、図一 2のとおり とする。
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下	
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	
大腸菌数	1,000MPN/100mL以下	—	—	—	
ハーベサン抽出 物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	—	—	

(注) 1. 水産1級のうち、生食原料加工の真珠の取付点については、大腸菌数70MPN/100mL以下とする。
 2. 自然環境保全：自然探訪等の環境保全。
 3. 水産1級、マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産2級の水産生物、水産2級：ホタテ、ノリ等の水産生物。
 4. 環境保全：産卵の自然生活（産卵の進歩等を指す）において不快感を生じない程度。

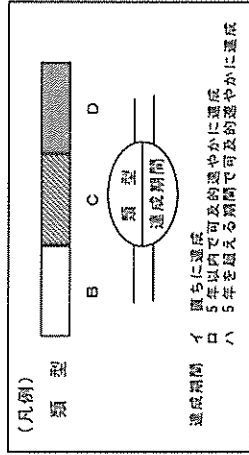
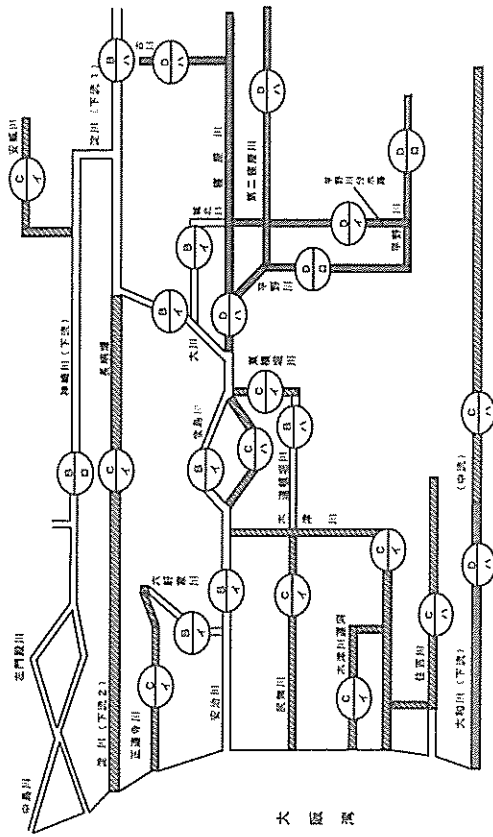
② 全酸素、全磷

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準値		対象水域等
		全酸素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2級及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	対象水域等
II	水産1種、水産及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2級及び3種を除く。）	0.3mg/L以下 (0.24mg/L以下)	0.03mg/L以下	
III	水産2級及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	図一3のとおり
IV	水産3種、工業用水及び生物性濃縮保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下	

(補注) 1. 基準値は年平均値とする。II類型の全酸素の()内は平成16年度までの暫定目標値。
 2. 水産1種の水生生物は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探訪等の環境保全。
 2. 水産1種：水生生物を多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。水産2種：一部の水生生物を漁獲、繁殖を中心とした水産生物が多量に漁獲される。水産3種：汚濁に強い特定の水生生物が生息・繁殖される。
 3. 生物性濃縮保全：年間を通じて水生生物が住居できる領域。

図一1 大阪市河川水質環境基準類型図 (平成15年度)



【水質環境基準の類型指定及び見直し状況】

- (類型指定)
 ・淀川、大川川：昭和45年9月1日付環境庁指定
 ・東横堀川：平成15年5月16日付大阪府公告第50号によりC類型、達成期間(イ)に指定された。
 (類型見直し)
 ・神崎川：平成13年3月30日付環境庁告示第17号により、E類型からB類型、達成期間(ロ)に改訂された。
 ・安威川(新築区間)：平成14年6月18日付大阪府公告第112号により、E類型からC類型、達成期間(イ)に改訂された。
 ・淀川(下流2)：平成15年3月27日付環境庁告示第36号によりD類型からC類型、達成期間(イ)に改訂された。
 ・後藤川水城(後藤川、石川、第二後藤川)：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、E類型からD類型、達成期間(ロ)に改訂された。
 ・後藤川水城(平野川分水嶺)：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、E類型からD類型、達成期間(イ)に改訂された。
 ・後藤川水城(平野川)：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、E類型からD類型、達成期間(ロ)に改訂された。
 ・市内河川水城(大川及び後藤川、墨島川、六軒堂川、安治川)
 ・市内河川水城(環状堀川)：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、C類型からB類型、達成期間(イ)に改訂された。
 ・市内河川水城(環状堀川)：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、C類型からB類型、達成期間(ハ)に改訂された。

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

①底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

②底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合においてはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては2500μm以上とする。
ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$$

ΔH = 平均潮差 (m)

J = 溶出率

S = 安全率

(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{\text{平均周期 (分)}}{12 \times 60 \text{ (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に照して、次の区分により定められた数値とする。なお地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

- ① 漁業が行われていない水域においては、10とする。
- ② 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取する魚介類(エビ、カニ、シヤコ、ナマコ、ホラ、巻貝類等)の漁獲量の総重量に対する割合が概ね 1/2以下である水域においては、50とする。
- ③ ②の割合が概ね 1/2を超える水域においては、100とする。

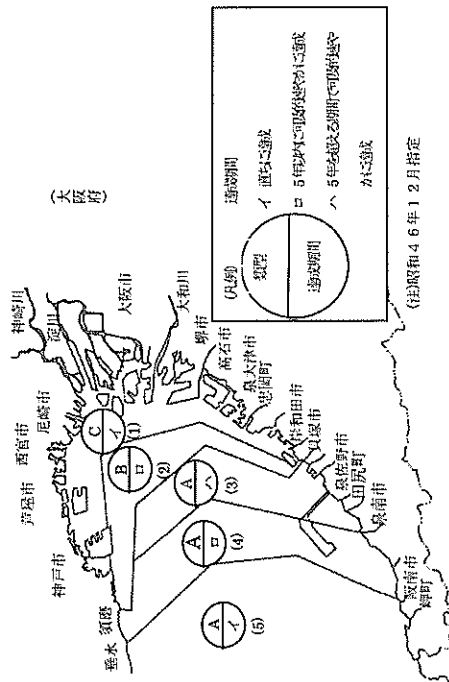
別紙2

P C B を含む底質の暫定除去基準

P C B を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、1000μm 以上とする。
なお、魚介類のP C B汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実態に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

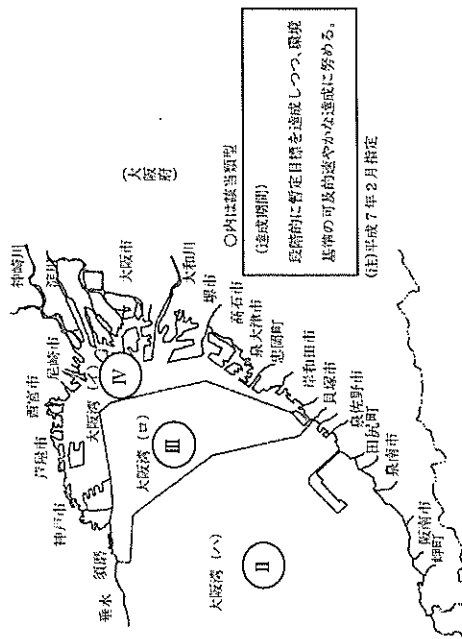
図一2 大阪湾環境基準類型図(COD等)

(兵庫県)

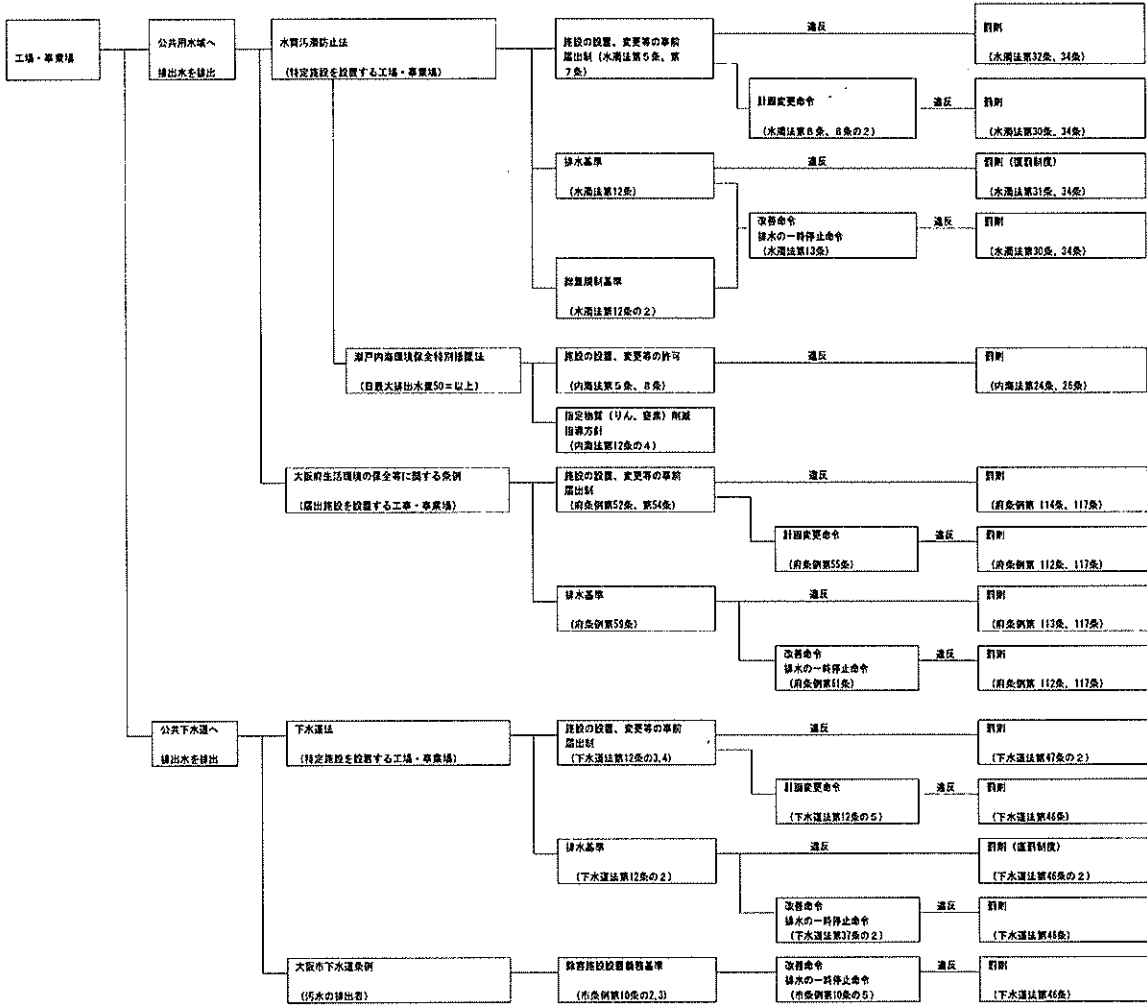


図一3 大阪湾環境基準類型図(全窒素、全磷)

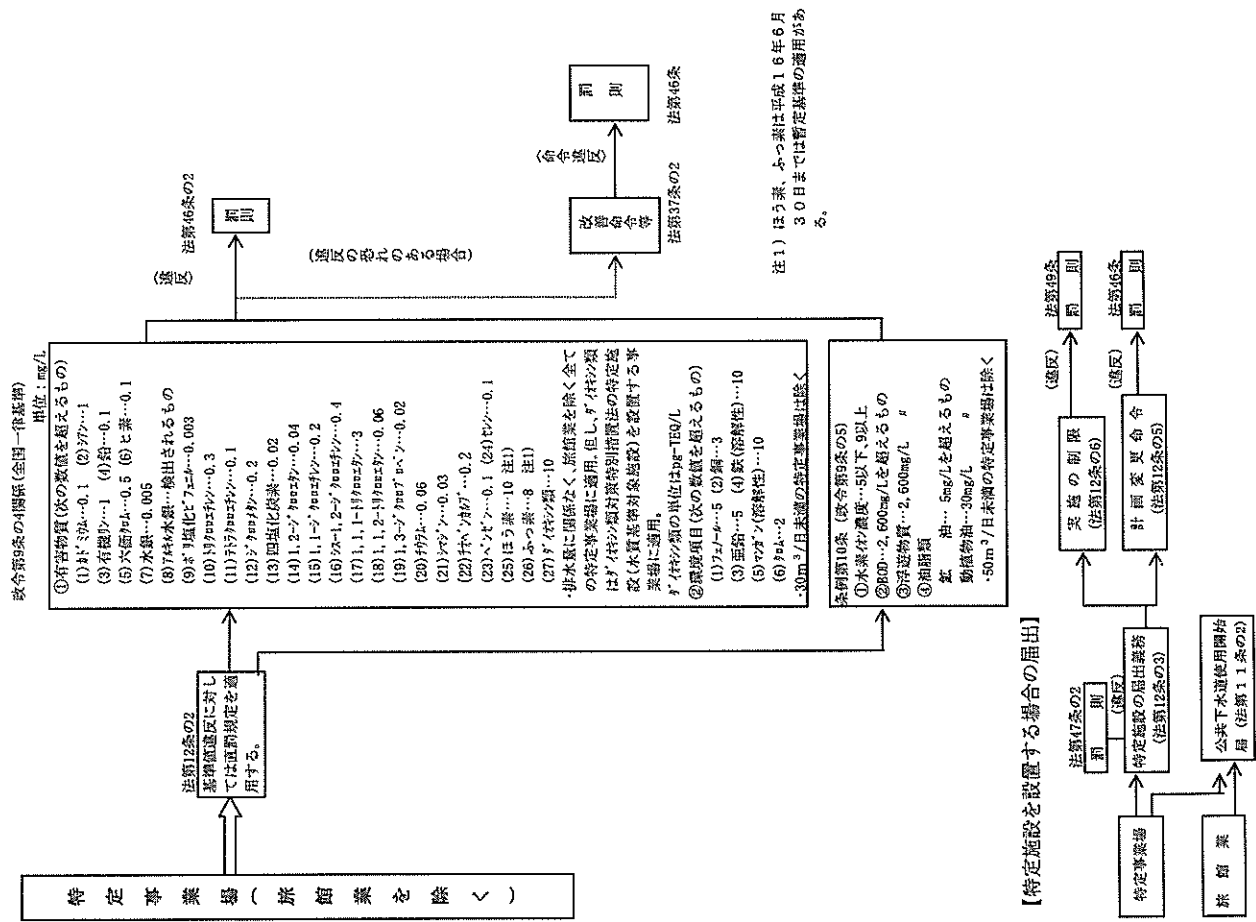
(兵庫県)



(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み



【特定事業場に対する直罰規定に係るもの】



注1) ほうろ茶、ふっ素は平成16年6月30日までは暫定基準の適用がある。

4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(改正 平成11年2月 環発第16号)

人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.005 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
揮発性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

(注) 1. すべての地下水に適用する。建設期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」とする。
 2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 3. 「検出されないこと」とは、定基準未検出をいふ。全シアンは0.1mg/L未満、アルキル水銀は0.0005mg/L未満、PCBは0.0005mg/L未満である。
 4. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND (定基準未検出) が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれている場合には測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満である時、環境基準適合とする。(平成5年3月8日、環水質第21号 環境庁水質保全部長通達)

5. 騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境庁告示第64号
 平成11年4月1日施行
 改正平成12年3月28日 環告第20号)

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(等価騒音レベル)

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びB地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(等価騒音レベル)

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特別として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を避けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていないと認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

6. 自動車騒音の限度（要請限度）

〔平成12年3月2日総理府令第15号
平成12年4月1日施行
(等価騒音レベル)〕

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a 区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びb区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基準値		等価騒音レベル
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)	
75デシベル	70デシベル	70デシベル

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を越える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成12年3月24日 大阪府告示第277号)

地域の類型	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に及び道路幅からの距離によりその範囲を特定するものとする

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成11年大阪府公告第29号)

地域の類型	該当地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第二種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域（Aに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

7. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) この表は、1日当たりの離着陸回数及び10分以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level : 荷重等価平均感覚騒音レベル)は、通過全航空機の騒音を夕方及び夜間の分を加算してたしあわせ、1日あたりの騒音のうらさを評価する尺度である。

地域の類型 I、II については次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和51年7月2日大阪府公告第90号)

8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型 I、II については次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より距離300m以内地域

9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じること未だに防止する上で目標となる当面の指針を次表のとおりとする。

(平成7年12月20日環境庁指針)

新設	等価騒音レベル (L _{eq}) として、昼間 (7~22時) については60dB (A) 以下、夜間 (22時~翌日7時) については55dB (A) 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

10. 道路交通振動の限度 (要請限度)

(昭和51年10月22日建設庁令第280号)
(昭和51年4月1日大阪府告示第253号)

80%レンジの上端値 (単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間	夜間
第一種区域	第一・二種低層住宅専用地域、第一・二種中高層住宅専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、用途地の指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

(騒音)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時~午前8時)	昼 (午前8時~午後6時)	夕 (午後6時~午後9時)	夜 (午後9時~翌日午前6時)
第一種区域	第一種・第二種中高層住宅専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域	50	55	50	45
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60	65	60	55
第三種区域	工業地域、工業専用地域の一部 (告示が明示した地域)	65	70	65	60

(単位: デシベル)

(備考) 1. 第4種区域のうち、騒音の発生・伝播等の騒音の程度50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用区域の一部とは大阪府告示第333号第2条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

〔振 動〕

(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 住居専用地域	60	55
第2種区域 (I)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
第2種区域 (II)	工業地域 工業専用地域の一部(知事が告示した地域)	70	65

(備考) 1. 第2種区域 (II) のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(注) 昼間：午前6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

(2) 特定建設作業に係る規制基準

〔騒 音〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ		作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	19～7時の時間内でないこと	22～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	その他 の休日 ではないこと		
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業								
4. 空気圧箱機を使用する作業								
5. コンクリートプラント・アスファルトプラン トを敷ける作業								
6. パックホウを使用する作業								
7. トラクター・ショベルを使用する作業								
8. プルトーザーを使用する作業								
9. 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラ クター・ショベル、又はショベル系掘削機を 使用する作業								
10. コンクリートカッターを使用する作業								
11. 鋼軌を使用する築造作業								

〔振 動〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ		作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	19～7時の時間内でないこと	22～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	その他 の休日 ではないこと		
2. 鋼軌を使用する築造作業								
3. 鋼鉄砕砕機を使用する作業								
4. プレリナー(手持式を除く)を使用する作業								
5. プルトーザー又はショベル系掘削機を使用 する作業								

(備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。
2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

〔 知事が告示した地域。 〕

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地域	市内全域（工業専用地区の一部を除く）
営業時間	カラオケ営業等の音響機器を設置して営む営業
音響機器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・増音装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

(備考) ただし、次の場合は、規制の適用は除外しない。

- 1 飲食店等の営業場所は、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合、
- 2 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に入居者の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合、
- 3 飲食店等の営業所の構造の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合、

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後11時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止)
規制対象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（*） ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊技場営業（筐内型は除く） ④ テニス場営業（観客型は除く） ⑤ ハットティング機営業 ⑥ ギルバ機営業 ⑦ カンソリンスタンド又は荷料洗濯場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（*） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（*）
規制地区	第1種・第2種中高層住居専用地区、第1種・第2種住居地区

(備考)（*）第1・2種中高層住居専用地区及び第1・2種住居地区において営む営業又は作業で、その場所の主要な出入口が、道路又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く、

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

- ① 10m離れた場所における音量基準

規制地区	第1種・第2種中高層住居専用地区、第1種・第2種住居地区、近隣商業地区、商業地区、工業地区、工業専用地区の一部（知事が告示した地区）
単位（デシベル）	60 70 75

(備考) 工業専用地区の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき同知事が告示した地区。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日にあっては、午前10時）までの間は拡声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

・病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。

・幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。

・地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

12. 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

- ① 規制地区（大阪市の区域）
- ② 敷地境界線基準

特定悪臭物質名	規制基準(ppm)	特定悪臭物質名	規制基準(ppm)
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
二硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルアクトン	1 以下
二酸化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	ステレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル酪酸	0.009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ酪酸	0.001 以下

③ 排出口基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、ステレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル酪酸及びイソ酪酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times He_2 \cdot Cm \quad (He \text{ が } 5\text{m 未満となる場合はこの式は適用しない。})$$

q : 流量 (m³N/時)
 He : 修正された排出口の高さ (m)
 Cm : 敷地境界線基準で定められた値 (ppm)

13. 土壤汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質 (法2条)	指定基準 (法第5条)	(参考) 土壤環境基準 (銅を除く)	
		<直接摂取によるリスク>	<地下水等の摂取によるリスク>
		土壤含有量基準	土壤溶出量基準
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジ'クロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	検液1Lにつき0.004mg以下であること	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジ'クロロエタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジ'クロロエタン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	検液1Lにつき0.04mg以下であること	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジ'クロロベン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
トリクロロエタン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること	検液1Lにつき0.03mg以下であること	検液1Lにつき0.03mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること
六価クロム化合物	土壤1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壤1kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	土壤1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと	検液1Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること
ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	検液1Lにつき0.003mg以下であること	検液1Lにつき0.003mg以下であること
テウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
PCB	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機りん化合物	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと

④ 排出水中基準

特定有害物質 (アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ホルムアルデヒド、イソブチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、イソヘキサールアルデヒド、イソオクタール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル酪酸及びイソ酪酸を除く。)の種類の次に次の式により算出された濃度とする。

$$C_{Lm} = K \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度 (単位1リットルにつきミリグラム)

C_m 敷地境界線基準値

k 次の表の第2欄に掲げる特定有害物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量(単位1リットルにつきミリグラム)に排出される排出水の量(単位1リットルにつきミリグラム)

◆別打ち表◆ C_m 敷地境界線基準値

物質名	排出水量	K
1 揮発性有機化合物	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2 酸化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3 酸化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4 二酸化チタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	65
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルメルカプタンについては、第2項第3号で算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に際しては、算出された濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

(2) 大阪府公害防止指導要綱による指導基準

敷地境界線基準 臭気濃度10 臭気濃度15	臭気濃度10			
	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H
排出基準	Q < 30	400	600	800
	30 ≤ Q < 100	300	400	600
	100 ≤ Q < 300	200	300	400
	300 ≤ Q	150	200	300

(注) H…排出口の素高、Q…排出ガス量

(備考) 臭気濃度とは、臭気のある空気中の臭気濃度が検出されなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

1.4. 土壌汚染対策法の概要

(1) 目的

土壌汚染の調査・対策について定めること等により、土壌汚染による健康被害を防止する。
(汚染土壌からの有害物質の溶出により汚染された地下水の摂取によるリスク及び汚染土壌の直接摂取によるリスクの防止を目的とする)

(2) 対象物質 (特定有害物質)

鉛、砒素、トリクロロエチレン等、土壌に含まれることにより健康被害を生ずるおそれのある25物質。

(3) 仕組み

(1) 土壌汚染の調査

- ① 有害物質使用特定施設の使用を停止した土地
- ② 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地
 - ・ ①または②の土地所有者等は、当該土地の土壌汚染の状態について、環境大臣の指定を受けた機関(指定調査機関)に調査させて、その結果を市長に報告する。

(2) 指定区域の指定

- ・ (1)の調査結果が指定基準に適合しない場合、市長はその土地を指定区域として指定・公示する。また、台帳に記載して閲覧に供する。

(3) 指定区域の管理

- 汚染の除去等の措置
 - ・ 指定区域の土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるときは、市長は土地所有者等に汚染の除去等の措置を命令できる。

(直接摂取によるリスク防止のための措置)

- ・ 立入禁止・摘袋・盛土・土壌入れ替え・土壌汚染の除去
(汚染された地下水の摂取によるリスク防止のための措置)
 - ・ 地下水のモニタリング・不溶化・封じ込め・土壌汚染の除去
- 「汚染の除去が行われた場合、指定区域の指定は解除される」

○土地の形質変更の制限

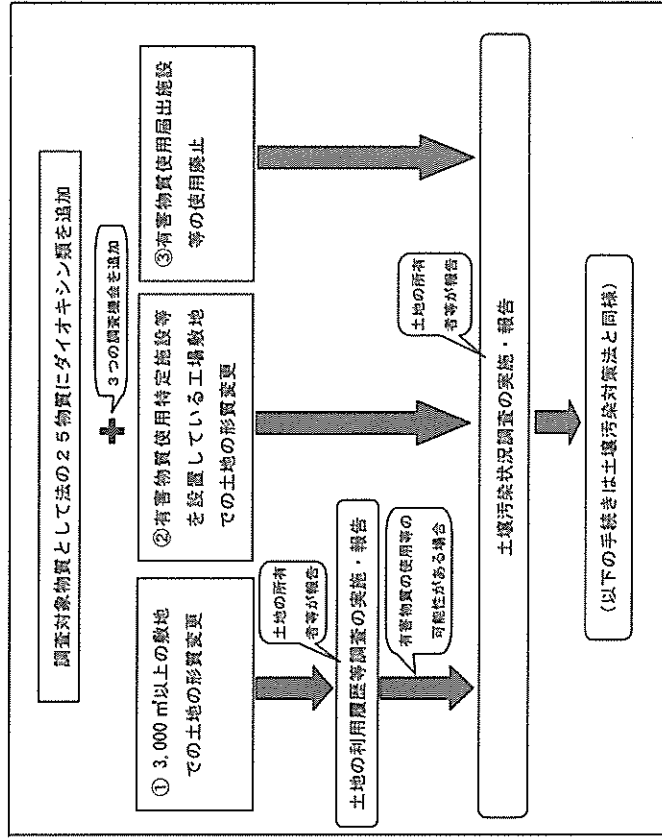
- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、計画を市長に届け出る。
- ・ 計画が適切でない場合、市長は計画変更を命令できる。

土壌汚染対策法施行状況 (平成15年度)

法	項目	件数
法第3条関係 (有害物質使用特定施設 の廃止に伴う調査)	調査実施 ただし審確認(調査猶予) 経過措置適用(調査免除)	5 28 6
法第5条関係	指定区域の指定	1

- ・ ただし審確認とは、特定施設廃止後も当該敷地を工場等に利用することにより、調査が猶予されたものの件数を示す。
- ・ 経過措置適用とは、事業所の敷地面積が300㎡以下であること等の規定を満たし、調査が免除されたものの件数を示す。
- ・ 法第4条(調査命令)、法第7条(措置命令)、法第9条(改善命令)の適用は無し。
- ・ 指定区域の件数は平成16年3月末の状況を示す。

1.5. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ (大阪府生活環境の保全等に関する条例 (土壌関係))



1.6. ダイオキシン類対策特別措置法の概要

(1) ダイオキシン類の定義

この法律において、「ダイオキシン類」とは、次にあげるものをいう。

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
- ② ポリ塩化ジベンゾノパーオキシシン (PCDD)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)

(2) 前容一日採取量 (TDI)

ダイオキシン類の耐容一日採取量 (ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量で2.3.78-四塩化ジベンゾノパーオキシシンの量として表したものを、略称：TDI) を、体重1キログラムあたり4ピコグラムと定める。

(3) 環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	・ 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 ・ 土壌にあつては、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水質	1 pg-TEQ/L 以下	
底質	150 pg-TEQ/g 以下	
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	

・ 大気の大気環境基準は、工業専用地域、軍道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

・ 水質の環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

・ 土壌の環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 汚染状況の監視

大気、水質、底質、土壌の汚染状況を常時監視し、環境省に報告。

(5) 特定施設並びに排出ガス及び排水水に関する規制 (次頁のとおり)

- ① 特定施設の設置、構造等の変更時における届出。
- ② 毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定 (排出ガス、排水水、ばいじん等)
- ③ 測定結果の報告。

(6) その他の規制等

- ① ばいじん、燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシン類の低減処理を義務付け。
- ② 廃棄物の最終処分場において、ばいじん、燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から維持管理基準を策定。
- ③ 対策地域における汚染土壌の除去等の実施。

大気に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/m³N)

特定施設の種別	新設	既設	
		H13.1.15~H14.1.30	H14.12.1以降
鉄鋼業焼結炉 (処理能力:1t/h以上)	0.1	2	1
製鋼用電気炉 (定格容量:1,000KVA以上)	0.5	20	5
亜鉛回収施設 (処理能力:0.5t/h以上)	1	40	10
アルミニウム合金製造施設 (処理能力:0.5t/h以上)	1	20	5
廃棄物焼却炉 (炉面積05㎡以上かつ焼却能力50kg/h以上)	1	4t/h以上	1
		2t/h以上	5
		4t/h未満	10

(注1) 廃棄物焼却炉については燃焼温度12%修正、焼却炉については最高温度15%修正を行う。
 (注2) 既に大気汚染防止法において新設施設の特定物質削減基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用。

水質に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/L)

特定施設の種別	新設		既設
	H13.1.15~H15.1.14	H15.1.15以降	
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			10 (注1)
アルミナ焼結の製造の用に供する施設のうち、焼ガス洗浄施設			
ジオキサジン/イソレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化液体分凝施設及び還元洗浄施設、熱風乾燥施設、ニトロ化液体分凝施設及び還元洗浄施設、ジオキサジン/イソレット洗浄施設、熱風乾燥施設		10	
鉛の回収(鉛製用酸水)に係る臭気抑制からの悪臭の回収に係る)の用に供する施設のうち、精製施設、焼ガス洗浄施設、湿式臭気抑制施設			
ニッケルカラムの製造の用に供する施設のうち、焼ガス洗浄施設			
カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分凝施設、焼ガス洗浄施設			
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、焼ガス洗浄施設			
クワトロリブ又はサルファリブの製造の用に供する揮発又は揮発性化合物による漂白施設			
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設			
7アルミ又はその合金の製造の用に供する焼結炉、溶融炉又は新設炉に係る焼ガス洗浄施設、湿式臭気抑制施設			10
廃棄物焼却炉(炉面積0.5㎡以上又は炉焼却能力50kg/h以上)に係る)の焼ガス洗浄施設、湿式臭気抑制施設、汚水を排出する際の貯留施設			
焼ガス洗浄施設、汚水を排出する際の貯留施設			
焼ガス洗浄施設、汚水を排出する際の貯留施設、PCB汚染物の分凝施設、PCB汚染物の洗浄施設又は分凝施設			
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設			
上記の施設から排出される下水を処理する下水処理場処理施設			

(注1) 平成14年9月16日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類削減特別措置法第20条第2項の規定により、平成15年8月14日まで本基準の適用を除外。
 (注2) 平成13年12月1日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類削減特別措置法第20条第2項の規定により、平成14年11月31日まで本基準の適用を除外。

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻の処分の基準

新設	既設	
	H14.11.30以前	H14.12.1以降
3	基準の適用を除外	
	3	

(注) 既設の施設において、セメント固化、薬液処理又は焼却処理を行ったものは、基準を適用しない。

表一1 (居室内における騒音の目標値)

	時 間 帯		評価方法
	昼間 (600~2200)	夜間(2200~600)	
第2号 (1)②(3)の地域	45デシベル以下	40デシベル以下	等価騒音レベル
第2号 (4)の地域	60デシベル以下		上半数の1/2平均
第2号 (5)の地域	60WECPNL以下		WECPNL

【備考】対象地域

工業地 域
第2号(1)の地域
“(2)の地域 工業地域以外の用途地域内で工業若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
“(3)の地域 幹線道路から概ね50メートル以内の地域
“(4)の地域 鉄道線路から概ね50メートル以内の地域
“(5)の地域 航空機飛行経路の周辺地域

5. 騒音・大気汚染等の発生源等への説明

第2号(1)及び(2)の地域にあって、現況調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源者に対し、建設計画の概要を説明すること。

6. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。
なお、周知方法については、事業者は事前に都市環境局と協議を行うこと。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講じる措置

7. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置

第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

なお、建設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ボイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

7. 大阪市環境審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行い、本市環境行政にとって重要な役割を担っている。

執行機関の附属機関に関する条例(抄)

制定昭28. 4. 1 条例35

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づき政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務

(委 任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則 (平6. 3. 1 条例1)

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪市環境審議会規則

制定平6. 8. 1 規則108

大阪市環境審議会規則を公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附屬機関に関する条例(昭和28年 大阪府条例第35号)第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補次の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

- 第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。
- 2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

- 第8条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、都市環境局において処理する。
- (施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1. この規則は、公布の日から施行する。
- 2. 大阪市公害対策審議会規則(昭和37年大阪市規則第26号)は、廃止する。

審議会答申(意見)の概要

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
昭40. 12. 8	大気汚染の規制基準について(答申)	(大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案) ・ 亜硫酸ガス: 日平均値0.1ppm ・ 浮遊ばいじん: 日平均値0.5mg/㎥ ・ 塵下ばいじん: 月平均値10T/㎡
44. 10. 24	ビル規制令について(答申)	【 移心街における汚染濃度低減のため、ビル規制に対する指 導方針を答申 ・ 使用燃料の硫黄分: 1.0%以下 ・ 新設の構造: 電気・ガスの使用 【 「公園に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による ・ 汚染対象地域について答申 ・ 法による救済対象地域: 西淀川区全域
44. 12. 18	健康被害の救済について(答申)	【 「公園に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による ・ 汚染対象地域について答申 ・ 法による救済対象地域: 西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について(答申)	【 46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する ・ 意見 ・ 低硫黄燃料の確保 ・ 自動車排出ガス対策の推進 ・ 被害者対策の充実 ・ 調査、研究の充実 ・ 賠償、助成の拡充 ・ 予算、要員の確保
48. 7. 23	鳥居河原に係る規制地域及び規制基準について(答申)	(意見防止法の施行(47.5.31)に伴う規制措置について答申) ・ 規制地域: 市全域 ・ 規制基準: アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	重汚染化対策の方向づけについて(答申)	【 重汚染化物の濃度低減、防止技術等の現状からみて推進す ・ べき事項に関して答申 ・ 人の健康に影響を与えない環境条件の設定 ・ 発生源の節・増設の制限 ・ 排出基準の早期設定 ・ 技術開発の推進 ・ 自動車排出ガス対策の促進 ・ 施設計画の厳格化 ・ 測定網の整備・汚染実態の把握 ・ 調査、研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について(意見)	【 48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関 する意見 ・ 上流域における対策の強化 ・ 農用排水の確保 ・ 工場排水の監視、汚濁強化 ・ 下水道整備及び下水の高次処理 ・ 浮遊じん対策の強化 ・ 府政協会の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について(意見)	(法の施行(49. 9. 1施行)に伴う地域指定に関する意見) ・ 指定地域: 葛城崎町全域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン73にもとづく主要発生汚濁対策計画について(意見)	【 48年11月策定の本市クリーンエアープラン73の実施に関 する意見 ・ クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ・ 自動車排出ガス規制の促進と交通騒音規制法の確立 ・ 中小発生汚濁対策の強化 ・ 粒子状物質対策の強化 ・ 隣接都市との連携強化

年月日	審 査 項 目	答 申 (審 査 見) の 概 要
50. 4. 21	北摂地区における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について	<p>〔廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物受入れの基本姿勢 ・受入れ基準 ・環境汚染監視体制 ・調査・観測データの蓄積 <p>〔廃棄物処理に関する本市の総合計画(案)に対する意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理の基本的考え方 ・現状把握と将来推計 ・処理対策の問題点 ・計画目標・実施計画について ・総合処理システム構築について
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について(答申)	<p>〔資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項に〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源排出量 ・リサイクル排出量 ・資源回収率 ・資源使用基準 ・資源汚染対策等特別対策 ・監視・指導体制の整備
52. 4. 19	資源化・資源回収について(答申)	<p>〔資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項に〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源排出量 ・リサイクル排出量 ・資源回収率 ・資源使用基準 ・資源汚染対策等特別対策 ・監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同 上 (意見)	<p>〔大阪市資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項に〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料中の有害物質 ・新・増設施設に対する措置 ・対策工場の措置 ・周地汚染の解消 ・排煙設備整備の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について(答申)	<p>〔追加3物質の規制措置について(答申)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制地域：市全域 ・規制基準：二酸化メチル等3物質について設定
54. 1. 29	資源化・資源回収について(報告)	<p>〔資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項に〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項 ・資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項
58. 6. 14	資源化・資源回収の取組について(答申)	<p>〔資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項に〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項 ・資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項
平成 7. 31	資源化・資源回収の取組について(答申)	<p>〔資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項に〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項 ・資源化・資源回収の取組を確保するために必要な事項

年月日	審 査 項 目	答 申 (審 査 見) の 概 要
3. 2. 8	追加4物質に係る規制地域及び規制基準について(答申)	<p>〔追加4物質の規制措置について(答申)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制地域：市全域 ・規制基準：プロピオンアルデヒド等4物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方について(答申)	<p>〔大阪環境影響評価制度(EOC21)に基づき、大阪府における環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方について(答申)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメント制度の基本的な考え方について ・制度の必要性 ・制度の形式 ・対象事業等 ・住民参加 ・手続等について ・手続のしくみ ・手続の原状 ・今後の課題 ・計画アセスメント ・総合アセスメント ・情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について(答申)	<p>〔環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定にかかわる基本方針について(答申)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府をとりまく環境の現状 ・環境政策の課題 ・環境政策の基本理念 ・環境政策の基本方針 <p>〔追加10物質の規制措置について(答申)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制地域：市全域 ・規制基準：プロピオンアルデヒド等10物質について設定
8. 7. 25	大阪市環境基本計画に見て	<p>〔大阪市環境基本計画に基づき策定する大阪市環境基本計画について(意見)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の権利と義務の明記 ・計画問題の明記と内容の見直し ・計画内容の精選 ・事業計画等の積極的推進
9. 12. 25	環境影響評価に関する新たな制度のあり方について(答申)	<p>〔国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪府における環境影響評価について(答申)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的考え方 ・制度の目的・形式 ・早期影響からの環境影響評価 ・環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ・他制度との調整 ・今後の課題など
13. 8. 31	今後の自動車排出ガス対策のあり方について(答申)	<p>〔大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪府自動車排出ガス削減計画策定のため、対策のあり方について(答申)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府における自動車排出ガス削減の取組 ・自動車排出ガス削減の取組と現状、評価と見直し ・今後の自動車排出ガス削減の取組の方向性 ・具体的な実施方針 ・自動車排出ガス削減の推進のため
14. 10. 31	第II期大阪府環境基本計画に対する意見について(意見)	<p>〔大阪府環境基本条例に基づき、見直し策定した第II期大阪府環境基本計画(案)についての意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種計画の統合 ・計画内容の精選 ・特殊な日本の気候環境に合ったライフスタイル ・POCAモデルによる運営管理・環境と教育 ・「安全」と「快適」の位置付け
15. 2. 4	第II期大阪府環境基本計画に対する意見について(意見)	<p>〔大阪府環境基本条例に基づき、見直し策定した第II期大阪府環境基本計画(案)についての意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画内容の精選 ・「安全」と「快適」の位置付け ・計画内容の精選 ・審議会のこれからのあり方(運営)

8. 大阪市環境保全推進本部

大阪市環境保全推進本部設置規程

- 制定平 5. 4. 1 建 2
- 改正平 9. 5. 23 建 12
- 改正平 10. 4. 1 建 4
- 改正平 11. 7. 6 建 15
- 改正平 11. 12. 3 建 17
- 改正平 13. 4. 1 建 12
- 改正平 14. 4. 1 建 9

大阪市環境保全推進本部設置規程を次のように制定する。

(設 置)

第1条 環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組 織)

- 第2条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部長で組織する。
- 2. 本部長は、市長をもって充てる。
- 3. 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。
- 4. 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役及び収入役をもって充てる。
- 5. 本部長は、大阪府事務分掌条例（以下「条例」という。）第1条に掲げる局長及び室の長、収入役室長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査・人事制度事務総局長、市会事務局長、中央卸売市場長、並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

- 第3条 本部長は、本部の事務を総理する。
- 2. 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3. 副本部長は、本部長を補佐する。

(会 議)

- 第4条 本部の会議は、本部長が臨時関係本部長を招集して行う。
- 2. 本部長が必要と認めるときは、本部長以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹 事)

- 第5条 本部に幹事を置く。
- 2. 幹事は、本市民員のうちから市長が命ずる。
- 3. 幹事は、本部の所掌事務について本部長を補佐する。
- 4. 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

- 第6条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。
- 2. 部会に属すべき本部長及び幹事は、本部長が指名する。
- 3. 部会に部会長を置き、本市民員のうちから本部長が指名する。
- 4. 部会長は、部会の事務を掌理する。

(環境管理のための組織の設置)

第7条 本市の庁舎内における環境マネジメントシステムを確立するとともに、これを円滑に実施し、改善していくため、本部に環境管理総括者、環境管理責任者その他必要な組織を置く。

- 2. 前項の組織の構成、運営その他必要事項については、本部長が定める。

(環境保全実行委員会の設置)

第8条 本部と連携し、庁内環境保全行動計画を円滑かつ効果的に推進するため、条例第1条に掲げる局及び室、収入役室、消防局、交通局、水道局、市立大学事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務総括局、市会事務局、中央卸売市場並びに区役所に環境保全実行委員会を置く。

- 2. 環境保全実行委員会の組織、運営その他必要事項については、本部長が定める。

(原 務)

第9条 本部の原務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1. この規程は、令違の日から施行する。
- 2. 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

9. 大阪市環境関係課・所

局 課 所 名	環 境 に 関 する 事 務
市民局 消費者センター	<ul style="list-style-type: none"> 消費者啓発事業（生活情報誌の発行等） 消費者教育事業（講座による教育・啓発） 消費者権利保護事業（ラジオ番組の放送、消費生活課の開催、常設展示場による啓発等）
経済局 都市建設センター 企業支援課 都市産業課 工業研究所	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 ISO認証取得支援事業 環境ビジネスの振興 新規化学物質の分解度試験の実施
計画調整局 都市計画課 交通空港政策課 都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画に係る環境アセスメントの手続き及び関連する情報の収集・整理等に関する事 駐車対策、ノーマイカーナーの推進等 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）に関する事 都市景観に関する事 建築物に付随する緑化施設設置に関する事 建築物緑化に関する事
都市環境局 地球環境課	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全対策の企画及び連絡調整に関する事 環境基本計画に関する事 地球温暖化対策に係る規制指導に関する事 環境影響評価に関する事 環境保全に関する技術の普及、指導及び調査研究に関する事 環境保全推進本部に関する事 環境の保全に係る助成に関する事
環境情報課	<ul style="list-style-type: none"> 環境情報の収集整備及び提供に関する事 環境調査に係る総合的企画、調査及び指導に関する事 環境汚染に係る監視、測定その他の調査及び資料の整理に関する事 環境学習に係る企画及び連絡調整に関する事 環境保全に係る啓発及び市民等の活動の促進に関する事 環境保全関係団体の育成に関する事 地盤沈下の防止に関する事
大気騒音課	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染、騒音、振動、悪臭及びダイオキシン類に係る発生源等の規制指導に関する事 大気環境保全対策に係る企画及び調査研究に関する事 有害化学物質対策に係る企画及び調査研究に関する事 他の課の所管に属しない公害の規制に関する事
交通環境課 土壌水質課 工 務 課	<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害対策に関する事 鉄道及び航空機に係る騒音及び振動対策に関する事 土壌汚染、地下水汚染及び時命による工場排水等に係る規制指導に関する事 土壌汚染及び地下水汚染対策に係る企画及び調査研究に関する事 下水道施設への排污水の水質の調査及び測定に関する事 下水道工事の施行に係る連絡調整に関する事 下水道建設事業の計画に関する事

局 課 所 名	環 境 に 関 する 事 務
水質調査課 管理事務所（東部・西部・南部・北部）設備課	<ul style="list-style-type: none"> 下水の水質管理の総括に関する事 下水道事業に係る調査及び技術研究に関する事 水質調査所に関する事 工場排水等に係る規制指導及び除去施設の設置指導に関する事 下水の水質の管理に関する事
健康福祉局 大阪市保健所 保健総務課	<ul style="list-style-type: none"> 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく審査、認定及び医療費等の支給に関する事 公害に係る健康被害に関する事 公害健康福祉事業に関する事 環境保健事業に関する事
区役所 保健福祉センター（24区）	<ul style="list-style-type: none"> 公害健康被害の補償等に関する法律に関する事 環境保全関係法令等に基づく届出の受付に関する事 環境保全に関する事 環境保全関係団体の指導育成に関する事
環境事業局 企画課 業務課 規制指導課	<ul style="list-style-type: none"> 同業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関する事 一般廃棄物処理計画に関する事 廃棄物減量等推進審議会に関する事 同業務に関する統計及び資料の収集整備に関する事 一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関する事 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関する事 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る啓発及び市民生活の促進に関する事 適正処理困難物に関する事 道路等の清掃計画及び作業の指導監督に関する事 特定の河川（水面に限る。）の清浄に関する事 一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督に関する事 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事 廃棄物再生利用業の指定及び廃棄物再生利用業者の指導監督に関する事 指命による一般廃棄物の排出の指導に関する事 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関する事 産業廃棄物の中間処理及び最終処分事業に関する事 産業廃棄物処理施設に関する事
管理課 建設課 環境事業センター	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物等の焼却及び最終処分並びに埋立処分の計画に関する事 埋立処分地の造成及び管理運営に関する事 廃棄物処理の技術開発に関する事 一般廃棄物等の処理、減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関する事 一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関する事 一般廃棄物処理業の許可申請書の受理に関する事 一般廃棄物等の収集及び運搬の作業に関する事 特定の道路及び権限の清掃作業に関する事 公衆用ごみ箱の維持管理に関する事 一般廃棄物処理業者の作業監督に関する事 一般廃棄物等の不法投棄の監視及び処理に関する事

局 課 所 名	環 境 に 関 する 事 務
工 場 北地事務所	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の焼却及び焼却処理並びにその手数料の徴収に関すること 焼却灰の処分に関すること 汚染設備及び蒸気設備の管理に関すること 工場搬入許可証の交付に関すること 北地及び分地の管理運営に関すること 北地及び分地における一般廃棄物等の埋立処分に関すること
建設局	<ul style="list-style-type: none"> 道路工事業とこれに関連する他の工事との連絡調整、道路掘削工事の指導及び連絡調整 都市計画道路の調査、計画に関すること 都市計画道路の用地取得、街路及び電線類地中化の設計に関すること 都市計画道路のうち、橋梁及び道路の立体交差の設計、並びに道路と飲水の立体交差に関すること 道路の新設、改良、道路の緑化、道路農道、電線類の地中化 道路及び付属施設の維持補修 交通安全施設の企画、設計、自転車道、自転車駐留場の企画、設計 橋梁の設計、維持管理 河川の改修、水質浄化、環境整備
ゆとりとみどり環境局	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の建設に係る調査及び企画に関すること 緑化事業の調査及び企画に関すること 花と緑のまろづくりの推進に関すること 樹木及び花卉の増設計画及び維持管理に関すること 都市緑化の技術的指導及び緑化相談に関すること 公園、緑地の建設工事の設計及び施行に関すること
港湾局	<ul style="list-style-type: none"> 緑地整備事業の基本計画に関すること 緑地整備工事の実施計画に関すること 緑地の調査研究に関すること 港湾区域内の環境監視に関すること 港湾区域内の環境対策事業に関すること 港湾区域内の公害防止計画及び公害関係行政機関との連絡調整に関すること 埋設物の緑地の管理に関すること 埋設物の緑地調査等の維持補修に関すること
水道局	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業の計画施行 水質安全に関すること 上水道汚泥の有効利用に関する調査研究 太陽光発電設備の導入 浄水場の沈殿汚泥の処理、処分

局 課 所 名	環 境 に 関 する 事 務
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 学校の緑化 中央公会堂の保養・活用 文化財の保護に関すること 環境教育に関する研究、研修の推進 地域における自然体験活動及び環境教育、普及 環境保全、自然保護、公害問題等に関する学習会の開催
環境課	<ul style="list-style-type: none"> 壁上げ化等建築物の許可に関すること 建築物総合環境評価制度に関すること 建設リサイクル法に関すること 環境に配慮した市営建築物の建設計画に関すること 市営建築物における建設副産物のリサイクルに関すること 市営建築物の建築診断による長寿命化等の推進 市営建築物の設備に係るエネルギー使用の合理化に関すること
住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 建築企画課 監理課 企画設計課 技術管理課

10. 環境関係協議会等一覧表

番号	名称 (設立年月日) 大府市環境協議会 (平6. 8. 1)	事務局団体 及び会長名等 (事務局) 大府市都市環境局 環境部地球環境課	加盟都市 及び団体名 委員30名	目的及び事業
1	大府市環境保全推進委員会 (昭44. 11. 14)	加盟都市特回り 札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 大府市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	環境行政の課題について相互の交渉と相互の連絡を行い、環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。 大気、水質、騒音振動、環境管理計画、環境影響評価について、担当委員会を置いていく。	
2	大府市環境行政推進協議会 (昭42. 1. 10)	大府市・大府市相互に担当	大府市 大府市	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一効果的な環境行政の推進を図る。
3	大府市都市環境行政推進協議会 (昭46. 10. 1)	大府市・堺市相互に担当	大府市 堺市	大府市、堺市相互の緊密な連絡協議により、隣接都市としての効果的な環境行政の推進を図る。
4	大府市都市環境保全推進委員会 (昭52. 4. 1)	(事務局) 大府市都市環境局 環境部環境情報課 (会長) 旭区都市環境協議会 会長 田中 隆	府内33市	大府市下各市の環境行政に對する連絡を密にし、その円滑な運営を図り、環境行政全般の改善推進に資することを目的とする。
5	大府市環境保全推進協議会 (昭33. 11. 16)	(事務局) 環境部環境情報課 (会長) 大府市環境協議会 会長 田中 隆	北区都市環境研究会 委員4 25団体	各区の環境保全による自主的組織として、環境保全関係情報交換の研究、啓蒙等の自主実施活動を行う際、自治体の環境行政に協力し、快意な都市環境を創出することを目的とする。
6	大府市環境行政推進協議会 (昭38. 10. 1)	加盟都市特回り 事務局 大府市 名古屋市長 北九州市	都道府県市など 153自治体	大府市を軸とした技術交流及び技術上の問題の検討。
7	近畿大府市環境協議会 (昭50. 9. 9)	(事務局) 加盟都市特回り	大府市・京都府 兵庫県・和歌山県 奈良県・滋賀県 大阪府・高松市 徳島県・堺市 福岡市・佐賀市 四宮市・和歌山県 大府市・高松市 明石市・奈良市 豊中市・吹田市 高松市・吹田市 八尾市・加古川市 東大府市	(目的) 大府市に於ける汚染の広域性に鑑み、近畿圏内府県、市町村における効果的かつ低廉の高度処理施設を行うため、環境保全に必要最低限の一時的な交換、情報の連絡、監視技術及び知識の向上に資するため協議研究を行う。
8				

番号	名称 (設立年月日) 大府市環境協議会 (昭43. 5. 27) <th>事務局団体 及び会長名等 (事務局) 大府市環境局 環境部環境情報課 (議長) 大府市知事 局長 野江 隆一 大府市長 関 一 <th>加盟都市 及び団体名 大府市 近畿圏府県 大阪府警察本部 大阪府警察本部 近畿地方整備局 大府市工業課所 大府市工業課所 大府市市長会 大府市自治用自動車連合会 など31団体 <th>目的及び事業</th> </th></th>	事務局団体 及び会長名等 (事務局) 大府市環境局 環境部環境情報課 (議長) 大府市知事 局長 野江 隆一 大府市長 関 一 <th>加盟都市 及び団体名 大府市 近畿圏府県 大阪府警察本部 大阪府警察本部 近畿地方整備局 大府市工業課所 大府市工業課所 大府市市長会 大府市自治用自動車連合会 など31団体 <th>目的及び事業</th> </th>	加盟都市 及び団体名 大府市 近畿圏府県 大阪府警察本部 大阪府警察本部 近畿地方整備局 大府市工業課所 大府市工業課所 大府市市長会 大府市自治用自動車連合会 など31団体 <th>目的及び事業</th>	目的及び事業
9	大府市環境保全推進委員会 (昭43. 5. 27)			自動車公害防止に関する対策を積極的推進すること、次に、次のことを行う。 1 推進すべき自動車公害対策とその推進方法 2 自動車公害防止に關する情報の交換 3 その他自動車公害防止対策について特に必要と認めらるる事項
10	大府市環境協議会 (昭50. 2. 1)	(事務局) 加盟都市特回り	東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大府市 神戸市	自動車公害に係る対策推進並びに自動車公害被害技術、低公害自動車の開発等に關する調査研究及び情報の交換を行う。
11	大府市環境協議会 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県環境生活部 環境局 (議長) 兵庫県知事 井戸 敏三	京都市 大府市 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高松市 大府市 京都市、大府市、神戸市、広島市、北九州市、和歌山県、徳島県、岡山県、大府市、高松市、奈良市、豊後市、大府市、	(目的) 瀬戸内海環境保全推進の推進に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを創出すること。 (事業) 1 瀬戸内海環境保全推進の推進の徹底 2 瀬戸内海の環境保全及び快適な生活環境創出のための基本施策の推進 3 国に對する建議及び要望 4 その他この会議の目的を達成するための必要な事業
12	大府市環境協議会 (昭51. 12. 22)	(事務局) 兵庫県知事 井戸 敏三	京都市 大府市 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高松市 大府市、京都府、大府市、神戸市、広島市、北九州市、和歌山県、徳島県、岡山県、大府市、高松市、奈良市、豊後市、大府市、	(目的) 瀬戸内海の環境保全に関する広域的な相互協力の高揚及び調査研究、並びに閉鎖性海域の環境保全に關する国協同歩調の人的協力と協力、その他事業を行うことにより、比較的に閉鎖性である瀬戸内海の環境保全に關する調査研究の推進に資すること。 (事業) 1 瀬戸内海の環境保全に關する広域的な相互協力の高揚 2 瀬戸内海の環境保全に關する調査研究 3 瀬戸内海の環境保全活動に關する推進助成 4 瀬戸内海の環境保全に關する情報の収集及び提供 5 閉鎖性海域の環境保全に關する国際的な活動への参加と協力 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名簿	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
20	大阪国際空港建設 促進協議会 (昭39. 10. 16)	(事務局) 伊丹市 (会 長) 伊丹市長	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 三好市 足利市 西宮市 真面目 大塚市 戸島市	(目 的) 大阪国際空港における航空線経営防止対策、環境 整備の促進を図ること。 1 騒音の軽減及び資料の収集 2 騒音防止対策の立案及びその対策に関する法 制化の促進 3 空港と地域が共存する環境整備の促進 4 その他必要な事項
21	全国民間空港関係 市町村協議会 (昭42. 2. 23)	(事務局) 伊丹市 (会 長) 伊丹市長	全国の民間空港に 関係する100市町村 が加盟	加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を 総合的に調査研究し、これを解決するための対策 を推進する。
22	大阪国際空港建設 対策委員会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (会 長) 大阪国際空港長	大阪府 大塚市 豊中市 池田市 真面目 吹田市 兵庫県 伊丹市 川西市 尼崎市 西宮市 宝塚市 芦屋市 大阪航空局 大阪空港事務所 (財) 空港環境整備協議会 民間航空会社	大阪国際空港建設における航空線による騒音被害 に関し、その実態を調査し、資料収集を行い、こ れに基づき騒音防止に必要な措置について協議す る。
23	大阪国際空港関係 促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大阪航空局 島田順昭センター (会 長) 大阪航空局次長	国土交通省航空局 伊丹市 大阪航空局 大阪空港事務所 空港局迎撃機務 (財) 空港環境整備協議会 大阪府 伊丹市	大阪国際空港に関する公害等調整委員会より提示 された騒音対策及び個別事項の具体化を促進する。
24	関西国際空港の飛 行機騒音問題に係る 協議会 (平10. 9. 10)	(事務局) 大阪府	大阪航空局 大阪府 新市 岸和田市 泉大津市 自彥市 泉佐野市 高石市 和泉市 泉南市 阪南市 志保町 熊取町 田尻町 嵯峨町 関西国際空港局	関西国際空港の飛行機騒音問題の課題について、協 議調整することを目的とする。
25	全国公害自動車 公害問題協議会 (昭47. 5. 31)	大阪府民権所 保健婦長課	千葉県 東京都(千代田区 ほか19区) 横浜市	(事 業) 1 国に対する公害問題の検討と調整 2 国策予備案に対する運動 3 各都市との情報交換

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名簿	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
25			川崎市 葛工市 名古屋市 東海市 四日市市 橋 本 市(三重県) 大塚市 吹田市 豊中市 堺市 堺大塚市 守口市 八尾市 尼崎市 豊中市 五野市 堺市 北九州市 大塚市	4 その他
26	近畿圏自治体 環境協議会 (昭61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境緑林水 産部環境管理課	兵庫県 京都府 和歌山県 奈良県 大阪府 滋賀県 京都府 神戸市 滋賀県 和歌山県 奈良県 大阪府 堺市 豊中市 吹田市 神戸市 兵庫県 西宮市 西宮市 茨木市 和歌山県 和歌山市	環境問題に関する意見交換、情報交換を行い、近 畿地域の自治体間及び自治体指定都市における環境行 政の政策的な推進に資することを目的とする。
27	近畿圏自治体 環境協議会 (昭59. 11. 9)	加盟市町村回り	滋賀県 京都府 大阪府 堺市 豊中市 吹田市 神戸市 兵庫県 西宮市 西宮市 茨木市 和歌山県 和歌山市	広域的視野にわたって相互協力を図り、近畿圏に おける近畿圏自治体行政の業務の円滑な遂行に努め ることを目的とする。
28	全国公害自動車 公害問題協議会 (昭63. 6. 30)	名古屋市	84市町村が加盟 賛助会員として、 35都道府県が加盟	市町村(特別区含む)が快通協議会(昭58)にお いてやらずに先に立ちだしたアメニティづくり(昭58)に 取り組むとともに、相互に連携を求め、早知とし た個性豊かな快通協議会(昭58)の全国的推進とアメ ニティ意識の高揚を図ることを目的とする。
29	大阪府公害自動車 公害問題協議会 (昭63. 8. 8)	(事務局) 大阪府交通問題調 査室 (代表理事) 大阪府助産 大阪府助産	大阪府 大阪府 関西電力 ダイハツ工業 日本電池 大阪ガス 大阪府交通問題調 査室	自動車公害問題の解決を図るため、電気自動車・ 天然ガス自動車など公害対策の導入やインフラ整 備の推進などを目的とした事業を行う。

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和42年	1月	○大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される ○大阪府公害行政連絡協議会設立 ○大阪府公害行政連絡協議会基本構想 ○大阪府公害行政連絡協議会基本構想(マスタープラン)発表	・下水道整備緊急措置法制定 ・阿野野川汚染水銀中毒事件訴訟提起 ・厚生省に公害部設置 ・公害対策基本法制定 ・船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定 ・公共用飛行場周辺における航空機騒音による騒音の防止等に関する法律制定 ・四日市ぜんそく事件訴訟提起 ・イタイイタイ病患者訴訟提起 ・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定 ・都市計画法制定 ・水質による環境汚染防止法制定 ・公害対策基本法制定 ・カネミチ工業(厚生省) ・自動車排出ガス規制の開始 ・(ガソリン車のCO規制)
	2月	○大阪府公害行政連絡協議会設立	
	4月	○大阪府公害行政連絡協議会設立	
	5月	○大阪府公害行政連絡協議会設立	
	4月	○大気汚染管理センター設置 ○大阪自動車排出ガス対策推進協議会設立 ○大阪公害防止法制定 ○大阪公害防止法制定	
	7月	○大阪公害防止法制定	
	8月	○大阪公害防止法制定	
	11月	○市独自によるモック情報の共有開始	
	4月	○神崎川水質汚濁対策協議会設立 ○衛生局衛生課から公害指導課が独立 ○此花区内主要6社から公害防止計画書を提出 ○「17ル」規制について」大阪市公害対策協議会から善申	
	12月	○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される	
44年	4月	○公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策協議会から善申	
	8月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	10月	○「17ル」規制の規制について」大阪市公害対策協議会から善申	
	12月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	1月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	2月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	4月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	6月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	10月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	12月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
45年	1月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	2月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	4月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	6月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	7月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	8月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	12月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	1月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	2月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
	4月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和46年	4月	○バス専用、優先レーン対策の実施	
	6月	○総合計画局公害対策部と衛生局を合併し環境保健局を新設(管理課、保健課、環境課の3部制) ○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡協議会設立 ○公害被害の権限が全面的に市へ委譲される ○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設 ○大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン'71)策定 ○大阪市・府公害行政連絡協議会設立 ○木津川周辺特別対策協議会設置	・悪臭防止法制定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・イタイイタイ病第1次訴訟判決(富山地裁) ・神戸内海環境保全知事市長会議設立 ・環南行発足 ・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生 ・中央公害対策協議会発足 ・新清水汚染事件新訴訟判決 ・大阪府大気汚染緊急時対策要綱制定 ・阪神広域大気汚染緊急時対策要綱制定 ・環境化学物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策要綱制定(大阪府) ・BHC全面使用禁止 ・(農薬取締法の一部改正による) ・水質汚濁に係る環境基準の告示
	12月	○「クリーンエアプラン」の実施について」大阪市公害対策協議会から善申	
	1月	○PCBに係るアンケート等の調査実施	
	4月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し大阪府公害対策協議会に対し、再度要請	
	6月	○大阪湾に際し、銻油処理施設建設	
	7月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し、緊急対策法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に要請	
	8月	○此花区特別対策に着手	
	9月	○市公用車に排出ガス防止装置取付け	
	12月	○此花区公害特別対策協議会設置	
48年	1月	○大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生量の常時監視を開始	
	3月	○水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)策定	
	4月	○地区別対策を中止し、環境部に公害対策課を設置、規制部門を一元化する	
	6月	○大阪市公害被害者の救済に関する特別措置法制定(西淀川区におけるたばこ救済措置の実施)	
	7月	○「室業酸化物汚染」に関する大阪市の対策の方向づけについて」大阪市公害対策協議会から善申	
	8月	○公害防止法の施行に伴う堺市地域及び規制基準について」大阪市公害対策協議会から善申	
	10月	○「クリーンウォータープラン」の実施について」大阪市公害対策協議会から善申	
	8月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し、緊急対策法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に要請	
	11月	○北摂地区の一部使用開始	
	12月	○クリーンエアプラン'73(大気汚染防止基本計画)策定	

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和49年	1月		・自動車排出ガスの量の許容限度設定 ・大阪国際空港公害訴訟判決（大阪地裁） ・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚染防止法の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）制定 ・名古屋新幹線公害訴訟発覚 ・国立公害研究所発足 ・大阪国際空港周辺整備機構設立 ・自動車排出ガスの量の許容限度設定（軽油車のディーゼル黒煙等） ・国土利用計画法制定 ・大気汚染防止法の一部改正 （硫酸酸化物の総量規制導入）
	2月		・公害健康被害補償法施行 ・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会から答申
	3月		・硫酸酸化物に係る総量規制地域指定（大阪市・堺市ほか）
	4月	○大阪市河川浄化対策本部設置 ○分区分が実施され、26区となる。 ○河川浄化の一環として水門操作実験開始	
	5月	○大阪府公害被害者の救済に関する規則の廃止	
	6月	○大阪府河川浄化対策本部設置	
	7月		
	8月		
	9月	○共同利月施設完成（北中島、三國、東三国、西三国） ○「クレーンエアープラン」73に基づく主要発生源選定 ○「公害健康被害補償法」に基づく地域指定見直しについて」大阪市公害対策審議会から意見	
	11月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（12区） ○環境科学研究所（衛生研究所を改称）環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始	
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（12区） ○環境科学研究所（衛生研究所を改称）環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始	
	50年	1月	○公害健康被害補償法に基づき、府公害委員会に対し交通規制を要請 （国道43号線西淀川区出来島） ○「クレーンエアープラン」79に基づく主要発生源選定 ○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養施設 ○「北港処分地」における廃棄物の埋立処分に関する環境汚染防止対策について」大阪府公害対策審議会から意見 ○排水規制権限が下水通商に移管 ○六面クロム化合物含有量が高い染織調査実施
2月			・PCBを水質指標基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガスの量の許容限度設定 ・千葉川鉄公害訴訟提起 ・7大都市市長懇談会において、自動車排出ガスの対策に関する声明の発表 ・新幹線騒音騒音に係る環境基準告示 ・六面クロム化合物問題全国的に広がる設置 ・7大都市自動車排出ガス規制問題調査団設置 ・自動車騒音の大音量の許容限度（許容限度を1〜3ホン引下げる）の告示 ・水質環境基準の類型指定追加（第2種藍川、平野川） ・大阪府公害調査団発足 ・大阪国際空港公害訴訟控訴審判決（大阪高裁） ・「環境影響評価制度のあり方」について」中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表 ・堺市内海環境保全臨時措置法の一部改正（有効期限2年延長） ・振興法公布 ・国道43号線公害訴訟提起 ・悪臭防止法の一部改正 （廃棄物質に3物質追加） ・六面クロム化合物含有量が高い環境汚染調査結果発表 ・環境庁、振興法に初の規制基準を決定 ・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガスの量の許容限度を改正する告示
3月		○「大阪府公害被害者救済法」制定 ○大阪府公害被害者救済法制定委員会設置 ○大阪府公害被害者救済法制定委員会設置	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和51年	3月	○「大気汚染基準達成手続ならびに環境管理のあり方」について（硫酸酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会から答申 ○「大気汚染防止法」に基づく硫酸酸化物の規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申 ○クレーンエアープラン完成（有蓋産廃処理場） ○大阪府公害被害者救済法制定 ○大阪府公害被害者救済法制定委員会設置 ○大阪府公害被害者救済法制定委員会設置	・新幹線騒音に係る地域指定告示（大阪府） ・社瀬戸内海環境保全協会設立 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係法令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、処理基準の設置、罰則の強化等）
	4月		
	5月		
	6月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	3月		
	4月		
52年	1月		
	3月		
	4月		
	5月		
	6月		
	10月		
	1月		
	3月		
	4月		
	6月		
	7月		
	10月		
53年	1月		
	3月		
	4月		
	6月		
	7月		
	10月		
	11月		
	1月		
	2月		
	3月		
	4月		
	54年	1月	
2月			
4月			
1月			
2月			
4月			
1月			
2月			
3月			
4月			
12月			

年	月	大阪市	大阪府、豊、その他	
昭和60年	1月	○「騒音規制評価技術検討会」を設置し、官能試験法の導入についての検討を開始する	・環境庁「名水百選」発表	
	4月	○ニュークリアーニアプランに基づく「大阪市産業廃棄物対策増進要領」策定	・環境庁「産業廃棄物対策検討会」設置	
	6月		・堺屋平野、筑後、佐賀平野地盤沈下防止等対策協議の策定	
	8月		・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（小型ボイラーを規制対象に追加）	
	9月		・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決（福岡高裁）	
	10月		・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示	
	12月	○大阪府公害対策協議会大気部会に「硝子吹物筒小委員会」を設置	・神戸内海環境保全協議会「神戸内海の公害防止対策」公表	
	61年	2月	○公道運輸環境調査検討会が報告書をとりまとめる	・環境庁「大都市地域における産業廃棄物対策の中期展望」公表
		4月	○「大阪市騒音防止指導要領」制定・施行	・大阪府「焼及ひその化合物に係る削減指
			○騒音規制法及び振動規制法施行令等の改正に基づく規制地域の指定等の告示	・神戸内海関係13府県知事「焼及ひその化合物に係る削減指等方針」策定
			・阿木基地公害訴訟控訴審判決（東京高裁）	
62年	7月		・名古屋新幹線公害訴訟和解成立	
	10月		・中央公害対策協議会「公害健康被害補償法第1種地域のあり方について」告示	
	12月		・環境庁「環境保全長期構想」公表	
	1月		・中央公害対策協議会「社会経済条件及び公害の懸念の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見書	
	3月		・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁）	
	5月		・大阪府「化学的酸素要求量に係る浄化計画」策定	
	9月		・「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」公布（63年3月1日施行）	
	10月		・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（カスターヒン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加）	
	3月	○「環境データ処理システム」導入	・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施	
	8月	○産業廃棄物実態調査の実施	・大阪府「神戸内海の環境の底底に関する大阪府計画」策定	
63年	12月		・内閣府「公害健康被害補償法」施行令の制定	
	3月		・環境庁環境教育懇談会報告を公表	
	4月	○環境調査機構改組により堺市の統合、移管、名称変更ならびに新設を行う（環境管理課、計画調整課、環境保全課、自動車公害対策課、環境汚染監視センター）	・公設法第1種指定地域の指定解除	
	5月		・環境庁「産業廃棄物処理のための大都市自動車交通対策計画」発表	
	6月		・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布（63年5月20日施行）	
	8月		・地球規模の環境問題に関する懇談会報告公表	
			・環境庁、地球規模保全対策を推進するための「地球規模保全企画推進本部」を設ける	
			・中央公害対策協議会「水質汚染防止法の規制対象事業場の追加等について」告示	
			・「水質汚染防止法施行令及び神戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布（規制対象事業場として、共同調理場、飲食店等を追加：10月1日施行）	
				・大阪府「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（特定粉じんとして石綿を指定する等、法律改正に伴う改正：平成元年12月27日施行）

年	月	大阪市	大阪府、豊、その他
昭和63年	11月	○「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）	・環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示
	12月	○「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）	・千葉川公害訴訟第一審判決
	1月		・環境庁「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）
	2月		・環境庁「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）
	3月		・環境庁「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）
	4月		・環境庁「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）
	6月		・環境庁「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）
	7月		・環境庁「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）
	8月		・環境庁「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）
	11月		・環境庁「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）
12月		・環境庁「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（11月～1月）	

年	月	大阪府、国、その他	大阪府、国、その他	月
平成10年	5月	環境庁「外因性内分泌擾乱化学物質問題への環境庁の対応方針について」環境ホルモンの削減計画SPEED98-1」策定	環境庁「外因性内分泌擾乱化学物質問題への環境庁の対応方針について」環境ホルモンの削減計画SPEED98-1」策定	5月
	6月	○自然林観察観察園オープン	環境庁「水環境保全に向けた取り組みのための要綱項目」に300物質選定 ・「地球温暖化対策推進大綱」策定 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正公布 ・環境庁「ダイオキシン類緊急全一斉調査（大気、河川水、地下水、土壌、廃棄物、水生生物等）」開始 ・西淀川公害訴訟和解に合意（原告・国・大阪府・大阪府環境影響評価委員会） ・カソリン・LPG自動車の排ガス規制強化（平成12年～14年稼働）について ・環境庁「騒音に係る環境基準」の改正（平成11年4月1日施行）	6月
	7月	○リサイクルプラザ塩草開設	環境庁「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の改正 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」が告示（頑溶性重金属及び揮発性重金属、ふっ素、ほう素が健康項目に追加）	7月
	8月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定	環境庁「騒音防止法施行規則」の一部改正（排出口における騒音指標規制基準の算定方法の改正：平成11年9月13日施行） ・ダイオキシン対策関係関係会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を提示	8月
	9月	○「大阪市都市景観条例」施行	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	9月
	10月	○「大阪市ダイオキシン類対策推進指針」策定	環境庁「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の改正 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」が告示（頑溶性重金属及び揮発性重金属、ふっ素、ほう素が健康項目に追加）	10月
	11年		環境庁「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の改正 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」が告示（頑溶性重金属及び揮発性重金属、ふっ素、ほう素が健康項目に追加）	11年
	3月	○「大阪府地域新エネルギービジョン」策定	環境庁「騒音防止法施行規則」の一部改正（排出口における騒音指標規制基準の算定方法の改正：平成11年9月13日施行） ・ダイオキシン対策関係関係会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を提示	3月
	5月	○「大阪市水環境計画」策定	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	5月
	6月	○「大阪府環境影響評価条例」施行 ○「大阪府の総合ごみ対策を中心としたごみの減量化のあり方について」答申 ○「大阪府廃棄物処理施設設置等検討委員会」設置	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	6月
7月		環境庁「騒音防止法施行規則」の一部改正（排出口における騒音指標規制基準の算定方法の改正：平成11年9月13日施行） ・ダイオキシン対策関係関係会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を提示	7月	
10月	○ニューアース99（地球環境技術開発）・公害車フェアinおたるが同時開催 ○「大阪府土壌汚染対策専門委員会」設置 ○「大阪府ごみ処理施設等整備計画（ISO14001）の認証登録 ○「大阪府環境形成基本計画」策定 ○「大阪府環境監視システム」を更新	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	10月	
11月		環境庁「騒音防止法施行規則」の一部改正（排出口における騒音指標規制基準の算定方法の改正：平成11年9月13日施行） ・ダイオキシン対策関係関係会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を提示	11月	
12月		環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	12月	
12年		環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	12年	

年	月	大阪府、国、その他	大阪府、国、その他	月
平成8年	5月	環境庁「大気汚染防止法」の一部改正（有害大気汚染物質排出の削減に関する規定の整備、自動車排出ガス規制の対象の拡大（125cc以下の燃動機付自転車等）の追加）、建築物等からの作業に伴うアスベストの飛散防止に係る規定の整備（他） ・環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」（地下水の水質浄化に係る措置命令等）を公布 （平成9年4月1日施行） ・大阪府「化学物質安全管理に関する総論削減計画」策定 ・環境庁「騒音規制法施行令」の一部改正の公布（特定施設に切断機（といし）を用いるものに限る。）を追加及び特定建設作業にバックホウ等を追加：平成9年10月1日施行） ・環境庁「ハンセン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準設定」 ・環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基準」設定 ・自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正	環境庁「大気汚染防止法」の一部改正（有害大気汚染物質排出の削減に関する規定の整備、自動車排出ガス規制の対象の拡大（125cc以下の燃動機付自転車等）の追加）、建築物等からの作業に伴うアスベストの飛散防止に係る規定の整備（他） ・環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」（地下水の水質浄化に係る措置命令等）を公布 （平成9年4月1日施行） ・大阪府「化学物質安全管理に関する総論削減計画」策定 ・環境庁「騒音規制法施行令」の一部改正の公布（特定施設に切断機（といし）を用いるものに限る。）を追加及び特定建設作業にバックホウ等を追加：平成9年10月1日施行） ・環境庁「ハンセン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準設定」 ・環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基準」設定 ・自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正	5月
	6月	○「大阪府環境基本計画」策定 ○リサイクルプラザ新川開設	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	6月
	7月		環境庁「騒音防止法施行規則」の一部改正（排出口における騒音指標規制基準の算定方法の改正：平成11年9月13日施行） ・ダイオキシン対策関係関係会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を提示	7月
	12月	○ニューアース'96（地球環境技術展）に大阪府参加 ○「大阪府における当面のPETボトルへの対応について」緊急答申	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	12月
	2月	○フロン回収の全市実施 ○大阪府自主フロン回収検討会の設置	環境庁「ハンセン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準設定」 ・環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基準」設定 ・自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正	2月
	3月	○クリチハ市（ブラジル）の環境保全技術交流に関する協定書に調印（第2次）	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	3月
	4月	○「大阪府公害防止設備資金助成」の乗降改正「大阪府環境保全設備資金助成」として給付対象を拡充 ○大阪府立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）開設	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	4月
	5月	○「大阪府内環境保全行動計画（エコア・フィス21）」策定	環境庁「騒音防止法施行規則」の一部改正（排出口における騒音指標規制基準の算定方法の改正：平成11年9月13日施行） ・ダイオキシン対策関係関係会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を提示	5月
	6月	○「大阪府のごみ減量化のあり方について」答申	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	6月
	7月	○「大阪府ごみ処理施設等整備計画（ISO14001）」策定	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	7月
8月	○「大阪府ごみ処理施設等整備計画（ISO14001）」策定	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	8月	
9月	○「大阪府ごみ処理施設等整備計画（ISO14001）」策定	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	9月	
10月	○「大阪府ダイオキシン類対策推進指針」策定	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	10月	
12月	○「大阪府廃棄物処理施設等整備計画」策定 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ○「大阪府環境影響評価委員会」設置 ○「大阪府ごみ処理施設等整備計画（ISO14001）」策定	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	12月	
10年	3月	○「大阪府ごみ処理施設等整備計画（ISO14001）」策定	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	3月
4月	○「大阪府環境影響評価条例」策定 ○「大阪府ごみ処理施設等整備計画（ISO14001）」策定	環境庁「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・府・都高速道路公団）	4月	



年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
平成16年	5月	○「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正 (平成16年10月18日施行 産業廃棄物の不適正処理防止対策等を追加)		
	6月	○「なにわエコ会議」設立		
	10月	○「建築物総合環境評価制度」実施 ○「まち美化/ハートナー制度」を全区におよ	7月	・「使用済み自動車の資源回収等に関する法律」の一部施行 (解体業・破砕業の許可制)

環境用語の解説

(注) 用語については、本文中に*印を付けています。

【あ】

アイドリング

自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NOx等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

アジェンダ21

1992年の地球サミットで採択された21世紀にむけて持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。

アスベスト

アスベストは石綿とも呼ばれ、天然に産する繊維状鉱物で主成分はケイ酸マグネシウム塩である。耐熱性、耐摩擦性等にすぐれているため、建設資材をはじめ幅広い用途に使用されていたが、発がんなどの健康影響を有するため、大気汚染防止法で特定粉じんに指定され、発生源に対し、規制基準が定められている。アスベストに関連があるとして確認されている疾患は、アスベスト肺、肺がん等がある。

【い】

一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素 (CO) とは、主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもので、人体への影響は急性で、血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。症状として、頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、一酸化炭素濃度が高いと、生命が危険となる。

【え】

エコ・ステーション

電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充填設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施

設。

エコマーク

環境保全を支援する商品開発の促進を目的とし、(財)日本環境協会が環境保全に役立つと認定した商品につけるシンボルマーク。「私たちの手で、地球を・環境を守ろう」という気持ちを表している。

【お】

大気汚染フェニックス事業

近畿圏の自治体から排出される廃棄物を、長期的・安定的に、また適正に処理するために生まれ、大阪湾埋立て事業、I期計画として、尼崎沖と泉大津沖に埋立処分場がある(管理型区画は平成14年3月末で受け入れ終了)。現在、II期計画として、神戸沖埋立処分場の受け入れを実施しており、大阪沖に埋立処分場の建設が進められている。

オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物質等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり濃度が高くなると目や喉に刺激を感じたり、頭痛がする。

オゾン層

成層圏の高さ25kmを中心としたオゾン(O₃)が高濃度に存在する層であり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な短波長を吸収している。オゾン層が破壊されると、皮膚がんが増加するといった人の健康への悪影響が生じるといわれている。

汚泥

下水処理場、浄水場、工場排水処理施設におい

て水を浄化した時に発生する泥状物質の総称。有機性のものや無機性のものなど、様々な性状のものがある。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素(炭酸ガス)、フロン、メタンなどがあ

【か】

化学的酸素要求量 (COD)

Chemical Oxygen Demandの略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を化学薬品で分解するときに必要な酸素量を表しており、BODと同様、汚れがひどいほど多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/lで表される。

活性汚泥

多数の好気性(呼吸時に酸素を必要とする)バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘着の薄片(フロック)を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈降しやすいため下水の生物学的処理に用いられ、この処理法を活性汚泥法という。

化製油

獣畜の肉、皮、臓器等を原料として、皮革、油脂、にかわ、肥料その他の物を製造するために捨てられた施設。

環境影響評価(環境アセスメント)制度

大規模な事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を

聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。

環境健康サーベイランス

大気汚染による健康被害を未然に防止するため、長期的かつ予見的観点をもち、地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を定期的に継続的に観察すること。

乾式測定法(紫外線吸収法)

オゾンは波長254nm付近の紫外線領域をもちともよく吸収する。試料に波長254nm付近の紫外線を照射し、オゾンによって吸収される紫外線の量を測定することでオゾン濃度を測定する方法。

官能試験

一般には人間の感覚を通して、対象物の評価を行うことをいう。においの場合は嗅覚によって評価を行うことで、悪臭や汚濁の強さ、快・不快度、においの質等を評価することができる。

区間濃度

湖の干流によって河川の流れや水位が影響される河口付近の、勾配が極めてゆるやかな区間のこと。

【き】

幾何平均値

幾何平均値とは、データ数がn個の場合、n個のデータを掛け合わせて、n乗根した値である。数式で表すと次のとおりとなり、比率を問題とする場合などに用いられる。

(幾何平均値) = $(X_1 \times X_2 \times \dots \times X_n)^{1/n}$

アスベストの測定値は、測定範囲が窄く、濃度の分布が対数正規分布型となる。このような場合、変動の大きさを比率で表現した方が理解しやすいため、幾何平均値が用いられる。

<p>臭気光療法</p> <p>試料物質またはその溶液、もしくはそれに適当な試薬を加えて発色させた溶液などの吸収波を測定して、試料中の目的成分の濃度を求める方法。窒素酸化物、光化学オキシダント等の測定に用いられている。</p>	<p>公害</p> <p>事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。</p>	<p>【こ】</p> <p>カーマールサイクル</p> <p>ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収することにより、リサイクルを図ること。</p>	<p>【さ】</p> <p>工業用水法及び建物用地下水の採取の規制の法</p> <p>律におけるストレナーとは、井戸の吸水管部と</p> <p>いう意味で用いられている。</p>
<p>急凍ろ過</p> <p>砂、アンソラサイトなどからなるろ層に、一般的にはろ過速度200～300m/日で高級処理水や凝集沈澱水を通し、その中に含まれる浮遊物を除去すること。</p>	<p>高級処理</p> <p>下水を標準活性汚泥法、あるいはこれと同程度の処理をすることを行い、下水道法では、放流水の水質は高級処理の場合、BOD20mg/L、S70mg/L、大腸菌群数3,000個/cm²以下なことが要求されている。</p>	<p>【せ】</p> <p>三点比較式臭覚法</p> <p>官能試験の一種で、無臭の空気が入っている二つの袋と採取してきた悪臭が入っている袋の3つの袋から試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらうことにより、臭いの強さを図る方法。</p>	<p>【せ】</p> <p>生物化学的酸素要求量 (BOD)</p> <p>Biochemical Oxygen Demand の略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を微生物が分解するときに必要な酸素量を表しており、汚れがひどいほど、多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。</p>
<p>キレート樹脂法</p> <p>排水中に含まれる重金属を除去するために、キレート樹脂に重金属イオンを交換吸着させて除去する方法。</p>	<p>高度処理</p> <p>活性汚泥法に代表される高級処理による下水処理水の水質を、さらに向上させるために行われる処理法のこと。SS、BODをさらに除去するための急速ろ過法や、リン、窒素を除去するための嫌気好気法、拒体利用窒素除去法などがある。</p>	<p>【し】</p> <p>時間平均騒音レベル (L50)</p> <p>対象とする時間範囲で、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるようなレベル値のこと。</p>	<p>【そ】</p> <p>洗濯排水</p> <p>排ガス中に含まれる有害物質を除去するために設置された温式洗濯機から排出される排液のこと。</p>
<p>グリーン購入</p> <p>商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷がでるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成13年度から、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律 (グリーン購入法)」が実施され、国や地方公共団体はグリーン調達に努めている。</p>	<p>自浄作用</p> <p>河川、湖、海など自然水域が、もちこまれる汚濁因子に対して、自から浄化しようとする作用で、希釈作用、生物化学的作用 (分解)、沈澱作用等がある。</p>	<p>【す】</p> <p>水準点</p> <p>水準点は、土地の高さを測定する場合に基準となる点のことをいい、水準点の高さは、地盤沈下の指標として用いられる。全国の水準点の高さは、東京都千代田区永田町1-1にある水準原点の値 (24.414m) を基準としている。</p>	<p>【た】</p> <p>ダイオキシソシン類</p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾ-フラン及びコプラナー-ポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>
<p>グリーン配送</p> <p>物品等の輸送に、低公害車などの環境負荷の少ない車を使用すること。</p>	<p>水準点</p> <p>水準点は、土地の高さを測定する場合に基準となる点のことをいい、水準点の高さは、地盤沈下の指標として用いられる。全国の水準点の高さは、東京都千代田区永田町1-1にある水準原点の値 (24.414m) を基準としている。</p>	<p>【て】</p> <p>水素イオン濃度 (pH)</p> <p>1Lの溶液中の水素イオンのグラム当量濃度のこととて、pH7のとき、その溶液は中性であり、7より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性を表している。</p>	<p>【た】</p> <p>ダイオキシソシン類</p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾ-フラン及びコプラナー-ポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>
<p>嫌気好気法 (嫌気好気活性汚泥法)</p> <p>活性汚泥法の反応タンクの一部分に嫌気 (酸素が存在しない) か少量しか存在しない状態) 部分と好気 (酸素が存在する状態) 部分を設け、状態の異なる部分を活性汚泥に連続して経路させることで生物学的にリンを除去する方法。</p>	<p>水準点</p> <p>水準点は、土地の高さを測定する場合に基準となる点のことをいい、水準点の高さは、地盤沈下の指標として用いられる。全国の水準点の高さは、東京都千代田区永田町1-1にある水準原点の値 (24.414m) を基準としている。</p>	<p>【と】</p> <p>有害イオン濃度 (pH)</p> <p>1Lの溶液中の水素イオンのグラム当量濃度のこととて、pH7のとき、その溶液は中性であり、7より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性を表している。</p>	<p>【た】</p> <p>ダイオキシソシン類</p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾ-フラン及びコプラナー-ポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>

な影響が現れないと判断される体積1kg当たりの1日の摂取量。

脱 硫

大気中の硫黄酸化物を減少させるための方法で、その原因である燃料中の硫黄分を少なくしたり、燃焼後の排ガスから硫黄分を除去すること。

炭化水素類 (HC)

炭化水素とは、炭素と水素の化合物の総称。光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素はメタンを除き非メタン炭化水素と呼ぶ。全炭化水素はこのメタンも含んだもの。大気中の炭化水素の発生源は自然由来以外では塗装や印刷などの溶剤の使用、貯蔵施設、自動車などである。

固体利用窒素除去法

好気槽に高密度の微生物を発生させた担体(通常3~4mm程度の立方体又は球体をした合成樹脂)を槽容量の約80%の割合で投入することにより、微生物による下水中の窒素の酸化(硝化反応)速度を高め窒素を除去する方法。

【ち】

直噴噴射式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一つで、燃焼室に直接燃料噴射を行うもので、耐久性に優れ燃費もよい。しかし、窒素酸化物や炭化水素の排出量が多く、また騒音も大きい。

【て】

低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等指す。大阪府は、メタノール自動車は低公害車の対象から外し、車両総重量3.5t超のLPG車は低公害車の対象に含む。

チェイスカー

野営くすなどのごみを確保するための装置。

多くの地方自治体では、下水管の詰まりや悪臭の原因等になることからチェイスカー等の使用の自費を要請している。

ディーゼル車

ガソリンよりも揮発性の低い軽油等の燃料を使って走行する車のこと。エンジンの燃焼室の形式の違いにより、直接噴射式と副室式に分類することができ。NOx及びPMの排出量はガソリン車に比べ相当大きい。

デシベル (dB)

音の強さを示す音圧レベルの単位。人間の耳の感覚は刺激の強さに比例して反応せず、刺激の強度の対数に比例するので、音の強さや音圧の尺度として対数を用い、その基準の値として微小可聴値をとったものを音圧レベルや音の強さのレベルでdBと表す。また、振動についてもdBが用いられる。

電気自動車

バッテリー(蓄電池)に積んだ電気でモータを回転させて走る自動車。自動車からの排出ガスは一切なく、走行音も通常の自動車(ガソリン車やディーゼル車など)と比べ大幅に減少する。

電気伝導度

水溶液の電気伝導度は水中に溶けているイオンの量と各イオンの電気を運ぶ速さによって比例するので、水中の電解質や全溶解固形物の量を示す指標にもなる。電気伝導度を連続的に測定することによって、排水場における排水の流入、拡散状況の把握を促進するのに役立つ。

天然ガス自動車

家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車。なかでも、天然ガスを気体のまま圧縮して、高圧ガス(CNG)

G)として利用するCNG自動車世界的に最も普及している。天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーであり、黒煙も排出されずディーゼル車と比較してNOxの排出量も大幅に少ない。

【と】

等価騒音レベル (L_{eq})

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものを、単位はデシベル (dB) が用いられる。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。家庭用のエアコン等に含まれるPCB使用部品や感染性一般廃棄物などが例げられる。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい原油、蓄し小容量性を有する硝酸、虎アルカリ、感染症産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃PCBやカドミウム等の重金属を含む汚泥など)が特別管理産業廃棄物とされている。

トータルダイエットスタディ (一日摂取量調査)

通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度に摂取されているかを把握するための調査方法。飲料水を含めた全食品を1群に分け、小売店などから食品を購入し、必要に応じて調理した後、各食品群ごとのダイエットキチンの分析を行い、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、国民一人当たりの平均的な一日摂取量を推定するもの。

トッبرانナー方式

エネルギー消費効率が、現在商品化されている製品のうちで最も優れている製品をトッبرانナーとし、トッبرانナーを自標として、それよりも優れている性能を有する商品を開発するための方式。

【な】

内分分泌乱化学物質 (環境ホルモン)

生物やヒトの体内に摂取された際、体内で蓄積されている正常なホルモン作用に影響を与える化学物質のこと。環境中に存在するいくつかの化学物質が、生体作用などの異常を引き起こす可能性があると考えられている。

【に】

二酸化硫黄 (SO₂)

石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分 (S分) が燃焼により、空気中の酸素 (O₂) と化合したものをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるといわれている。

二酸化炭素 (CO₂)

有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や発酵によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素 (NO₂)とは、主に重油、ガソリンなどの燃焼時に生じる一酸化窒素 (NO) がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒素を長い時間吸入した場合は、咳や痰が出るなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間の内に鼻や喉さらには胸の痛み、呼吸が困難になることもある。また、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

【の】

ノーポイモトルゾーン
 ポイ捨て防止を推進するモデル地区として、市内の繁華街やターミナル等に指定しているゾーンにポイ捨て禁止マークと地図を組み合わせた標識を設置し、美しいまちづくりを進めるための啓発活動を行っています。

ノーマイカーデーフリーチケット
 毎月20日のノーマイカーデー（休日の場合は翌日）と毎週金曜日に、市営交通（地下鉄・ニュートラム・バス）を600円で利用できる1日乗車券のことで、チケットを見せることにより大阪城などの観光施設の当日入場料が割引になる。

【は】

ばい塵
 大気汚染防止法で、次のものをばい塵と定められている。
 ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸塩化物 ②燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん ③物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質のうち、「カドミウム及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素」、「鉛及びその化合物」及び「窒素酸化物」

ハイブリッド車
 エンジンやモーター等の複数の動力源を組み合わせた、低公害化や省エネルギー化を図った自動車。ハイブリッド乗用車については、他の低公害車に比べ、比較的価格が高いため近年急速にその普及台数を伸ばしている。

ハイポリウムエアサンプラー
 大気中に浮遊する粒子状物質を採取する方法で、大量の外気を一定時間（一般的には24時間）吸

引して、ろ紙に捕集することのできる装置。

ハオキシアセチルナイトレート (PAN)
 光化学反応によって生成される酸化性物質のひとつで、オゾン、過酸化物とともに「光化学オキシダント」と称され、光化学反応による大気汚染の状況をあらわす指標とされている。

バス優先・専用レーン

一般道路において、特定の時間帯あるいは終日、一部の車線をバス優先（専用）とするものであり、バスの定時性の確保等の利便性向上を図るものである。

花と緑の協定

地域のグループと大阪市が協定を結び、美しい花や緑を育て、快適なまちづくりをめざそうと実施している。大阪府は、プラントナーと土、草花などを支給し、地域で草花や花木の維持管理を行ってもらっている。

バラストマット

バラストとは、線路に敷く小石や砂利のことで、そのバラストの下にゴム状のマットを敷くことにより、さらに振動を防ぐことができる。

【ひ】

ヒートアイランド

都市活動に伴うクーラー等の排熱や地表面のコンクリート化等により、都市の気温が郊外と比べて高くなる現象。等温度線を描くと、温度の高いところが島のように出現するので、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれている。

非メタン炭化水素

光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗

装や印刷などの溶剤の使用や貯蔵施設、自動車などである。

【ふ】

腐食薬水

水の流れが少ない閉鎖性水域で、栄養塩類である窒素、リンなどが流入し、プランクトンなどの異常発生がおこる現象のこと。

副室式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一つで、主燃焼室とは別に副燃焼室を持ち、両燃焼室間の絞りを通過するガスの移動を利用して攪拌混合する方法で、構造が複雑なため、直接噴射式に比べて耐久性や燃費が悪い。しかし、直接噴射式に比べて、窒素酸化物や炭化水素の排出量が少なく、また騒音も小さい。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが10μm（マイクログラム）：1mm（1000分の1）以下のものをいう。工場での物の粉砕時や自動車の走行から発生するほか、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

浮遊物質質量 (懸濁物質) (SS)

水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（濁りの程度を示す指標）BOD・CODが高くなる原因になる。

プラント排水

ごみ処理施設において、主にごみを焼却した後の燃えがらを冷却するために使用した水のこと。（その他各機器の洗浄水も含まれる。）

フロン

フロンは、フッ素と炭素からなる化合物の総称で、正式名称はフルオロカーボンという。特に塩素の入ったものをクロロフルオロカーボンとよんでいる。安定していて人体に害が無く、不燃性のため、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品などの洗浄剤、発泡剤などとして大量に使用されてきた。しかし、フロンガスがオゾン層を破壊することがわかり、日本では1996年以降はクロロフルオロカーボンは生産されていない。

粉じん

ばいじんが燃料の燃焼、電気炉の使用等に伴って発生する「すす」、「灰分」等の物質を指すのに対し、粉じんは、物の破砕、選別その他の機械的処理または堆積に伴って発生し、また飛散する物質を指す。

【へ】

ヘドロ

本来は、河川により運搬され、河口付近に堆積した微細粒子からなる超軟弱地盤のことであるが、工場排水により発生する産業汚泥が問題となっている。

ペントナイト安定液

土木工事等において、掘削時に掘削面の崩壊を防ぐために使用する、ペントナイト（粘土鉱物）を混入した液体。

【ほ】

保水性舗装

道路の表層に保水性の舗装剤（吸水性ポリマー）やマイクロ単位粒子の鉱物質（微粉炭など）を採用した舗装のことで、そこに蓄えられた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができ

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

PCBは不燃性で化学的にも安定であり、燃安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用途に使用されていた。カネミ油症事件の原因物質であり、中毒症状として、目やに、爪や口唇粘膜の色赤沈着、皮膚掻痒疹（塩素二キヒ）、爪の変形、歯肉腫や関節のはれなどが報告されている。

【ま】

まち美化パートナー制度

この制度は、繁華街やターミナルなどから大阪市が選んだ公共スペースを、市民の皆さんや事業者の方に引き受けていただき、定期的な清掃や美化啓発活動をお願いし、大阪市が必要なる支援（ユニフォーム・清掃用具・啓発用品の交付、ボランティア保険の加入、活動を顕彰するまち美化パートナーサインの掲出）をおこなうもの。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）システム

産業廃棄物を排出する事業者が「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」の処理（収集・運搬又は処分）を他者に委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・運搬業者名・処分業者名等を記載する伝票（マニフェスト）を使用して、廃棄物の流れを自ら把握・管理して産業廃棄物が最終まで適正に処理されたことを確認するための制度。

【よ】

溶存酸素 (DO)

水中に溶けている酸素量を%として表したものであり、数値が大きければ水中の酸素量も多い。溶存酸素は水質の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。

溶融スラグ

脱水汚泥や焼却灰を汚泥溶融炉で1500℃近い高温で燃やすとドロドロに融けた溶融の物質となる。この溶融の物質が冷えて固まってできる岩

状の混合固形物。

粒子状物質 (PM)

Particulate Matterの略称。固体及び液体の粒子を総称して粒子状物質と呼んでおり、ばいじん、粉じん、ミストなどのほかに、大気中で二次的に生成する硫酸ミスト等のエアロソールも含まれる。なお、粒子の大きさが2.5μm以下の粒子を一般的にPM2.5という。

【ろ】

ローポリウムエアサンプラー

大気中に浮遊する粒径10μm以下の粒子状物質を測定するためにフィルター上に捕集する装置のこと。長期間（一般的には一週間）の平均濃度の測定に用いられる。

BOD

生物化学的酸素要求量の欄を参照

CO

一酸化炭素の欄を参照

CO₂

二酸化炭素の欄を参照

COD

化学的酸素要求量の欄を参照

COP3 (気候変動枠組条約第3回締約国会議)

1997年に京都で開催され、温室効果ガスの排出を減少させる京都議定書が採択された。先進国全体で二酸化炭素換算の総排出量を1990年比で約5%削減させることなどが決定された。

dB

デシベルの欄を参照

DPF

Diesel Particulate Filter の略称。ディーゼル車の排気管に取り付けて、排ガス中の粒子状物質をフィルターでことごとく除去する装置。

H₂O

炭化水素類の欄を参照

ISO14000シリーズ

International Organization for Standardizationの略で14000シリーズは環境管理・監査の手法の国際的な統一規則である。

JICA (国際協力機構)

1975年、海外技術協力事業団と海外移住事業団の業務を引き継いで設立された。開発途上国

に対して技術・開発協力、人材養成などの支援・協力事業を行っている。

LEV-6

「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」が、国の最新規制基準より厳しい排出ガス基準を設け、その基準を満足する車をメーカー等から募集のうえ、基準を満たしていると認められた自動車を「LEV-6」（京阪神六府県市指定低排出ガス車：レブシックス）として指定している。なお、排出ガスレベルに応じて、国の最新規制基準より75%削減したものをULEV（超低排出ガスレベル）、50%削減したものをLEV（低排出ガスレベル）、25%削減したものをTLEV（移行期低排出ガスレベル）と設定している。

L₅₀

等価騒音レベルの欄を参照

LPG車

液化石油ガスを燃料としてエンジンを稼働して走行する自動車。黒煙を排出せず、ディーゼル車と比べてNOxの排出量も大幅に少ない。

L₅₀

時間等価騒音レベルの欄を参照

NO_x

二酸化窒素の欄を参照

O_x

オキシダントの欄を参照

PAN

パーオキシセチルナイトレート

PCB

ポリ塩化ビフェニルの欄を参照

<p>pH 水素イオン濃度の欄を参照</p>	<p>TDI 耐容1日摂取量の欄を参照</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">濃度の単位</p>
<p>PM (PM 2.5) 粒子状物質の欄を参照</p>	<p>TEQ (毒性等量) ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンを基準として換算した量のこと。</p>	<p>10⁻⁹ g 10⁻³ g (千分の1グラム) 10⁻⁶ g (100万分の1グラム) 10⁻⁹ g (10億分の1グラム) 10⁻¹² g (1兆分の1グラム)</p>
<p>PTIO法 PTIO (Phenyl-tetramethylimidazoline-oxide-oxyl) を酸化剤として一酸化窒素を選択的に酸化させ、一酸化窒素、二酸化窒素を同時捕提するサンブラーにより、窒素酸化物平均濃度を測定する簡易な方法。</p>	<p>UNEP (国連環境計画) 1972年に設立された環境保護を活動内容とする国連機関。事務局はケニアのナイロビにあり、国連諸機関の環境活動に対して総合的な調整管理を行う。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">濃度の単位</p>
<p>PRTR法 PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)は、有害性のある多種多様な化学物質が発生源からどのように、どれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物として移動したかというデータを把握し集計、公表するしくみで、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、平成13年4月から施行されている。</p>	<p>WECPNL (うるささ指数) 航空機騒音の評価方法で航空機騒音の特性音や継続時間の違いによる、うるささの差異及び時間帯によるうるささの差異を補正した評価単位である。</p>	<p>ppm (parts per million) 100 万分の1を1 ppmという。 大気汚染物質の場合は、1m³中の1cm³のガス容量を表している。なお、大気中の炭化水素類については炭素原子数で換算した値ppmccで表す。 ppb (parts per billion) 10億分の1を表している。 ppt (parts per trillion) 1兆分の1を表している。 ppbの1000分の1を表している。 ppbの1000分の1を表している。</p>
<p>RDF (ごみ固形燃料) Refuse Derived Fuel の略で、ごみから、紙や木などの可燃物を分別し、粉砕・圧縮・乾燥して固形燃料化したもの。</p>		
<p>SO₂ 二酸化硫黄の欄を参照</p>		
<p>SPM 浮遊粒子状物質の欄を参照</p>		
<p>SS 浮遊物質 (懸濁物質) の欄を参照</p>		